



672.1

672.1
Y689n



00265766

社會科學

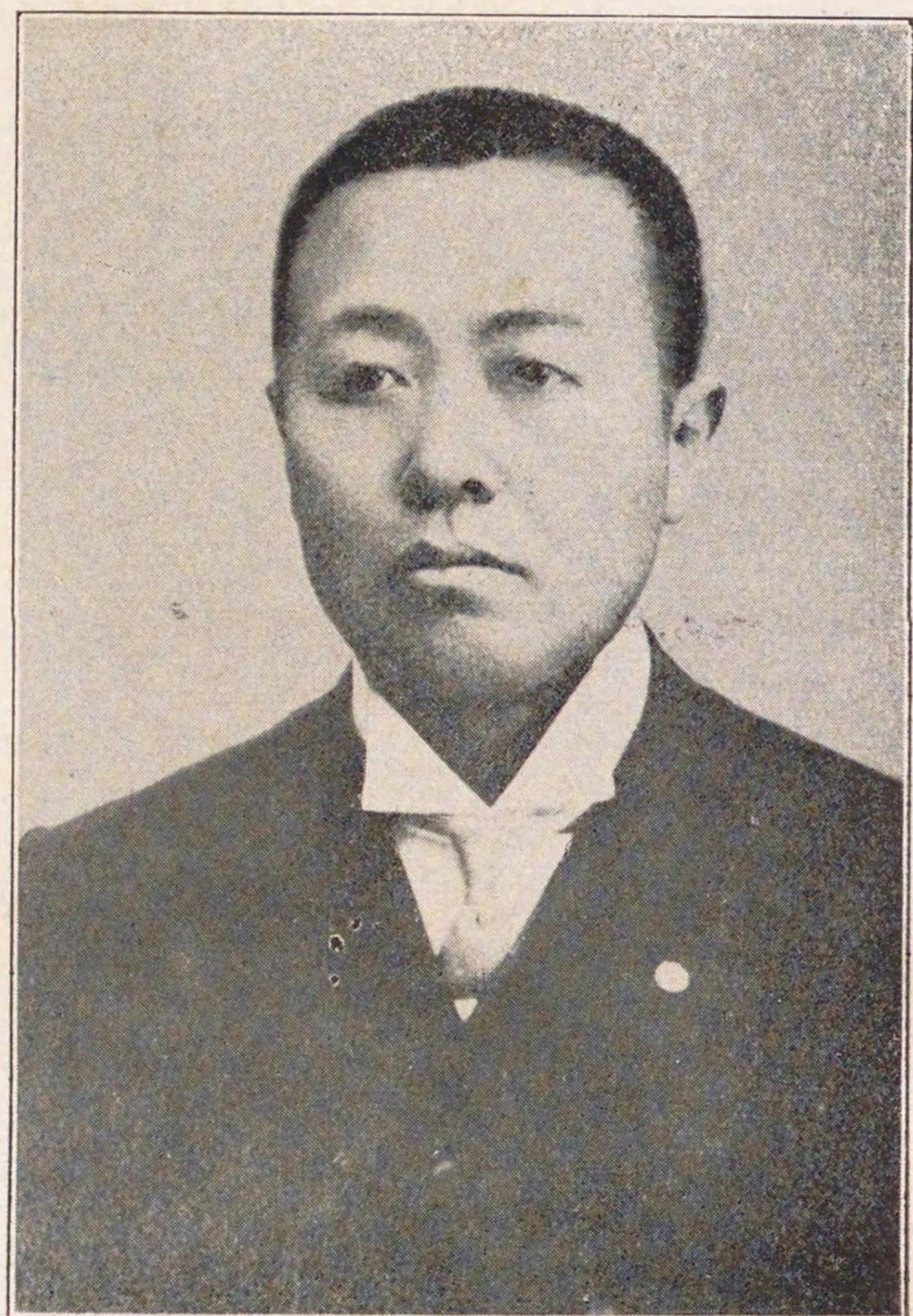


日本商業史

文學博士 橫井時冬 著

東京 白揚社 發賣





著者肖像



265766

672.17689₂

日本商業史再刊の序

一、先考博士の遺著は、二十種をこえ、其他に未刊行のものも少くないのである。既に刊行せられたものも、歿後二十餘年をけみした爲めに散佚し、今では容易に之を求めることが出来なくなつた。余は、先考の遺著をまとめて全集とすることは、先考に對する孝養の道なりと信じてゐたが、公私多端のため其機をえなかつた。然るに、白揚社主中村徳二郎君より全集の發行を勧められたので、快諾以て、日本商業史を全集の第一巻として刊行するに至つたのである。

一、日本商業史は、先考が全力を傾注したものであつて、今日猶之にかはるべき商業史は刊行せられてゐない、商科大學、各地高等商業學校の教科書として、また商業史を教授せらるゝ方の参考書として採用して下さらんことを切望する、商人傳とも云ふべき商人鏡を卷末に加へたいと思つたが頁數の都合で出来なかつたのは遺憾ではあるが、之は別卷におさめることにした。

一、本全集が、豫約の方法によらなかつたのは、購讀者に對して最も忠實なる途であると思つたが故である。

本書の刊行に際しては、早大文科卒業花村鋼造君が主として校正の任に當られた、同氏の勞に深く感謝する。

一、先考の小傳は、小杉博士が、雜誌歴史地理誌上に掲げたものである。小杉博士も今では故人となられた、

大正十五年三月十二日

遺子 横井春野しるす

横井時冬君小傳

親友 小杉 楹 邨

わが益友たりし本會賛助員横井君逝かれぬ、嗚呼悲しいかな、君と吾交りを結び初めしは、明治十七年三月の頃より、わが杉園ををりを訪はれて、何くれと本邦の歴史制度、及び歌文の事などかたらはれしが、其頃早稻田専門學校通學中にして、法學を修め居られしを、本來わが國體の世界無比なる天皇陛下を、僥倖にもいただき奉る國民は、いやしくもわが建國の大體を、心に認るを得ざれば、一日も事業に従ふを得じとの意見なり、としめされたるを聞て、よき友を得たりと、平生にゆきかひをともになしつ。其年間は、牛込區築土八幡下なる下宿業某の二階をかり居とせられき。さて小中村清矩翁、本居豊顯大人などに名簿をおくりてをりをり制度、文物、歌文、國語等の事を問はれしなり。翁は湯島天神の坂下、大人はいまだ下谷に住居せられつる頃なり。同十八年三月にいたり、余紹介して、栗田寛大人に従ひ、歴史制度などの質疑をなし、本務通學早稻田校の法學、英學等の參攷となしぬ。元來名古屋には、宣長翁このかた、本居の門人多き地といひ、特に横井千秋氏の同族なればとて、宣長

翁以下を信仰せられたり、またわが邦の經濟學といふもの、いまだ研究する地位の人多からぬを、甚くも憂慮せられ、不動産の沿革を取調べんとて、ふかく其すぢを考證しつゝ、早稻田學校卒業論文にあてられんとて、大日本不動産法沿革史といふものを編輯せられき。さて平生の嗜好は、歴史談及び書畫を始め、磁器、陶器、漆器類、またこの美術品を應用すべき茶道、それに隨伴する茶器、さびもの、またこれに適用すべき建築、庭園など、大かた余が嗜好に相同じきを以て、特に篤くも親しみをともにせり。年齢は楳邨よりはたはかりも若壯にして、安政六年十二月十四日、名古屋城内三の丸中小路といふ所に生れ、五歳にして父横井猪右衛門時相翁におくれ、母信子の養をうけられしも、十一歳にしてまた母君に別れて、みなし子となれど、兄時逸氏の世話を得て、これよりさき、慶應二年より、明治三年まで、名古屋藩明倫堂に入りて、國學、漢字をまなび、同二年二月より、愛知縣士族佐藤楚材に就て、漢學をまなびて、同六年七月にいたる、又六年十二月より、八年五月に至るまで、岐阜縣平民角田春策に従ひ、漢學を修む、これよりさき住居を移されて、名古屋より中島郡祖父江村といふ所、即ち小木曾川のほとりにて成長せられつ。かつて八年十二月より、同九年五月まで、愛知縣養成學校（即ち師範學校）に入りて、上等師範科を卒業せらる、其後十七年の二月にいたり、佐藤楚材のすゝめに依りて上京し、早稻田專門學校に入り勉強せられたり。蓋し上にいふ如く吾杉園をと

はれしは、此間の事にして、今を距る二十有三年のむかしなれば、今古の感にうたれつゝ憶へば袖も唯ならず。十九年七月廿五日に、法學科を卒業、二十年七月廿日兼修英學科を卒業せられき。又前にもいふが如くこれよりさきだちて、小中村本居などの大人たちにも物とひきかれ、なほ余にもそれこれかたらひて、今いふ美術的思想は、いよいよ養はれたるが如し。また廿年三月には、東京控訴院にて公證人試験をうけられしに、及第せらる、然るに廿一年の十一月八日、高等商業學校教員を命ぜられてより、廿三年三月助教授となられ、追々間斷なく勉強ありしからに、廿八年一月廿五日、同校教授に任せられ、高等官八等に叙せられ、四月十日正八位に叙せられ、廿九年三月廿四日十二級俸を下賜、同四月二日高等官七等に陞叙せられ、廿九年五月卅日從七位に叙せられ、三十年十一月廿五日、十一級俸を下賜、卅一年三月廿三日、農商務省より工業誌編纂材料を囑托せられて、これを取調べ、卅一年五月十日、高等官六等に陞叙、六月十日正七位に叙せらる、卅二年三月廿一日、高等工業學校より、圖案科授業開始前、授業開始に關する事項の調査、及び開始後其授業を囑托せられ、手當として年百五拾圓を給與せられ、又同九月十一日、商業教員養成所講師を囑托せられ、卅三年十二月十日、十級俸を下賜、三十四年四月六日、高等工業學校の囑托をうけて、手當として年金二百圓を給與せらる、同六月十四日、高等官五等に陞叙、同九月卅日、從六位に叙せられ、卅五年四月五日九級俸を下賜せ

らる、凡そ此間に種々の編纂、小大となく世に出たり、未だ出でざるものも多し、後に芸窓襟載といふ隨筆を自著せらる、この冊中に見ゆるもの、大かた前年來この頃までの組織に出たり、かゝれば同年五月七日、文部大臣より文學博士の學位を授與せられて、大に名譽を世間に博せらる。故に卅六年二月十七日、内閣より第五回内國勸業博覽會審査官を仰せ付らる。又同五月二十日、八級俸下賜、同十二年十四日、賞勳局より第五回内國勸業博覽會審査官に従事し、周到綿密、職責を盡し、其勞鈔からず、其賞として銀杯一箇を下賜せらる。卅七年五月十日、正六位に叙せられ、卅八年六月廿四日、勳六等瑞寶章を授けらる。いま官叙の履歷を摘要すれば、凡そ上件の如し、この廿二三年の數年月の中には、公私の旅行、東西南北かけてものせられし、みな得意の思想を培養せし所なれば、余の益友のみならず、かゝる多種に涉りて、嗜好の只ならぬ人は、實に得がたかるを、特に本務の商業今古の沿革、工業の研究などに至りては、專賣特許のかけ札をかけられよなど、つねに戯れかたらひつる人々も多しときく。さて又この横井家は、名古屋藩特有たりし、竿鷹とて竿を以て鷹の進止を指揮する、一種の鷹飼法を傳へし家なりとて、平生其事を語られるが、その事芸窓襟載にも載せられ、又其家の系圖をも載せられたり、就て見るべし。父時相翁は、名古屋藩の御鷹匠頭といふを勤務せられしとぞ。まことや時冬君は、溫厚にして謹み深く方正の性質朋友に信あり、朴素を主張せられければ、つねに

詠吟する詩歌、また記事文なども、獨りこれを決せず、其すぢの人に必益を請ふ、故に余はいつも其歌記事文、或は考證文など見ざる事なしといふも、恐らく虚飾にあらじと思ふほどなるが故に、數種に涉れる得意を能く知れり、又新古を論せず、文房具の硯印材の類、或は漆器、陶磁器又茶具、酒杯などにいたるも、をりにふれてめづらかなりとおぼえらるゝもの二つある時は、君必らずよるこぼんとて贈らるゝもの少からず、或は盆栽、或は花卉の根わけ、苗の類における、分配せられて培養するもの多し、されば余も書畫の類、名家のかける短冊を始め、公私旅行のをり、其地産の磁陶器、または細工ものなど、その度ごとに贈るを例として、かたみに樂みあへり、かかる交りかたみに親しきを以て、さきつ年本會組織の時も、よくかたらひて賛助員となしつ、去年の秋にいたり、國書刊行會といふもの起り、余も其編纂の一部監修分擔すべき事なりしに、神速に進行して、續々群書類從の中、書畫類、金石文類、園庭類、茶香類などは、君と余と、其刊行する原書を、評定すべき衆に出づるを以て、屢來往してこの數十部をえらみつゝ、ことし卅九年一月となりしに、君は二月のはじめつかた、かり初めやまひにありて起ふし只ならずときくほどに、醫師かたくいさめりとして、書を読み筆を執る事をなさざれば、多く面談なさまほしとて、いたる事屢なりしも、うち見には輕からざる容體とも見うけざれど、看護人もつきとひて、重々しげに扱はれぬ、さはいへものうち語らふには、大かた平生

にかはらぬが如く、またみづからも入院するに及ばず、自宅にて静養せよと、某醫學博士大病院にての指揮なりなど、述らるるほどなるを以て、日時を経なば復常し給はん、静閑悠々保養あらまほしなど、面會ごとに詞をかけて、いつも別れぬ。さて四月八日、朝より晝頃まで、靜に語らひ、能くうち合せて歸りしが、十三日の朝早く子息の春野氏來りて、九日より様子よろしからず、高津鍬三郎氏始終來られて、何かと注意せらる、外ならずこのよし一言をかくといふに驚きて、直ちにいたり訪ぶらふに、いかにも顔面や、浮腫みえて、おも氣に見うけれど、きのふけふは少しくよくなれり、九日朝は左の手しびれ、頭腦いたみ目くらみしが、手當の後ゆるめり、まづ此むきならむには、追々ゆるむべしなど、みづから詞をかはされたる、平生にことなる事なし、それよりわかれつゝ、不日訪はむと思ひしも、突然郷里より來客あり、日々談話する用件のために、親戚もよび寄せなどして、四五日間うちかゝり、けふはあすはと思ひながら、十八日にいたりぬ、この夜も遅くまで、其人々と語らひ十二時寢につかむとする頃、門戸をたゞく音すれば、立むかへさするに、横井よりの急使なり、危篤に及べりとのよしなれど、直ちには得いたらず、明朝はやく伺はんとて專使をかへしやりぬ、十九日朝いたる。同日高等官三等に陞叙なほ特旨を以て從五位に叙せらるゝなどの榮典ありて後、遂に逝す、嗚呼惜しいかな、同郷の親友高津、富永などの兩氏を始め、知る知られぬ人々も詰めあへり、兄時逸

氏來りあひぬ、この人には昨年秋もあひしが、不圖もこの大事あるが爲にあひ見んとはとて、互みに袖只ならず、さて一昨日便りありて、たゞちに來りぬとて、高津、富永の人々等と後事何くれの遺託もありしよしをきく。また葬儀は自葬式になして、死體を火化し、郷里祖父江村なる父母の墓畔に安置せよ、その自葬式のあるやうは、小杉によく談してよとの事なりといはるゝも、まづ胸塞がる心地す。また墓石には陰銘に略履歴の如きもの、杉山令吉に託せよ、などの事までもいひおかれぬとぞ。實に夢見るおもひにて、思ひきや、つねに吾が後の事は、君よくとりなし給へとぞ、誓ひしなれ、とて枕邊に立居もとほれせんすべなし。嗚呼悲しいかな。かくて神宮奉齋會のうちに、自葬を助くる掛員あるを以て、その人々をたのみて、同じき廿二日に谷中の祭場に於て葬儀をいとなみ、同夕日暮里村にて火化しぬ、嗚呼悲しい哉。こゝに卅八年十二月に撮影せしといふものをかり出て、複寫し本會の諸君にしめすものとす。墨蹟詩歌の類、つねに紙の小切の如きものにかいつけて、しめされたる二三なきにあらねど、君が本性、さるものもて人にはこりがに見するをいとふかくつゝまれしかば、清書せるほどの筆ならねば、ことさらにこゝには出さず。されど絶筆ともおぼしき一書あり、以てせめてこゝにさしいれあはせて著述目録をかゝげそふ。

商人鏡	二冊 和式	工藝鏡	二冊 和式
消息文變遷 <small>一名 かりのゆくへ</small>	一冊	大日本工業史 圖帳一添	二冊 和式
大日本商業史	二冊	大日本美術圖譜 <small>小杉博士 同著</small>	四帖 和式
大日本繪畫史	一冊 洋式	大日本商業史要 <small>(説明四冊添)</small>	一冊
大日本工業史要	一冊	國史撮	一冊
國史覽要	二冊	商業修身教科書 <small>井上博士 同著</small>	三冊 和式
大日本殖産史	一冊	芸窓襟載	一冊 洋式
扶桑能書傳	一冊	中島郡誌	一冊 和式

なほ未成稿のもの多し、こまかなる考證、考案などのものは、芸窓襟載にのせられもし、いはれもしつるを、よく見わきて、見る人はよく心得たまひねかし。また君からざまの號を柳城といひ、またちかく芸窓といふ。蓋し余かたはらに愛する芸をクサノカウ一盆贈りつるに、いとよく愛しつつ大に培養し、また窓のもとにもわけうるて、この名をみづからかゝげらる、隨筆にはやがてこの名を負はせつるなり。

明治三十九年四月の末旬

左に掲げし所の一篇はさきに予が帝國商業史講義録と題し試刷に附して先輩知友の間に配布せしとき學友三上參次君が寄せられし所のものにて予がこの書の編纂に従事せし來歴を明にものせられていとうれしければ同氏にこうて卷末にかゝげおきつ

學友横井時冬君博學洽聞にして性また堅忍特に考證に得意なり曩に公にせられし不動産沿革史園蔭考など皆學者間の好評を博し諸種の雑誌の上にあらはれたるものはた予輩の感服するもの多し近ころまて帝國商業史を著し其試刷を寄せられたり取り敢へず一讀して先づその坐右必備のものなるを喜び後常に参考に資していよゝその好著なるを確めぬ

此書によりて予と同じく益を享くる人は極めて多からんされども横井君が此書を著すに當り長き年月の間如何に辛苦せられしかを熟知するは恐らくは予に若くものなかるべし去に明治廿一年の冬なり文部省の高等商業學校新たに内國商業史取調係を横井君を擧げ文學士土子金四郎菅沼貞風の二君と共に専ら其事に與らしめたり然るに幾ならずして土子君は留學の爲めに歐米に出發せられ菅沼君は南洋諸島に計畫するところありてまた渡航せられしが不幸にしてマニラに病没せられぬそれより後は横井君獨り發奮して事に當り商業學校もまた保護を與へられしかば我帝國大學の書庫及び史誌編纂係、帝國博物館、東京圖書館、内閣の書庫、水戸の彰考館などに藏せる貴重の圖書を閲覽し或は東京府廳に

請ひて舊幕府よりの引継ぎ書を攻索し或は舊藩主の邸に就きて其記録を檢覈し或は實際の經驗ある古老に質し或は米相場の事を調査せんが爲めに久しく大阪市に出張するなど専ら材料の該博にして且精確ならんを務められたり越えて明治廿五年の五月に至り講義録として一旦之を印刷し以て商業學校の學生に課し兼ねて先輩知友の間に配布してその批評をもとめられき材料の該博精確なるはそれかくの如し而して之を綴るに當りても此類の書が動もすればたゞ事實を列擧するに止り所謂質極めて文に勝つ弊に陥るに似ず能く之を消化し巧みに之を綜合せられたれば嚼蠟の嫌ひ蓋し割合に少し

夫れ商業は社會生存の要素なり然るに從來の史書は意をこゝに致さずたゞ食貨志の如きものありてその一部分の沿革を記せるのみ學者の遺憾尠なりとせず一兩年前にいたり遠藤芳樹君の日本商業志と題するもの世に出でたり甚だ精細正確なりといへども稍綜合を缺けるに似たり是れその主として編年體によりしに基くならん日本商業史といふものまた故菅沼君の遺稿として公にせられたりこれは紀傳體を用ひ分疏宜しきを得たれども惜いかな筆を徳川氏の鎖港に絶つを以て世人の最も知らんと欲する近世の事に於ては闕如たり予は是等の好著を評隲するには非ざれども横井君の此書こそ完成せる本邦の商業史とは云はめまた以て前二書の缺を補ふに足らんと思ふなりもとより毫末も間然するところなしとはあらざれども横井君のごとき博學堅忍の人が多年の時日と非常の辛苦とを以てせらるゝにあ

らざれば決して成し得べからざるものと信ず今や再度の試刷に附せらるゝに際し予に一言をもとめる乃ち略此書の來歴を讀者に吹聴する事しかり敢へて之を以て此書を輕重せんとするにはあらずまた時に自から勗めんとするのみ

明治廿六年三月

三 上 参 次 識

日本商業史目次

卷一

第一編 太古より寧樂朝の末に至る……………一

第一章 商業の起原、内地商業の概略……………一

第二章 貨幣……………六

第三章 度量權衡……………九

第四章 賣買、貸借、質舉に関する法則……………二

第五章 内地交通の概略……………一九

第六章 朝鮮の交通附渤海……………二四

第七章 支那の交通……………二七

第二編 平安朝より王朝の末に至る……………三〇

目次

第八章 京師市街の制并に市制……………三〇

第九章 内地商業の概略……………三六

第十章 貨幣度量衡……………三六

第十一章 賣買、貸借、質舉に関する法則……………四二

第十二章 内地交通の概略……………四四

第十三章 朝鮮支那の交通貿易……………五二

第三編 鎌倉幕府時代……………五八

第十四章 鎌倉市街の制……………五八

第十五章 内地商業の概略……………六〇

第十六章 貨幣及度量衡……………六二

第十七章 賣買、貸借、質舉に関する法制……………六四

第十八章 内地交通の概略……………六七

第十九章 朝鮮支那交通貿易……………七〇

第四編 足利幕府時代より織田豊臣幕府時代に至る……………七三

第二十章 内地商業の概略……………七三

第二十一章 貨幣度量衡……………七九

第二十二章 賣買、貸借、質舉に関する法則……………八三

第二十三章 内地交通の概略……………八七

第二十四章 支那及朝鮮貿易……………九〇

第二十五章 日本人朝鮮支那の侵略……………九六

第二十六章 内地貿易の發達……………一〇〇

第二十七章 航海業の發達……………一〇六

第二十八章 鑛業の發達……………一〇八

第二十九章 堺の商人……………一一〇

卷 一一

第五編 徳川幕府時代……………一二三

第三十章 江戸開府并に江戸の商業……………一二三

第三十一章 京都の商業……………一三三

第三十二章 大坂の商業……………一三六

第三十三章 各藩城市の位置……………一三〇

第三十四章 貨幣藩札并に度量衡……………一三五

第三十五章 驛傳及飛脚業……………一四一

第三十六章 菱垣廻船、樽廻船附廻船法規……………一五〇

第三十七章 商業の株式……………一五七

第三十八章 蝦夷の商業……………一六三

第三十九章 琉球の商業附琉球王世系表……………一六八

第四十章 江戸日本橋の魚市及大坂の三大市附兩毛の絹市……………一七三

第四十一章 米相場及金銀錢相場……………一七六

第四十二章 流通手形附手形諸式……………一八六

第四十三章 賣買貸借、典質に關する法制……………一九五

第四十四章 江州及越中富山の行商……………二〇四

第四十五章 特殊の商人……………二〇七

第四十六章 南洋貿易及航海業の發達……………二二七

第四十七章 阿蘭陀人及英吉利人の貿易……………三二二

第四十八章 墨哥の新航路、銷港及渡海の禁止……………三二六

第四十九章 朝鮮貿易附朝鮮王李氏略系……………三三一

第五十章 長崎における清蘭の貿易……………三三七

第五十一章 水産物附煎海鼠鱧鱒番立直段表……………三四六

第五十二章 鑛業……………三五〇

第五十三章 開港及條約……………二五五

第六編 維新後

第五十四章 通貨……………二六五

第五十五章 債……………二八五

第五十六章 度量衡……………二九〇

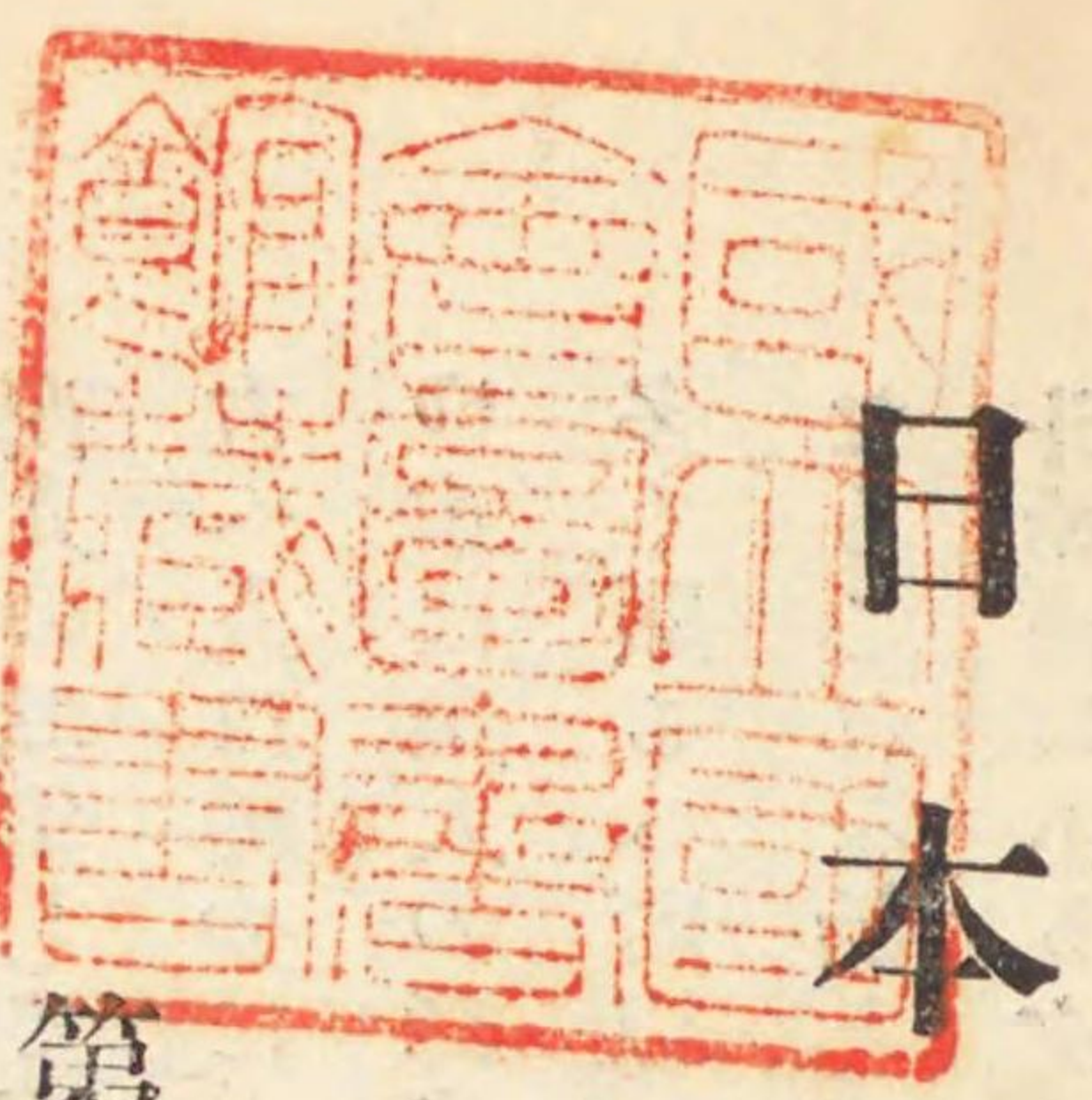
第五十七章 郵便……………二九六

目次

第六

第五十八章	電信及電話	三〇一
第五十九章	鐵道	三〇七
第六十章	海運	三三三
第六十一章	商業教育	三三八
第六十二章	商業會議所	三四一
第六十三章	商業會社	三四六
第六十四章	銀行	三五四
第六十五章	取引所	三六一
第六十六章	保險	三九五
第六十七章	倉庫業	四三三
第六十八章	條約改正内地貿易	四三七
第六十九章	東洋貿易	四四四
第七十章	米國貿易	四三二
第七十一章	歐洲貿易	四三六

(目次終り)



日本商業史 卷一

横井時冬 著

第一編 太古より寧樂朝の末に至る

第一章 商業の起原、内地商業の概略

太古草昧の世人類の聚合して邦土をなすや其生活甚だ單純なるものゆる各自田獵して食ひ紡織して衣るに過ぎざりきされども人智や、開くるに及ひては其餘あるものを貯藏して漸く後の闕乏に備ふるに至る其後一層人智の開くるや己が餘れるものを以て他の足らざるものに與へ互に相易へて其用に供すこれを交易といふ太古火照命、火遠理命又名天津日高日子穗々手見命の兄弟海山の幸易へをなし給ひしは我大八洲において交易をなすこれを始とす今商估にて祭る所の惠美須神はこの火遠理命なりともいへり其交易にして要る所専ら利にあるときはこれを商といふあきは飽充滿足の義にして其商をなすをあきなふとい

第一編 第一章 商業の起原、内地商業の概略

ふ即ちこれ賣買なり又物をあきなふをうるといふは利益を得るの義にして物を購ふをかふといふはかふるの義なりとぞさて其かふるに當ては彼此大率價值を定めざるべからずあたひは當合の義にして其需要物の多寡と其交易物の精粗とに従ひて彼此適合する所の度をいふ即布若干を以て穀若干に易へ絹若干を以て馬若干に易ふるの類なりこれら又交易の一變して賣買となれる一證とすべし己れ必しも要するにはあらざれども人の餘れる物を買ひてこれを貯蓄し需要の人を待ちてこれを賣り利益を得るを以て業とする者いづこれを商人といふ商人の聚集して賣買する地を市といふ市は元來人の群集する所の名にして衆人の集會する所を天高市といひ天皇の都城として百官の集會する地に高市の名あるが如きこれ其例なり賣買は衆人の群集する地を便利とするが故に市に於いてこれを行ふにより後には遂に商人の群集して賣買する地の名とはなりぬ

古へ人口稀少にして部落各所に散在したる時代に在ては有無相通するの道大むね市によりしものと見ゆ市は衆人の群集する所なれば商業をなすには便利なりしならんこれ古代商業に關しては市の事最も多く顯るゝ所以か今其重なるものを擧ぐれば應神天皇の朝に輕市和あり市を立つることのものに見えたるこれを始とす其後雄略天皇の朝に餌香市河あり武烈天皇の朝に海柘榴市和あり敏達天皇の朝に阿斗桑市和あり文武天皇の朝藤原の都に始て東西市あり樂寧和の朝に東西市及小川市美濃深津市備後阿部市河

辰市和などありきことに餌香市、海柘榴市は最も有名のものにして雄略天皇の時齒田根命より没官したる資財を餌香市の橘樹のもとに置きて賣却せしめ給ひしこと見え又顯宗天皇の縮見屯倉シノミツノクラ倉首が家の室壽ムロの御歌に吾儂者旨酒餌香市ワカマヒハムサケエカノイチニタヒチモアカハス不ニ以シ直買チモアカハスと誇り給ひしこと見ゆこは高麗人が餌香市に來りて旨酒を醸しゝに時人競うて高價を以て買飲せし故なりといふ海柘榴市の如きも武烈天皇の歌場衆ウタカキに入りて歌ひ給ひしこと見え又推古天皇の朝唐客入京の日飴騎を遣して海柘榴市に迎へしめ給ひしこと見ゆさればこの二所は當時繁昌なる市場とこそ覺ゆれこの外交交通便利の地には市場もありしものと見え常陸茨城郡高濱の海邊出雲島根郡朝酌アサクサセト促戸渡トなどには百貨輻湊して市人の往來せしことものに見ゆればなり又そのかみは遷都屢ありて經營に違なく規模鴻大ならずと雖も寧樂の都に至りてはことに建築術の進歩したる時代なれば其規模鴻大にして壯麗なりしとおもはる其大略をいへば朱雀大路を中に置き左右兩京四坊を設け東西九條の大路を區畫したり今田島アサヒの字に三條、五條或は七條、八條などの名あるを以て知るべし今の奈良市街は纔に東京の一隅にして春日里及東大寺興福寺の境内に係れり寧樂の都の市街は養老七年の詔によりて五位以下及庶人に至るまで力營辨に堪ゆるものは瓦を以て屋を葺き塗るに丹堊を以てせり又宮城の美を盡せる事は今日現存する唐招提寺の講堂を見ておもひやるべし講堂は平安宮の朝集堂なればなりこれによりても東西市の盛なりしこと自ら知られき

又遠く物を鬻ぎて營とする行商の如きもはやくよりありしものと見え雄略天皇の朝播磨アヤシチマ文石小鷹シノタカが暴虐を以て商客のフナ船を斷ち物品を奪ひ取しこと見え又欽明天皇の朝山背深草の人秦ハタノホソチ太津父が伊勢に向ひて商價し還る途次山中にて二狼の鬪ふを見てこれを救ひしこと見ゆ又寧樂の朝大安寺の修多羅分錢三十貫を借りて越前の都魯鹿津に行きて商賣したること見ゆればはや山を越へ海を渡りて利を求めしものありしなるべし秦太津父は欽明天皇の御夢に入りしより頻りに優寵を蒙り遂に大藏省ツカサを拜するに至れりこは賣買沽價の法を掌るものにて市司の始なりとす又舒明天皇の朝上毛野宗應カミフケノムナシロに商長アキヲサの姓を授け給ひきこは後世の大藏省及東西市司の職掌の如きものならん宗應は崇峻天皇の朝吳國へ遣され吳權を持還りし久比の子なればがゝる優恩を蒙るも偶然の事にはあらざるなり孝德天皇の朝大化改新の詔によりて世襲の職を廢し給ひ賣買に關する沽價訴訟の事も國司の掌る所となりぬ又京師を修めて京坊毎に長人を置き又四坊に令一人を置いて戸口を按檢し奸非を督察する事を掌らしめ給ひきされど最も市制の備りしは大寶以後の事なるべし

大寶令に至り大藏卿は全國の權衡、度量、賣買、沽價の事を總轄し京師は左右京職太夫にて市塵、度量の事を掌り其下に東西市正ありて財貨、交易、器物眞偽、度量輕重、賣買沽價の事を掌り東西市には佑、令史、價長、物部、使部、直丁等ありて庶務を分擔し又地方は國司にて取扱ひしものゝ如し

そは攝津職太夫に於いて市塵度量の事を掌れるを見て知るべし又彈正臺を置き其弼以下の官人をして宮城及左右兩京を巡察して非違を糾彈せしめらる

凡市は恒に午時を以て集り日入前鼓を三たび撃ちて散す市は肆毎に標をたて行名をしるさしむ市にて興販するものは男女坐を別にせしむ市司貨物を時價に准し三等とす官私權衡度量は毎年三月大藏省に請うて平校せしむ地方は國司にて平校するを聽す横刀、鎗、鞍、漆器の屬は各鑿造者の姓名を題さしむ行濫のものを以て交易するものは沒官し短狹法の如くならざるものは其主に還す官の市買を除き皆市に就いて交易し坐ながら物主を召び時價に違ふことを得ず皇親及五位以上は帳内資人及家人奴婢等を遣し市肆を定めて興販するを得ず

内地に於ける外國貿易場の重なるものは筑紫の那津、上國の難波なりき那津は筑紫の大津にして外舶輻湊し難波も亦上國の大津にして津の國と稱し津守氏を置きて其事を掌らしむ難波は筑紫より上國に入るの關門にして蕃客常に群集す仁德天皇の都を奠め給ふに及びて難波の津益々繁昌す文武天皇の大寶令を定め給ふや内地を往來する蕃客の所有物を録申せしめ弓箭兵器等を以て諸蕃と交易することを禁じ且官司の未だ交易せざる前私に諸蕃と交易するものは其物品を沒官すなど規定し給へり其後孝謙天皇神護景雲二年十月左右大臣に大宰の綿二萬屯大納言に一萬屯以下朝臣に綿を賜ひて新羅交關の物

を買はしめらるるされど皆朝廷若くは官人の貿易にして未だ一般の人民は自由に貿易をなすこと能はざりき古事記、日本書紀、釋日本紀、令義解、新撰姓氏錄、出雲風土記、常陸風土記、靈異記、類聚三代格、帝王編年記、扶桑略記、和訓栞、上古賣買起原

第二章 貨 幣

我邦上古に在ては稻穀布帛の類を以て物貨と交換し恰もこれ稻穀布帛は當時の通貨なりき畢竟上古我邦に土産の金銀なかりし故ならん金銀の産せざりし事は素盞鳴尊が韓郷の島は金銀あり若し吾兒をして御する國たらしめば浮寶なくして佳ならずやとの給ひ又仲哀天皇の熊襲を討し給ふや當時の神託にもタクフスマシラキ栲衾新羅の國は金銀彩色多しとの給ひきこれらの事を思合すれば太古より金銀の産せざりし事明かなり神功皇后以來屢韓土支那より金銀を貢せしと雖も甚これを貴重し大概佛像其他器具裝飾の用に供せしに過ぎず銀は天武天皇白鳳三年對馬國司守忍海造大國對馬下縣郡より採りて貢上したるを始とす銅は太古より我邦に産せしものと見え伊弉諾尊に白銅鏡あり其後銅を以て武器を作り又鏡を作りたる事見ゆことに崇神天皇の鑄給ひし寶鏡は銅なりといふされば銅の早くより我邦に産せしこと明かなりされど熟銅の出でしは元明天皇慶雲五年武藏國秩父郡より献したるを始とす當時神祇の瑞寶を顯すものとなして年號を和銅と改め給ひき其後銅の多く我邦に産せし事は聖武天皇の盧舍那佛の大像を鑄給ふや熟銅七十三萬九千五百六十斤を費し塔及鐘に十萬八千二百斤五兩を費し給ひきこの他諸寺の建築佛像の鑄造に用ゐ給ひし料も多かりしなるべし金は聖武天皇天平廿一年陸奥守從五位上百濟王敬福陸奥小田郡金華山より採りて獻せしを始とす當時天皇大に佛法に歸依し東大寺の盧舍那佛を塗るため遣唐使をいだし黄金を買はしめんとし給ひしをりなれば大に嘉賞し給ひ全く佛陀の加護慈賜に出でしものとなし東大寺に行幸して盧舍那佛を拜し年號を天平感寶と改め敬福に從三位を授け宮内卿に移らしめ給ひきこれより先き文武天皇の朝對馬より黄金を貢するものあり元を建て、大寶元年とし又大倭國忍海郡三田首五瀬を對馬に遣し黄金を治はしめらる五瀬黄金を獲て復命せしかば五瀬に封五十戸田十町を賜ふ實は五瀬韓地に於いてこれを取り朝廷を欺きたるものなりといふそは聖武天皇の詔に大倭國は開關以來黄金は人の國より獻ることはあれども斯地にはなき物と念へるになどの給ひしにて知るべし

我邦に於て錢貨の顯れたるは顯宗天皇の朝稻斛銀錢一文とあるを始とすされども銀の出でざりし時代といひ且鑄錢の事絶えてものに見えざれば或は外國より輸入したるものを用ゐしにはあらざるか其後天武天皇白鳳十二年詔して自今以後必ず銅錢を用ゐるなけれ又銀錢を用ゐることを止るなけれなどありと雖も何れの年何れの處に於いて鑄造せられしや詳ならず持統天皇の朝廣直肆大宅朝臣

磨、勅大貳壹忌寸八島、黃書連本實等鑄鐵司を拜すとあり其後文武天皇の朝始て鑄錢司を置き直大肆中臣朝臣意味磨を以て長官とすとあるによりて考ふれば持統天皇の朝には官を拜せしものあるも別に官衙を設くるには至らざりしか當時鑄錢司を置れしを見れば必ず錢貨の鑄造ありしなるべしされど其製形を知らず大寶令を定め給ふや大藏省に於いて錢金銀の事を掌り其所管の典鑄司に於いて金銀銅錢を鑄造する等の事を掌れり又國內銅鐵を出せる所ありて官未だ採らざるものは百姓の私に採るを聽し又凡山澤に異寶異木及金玉銀彩色襍物あるを知り國用に供するに堪へん者は皆太政官に申して奏聞せしめらる元明天皇和銅元年始て催鑄錢司を置き從五位上多治比真人三宅磨を以てこれに任すこれによりて諸國にも鑄錢司を置れし事明かなり催鑄錢司は諸國の鑄錢を驅催す義なればなり又同じき年始て銀錢并に銅錢を鑄りてこれを行はしめらる共に文を和同開珍といふ明る二年銀錢を廢し一に銅錢を行はしめ同じき三年に至りまた銀錢を禁すなどあるを見れば銀錢よりも寧ろ銅錢を用ゐる方便なりしならんかこれより銅錢を諸國に於いて鑄造したるなるべしこれまで稻穀布帛を以て通貨としたる慣習は容易に脱せざるものと見え和銅年中種々の方便を以て錢貨の用を知らしめ給ひきかく一意に獎勵し給ひしかば私鑄錢を用ゐるものも出來りしと見え私に錢を鑄る者は斬に處するとの法律を定め給ひ又錢を撰ぶ事を禁じ給ふなどを見ればや、錢貨を用ゐるやうになりしものか淳仁天皇天平寶字四年金銀

銅の三貨を鑄り並に世に行はしめらる金錢の文を開基勝寶といひ銀錢の十に當る 銀錢の文を太平元寶といひ新錢の十に當る 銅錢の文を萬年通寶といふ舊錢の十に當る 稱徳天皇も亦天平神護元年銅錢を鑄りて前の新錢と共に世に行はしめらる其文を神功開寶といひしとぞ日本書紀、續日本紀、三代實錄、令義解、朝野群載、扶桑略記、年代曆、小右記

第三章 度量權衡

太古物の長短を量るにアタ大指と中指とを擡げて其廣ツカ握物を手に握みて四指の廣ヒロ左右の臂を擡げて其廣ツカ等の名稱ありて未だ尺度の器あるを聞かず只手置帆負オキホ、彥狹知ヒコサシの二神天御量を以て大峽小峽の材を伐り瑞殿を造り給ふこと見ゆこれ尺度の類なるべけれども其製作いかなりしにや今考ふるに由なし器を設けて物を量りしこと何れの御世より始まりけんされども神功皇后征韓以來彼土の器財を多く齎し來れば或は尺度も此時に來りしならんか又應神天皇の朝吳織穴織など來り雄略天皇の朝漢吳の二工來りしにより何れ工女來らば尺は齎しきたりしならんことに雄略天皇の朝は大に建築術に意を用ひ給ひ鬪鷄御田ツケミダ、猪名部真根イマの如き良工もありければ必ず尺度なくては不便ならん故にこれ等を以て考ふれば高麗尺支那尺渡來して既に使用せしならん孝徳天皇の朝今の曲尺に同じき尺を設られぬこれ所謂令前の常用尺なり文武天皇の令を定め給ふや凡度十分を寸とし十寸を尺とし一尺二寸を大尺の一尺とし十尺を一丈とす

地を度り銀銅穀を量るには皆大尺曲尺一尺一寸七分三厘六を用ゐる常用には官私悉皆小尺曲尺九寸七分八厘を用ゐしめ度量權を用ゐる官司には皆様を給せらる様は銅を以て製す大尺は高麗尺にして當時唐制に據りて度に大小の別は立給ひしかど度法は從來慣用の高麗尺を以て大尺とし唐の大尺を採りて小尺としたるまでなり此小尺は曲尺にして大寶より稍長きは歲月を経て訛長したるものならん又この小尺の世に存するは東大寺所傳の天平尺曲尺九寸七分八厘法隆寺所傳の鏤牙尺同陸奥國慧日寺所傳の鏤牙尺八分二厘なり又この大尺即高麗尺は中古竹量と稱して用ゐしが近世に至り遂に吳服尺とはなりぬ元明天皇和銅六年度量權の改制あり從前の大尺高麗尺を廢し唐の大小尺を用ゐて其大尺曲尺九寸七分八厘を常用と度地とに用ゐる小尺曲尺八寸一分五厘は晷景を測り湯藥を合するにのみ用ゐしめらる和銅小尺の今世に残りたるは高野尺曲尺七寸九分東寺金蓮院尺八寸一分楨尾尺八寸二分泉涌寺尺八寸二分大安寺尺八寸三分法壽菴尺八寸三分等なりとす元正天皇養老四年尺様を諸國に頒ち給ふこと見ゆされどもこの頌尺は和銅尺にして別に改まりし所なし

太古量のことをいはずされども稻は必ず束把を以て數へ穀は必ず器ありて其多少を量りしならん量の史に見えたるは顯宗天皇の朝稻斛に銀錢一文とあるを始とす此時度量の制ありしにや又漢土の度量を傳へて用ゐたりしにや知るべからず欽明天皇の朝麥種一千斛を以て百濟王に賜ふとあれば既に定制ありしものならんか又舒明天皇の朝始て斗升斤兩を定め給ふ事ものに見ゆこの御宇には犬上君御田耜、

藥師惠日などを唐に遣し給ふことあるによればこの制は唐制によりて定め給ふものか世に令前の大小量といふは大寶以前に用ゐたる量にて上古より用ゐたるものなりや又舒明天皇の朝より用ゐたるものなりや確かならず法隆寺に太子升とて當時の一斗量と覺しき今升五升ものあり又寧樂の南圓堂に布施升あり其容全く法隆寺太子升に同じといふさればこれ令前の一升量なるべし令前大量今升五合八分四厘小量今升一合六分四厘と定めたるは横山由清の説に従ふ崇峻天皇の朝權衡を吳國より傳へし以來權衡によりて量法を定め穀は大一斤百六を一升今升五合八分四厘とし大十斤を一斗とし頌は大一斤の穀を得べき量を一把とし大十斤の穀を得べき量を一束としそれを稻一斤といふ法隆寺に度量貳拾衡ある由ものに見ゆるはこの稻量をいふなり伊勢の神嘗祭カケチカラノイネに懸稅稻といふものあるに思ひ合すればいよく明かなる事ならん文武天皇の令を制し給ふや量十合を升とし今升四合五撮三升を大升とし今升一升九合八分十升を斗とし十斗を斛とすとありて専ら唐制に倣ひ給ひしものと思はる今升に比較したる量は横山由清の説に従ふ今日現存する古器中此升に稍近きは法隆寺銅製の釣升にて銘に重大廿六斤受一石四斗とあるものにて今升の六斗四升九合許を容る此一升は即四合六勺三撮五抄餘にあればなり又元明天皇和銅六年度量權の制を改め令前の制に復し給へり

權衡の始さだかならず崇峻天皇の朝上毛野久比を吳國に遣されしが歸朝の時彼より齎したる種々の物を獻せし中に吳權ありしをしるしめさずして問はせ給ふに吳國にて萬物を懸定めて交易をなさしむる

ものにて名を波賀理といふよし奏せしを始とす舒明天皇の朝斗升斤兩を定め給ひしは唐制に據り給ひしものならんか文武天皇の令を定め給ふや權衡は廿四銖一銖四分一厘六六を兩十とし三兩を大兩とし十六兩を斤百六十とす世に唐目といふとし銀銅穀を量るには大稱を用ゐしめらるこれ専ら唐制に據り給ひしものと思はる舊唐書開元通寶錢

重二銖四紫積十文重一兩一千文重六斤四兩と見えたるに由り今開元錢を今秤を以て量るに其重八九分元明天皇和銅六年の改より一匁二分に至る依て一錢を以て今秤の一匁と定めて唐の權衡を量れり右横山由清の説に従ふ

正には又大化以前の舊に復し給へり令の量目との比較は東大寺正倉院に傳ふる所の銀壺天平神護三年重五十五斤銀臺重六十斤其他銅鉢臺、銅皿、八角鏡、花盤などの欸識に其量を記したると法隆寺に傳ふる所の沈水香アスカに其量を墨書したるとに據てこれを知れり大稱、銖四分六厘七八兩十一匁二分五厘斤百八十匁世に大和目と云ふ聖武天皇の皇后安宿媛アスカの其父不比等の家におはし、時支那より得たる稱尺を以て市に入りその使用法を教へ給ひしことみゆされば寧樂朝に至りても尙稱尺を用ゐるに馴ざりしにや又支那より得たる稱尺といふは今何様のものなるを知らず法隆寺に吳量、福量、倭量などあり東大寺に吳斤定、國斤定などいふものあるを見れば當時くさくさの權衡ありしなるべし日本書紀、續日本紀、令義解、新撰姓氏錄、大神宮儀式帳、法隆寺資財帳、東大寺續史錄、一

本朝度量衡略説

第四章 賣買、貸借、質舉に關する法制

賣買の道未だ開けざる時代に在ては其所謂賣買とは物と物との交換に過ぎざることなるが我邦にても古へは貨幣の鑄造乏しかりし故往々物と物との交換をなし後世に至るもなほこの慣習を脱せざりき

顯宗天皇の朝百姓殷富稻斛銀錢一文とあるに依ればはや既に貨幣を使用したるものゝ如しされどこの以前我邦にて鑄錢の事ものに見えざれば或は外國より輸入し來りたるものにはあらざるか齊明天皇の朝高勾麗人が熊皮一枚價綿六十斤といひしが如きは正しく物と物との交換なりき天武天皇の朝銀銅錢を用ゐたること見え持統天皇の朝鑄錢司を拜するもの見ゆ又元明天皇の朝和銅二年交關雜物價錢四文以上は銀錢を用ゐる三文以下は銅錢を用ゐしめ給ひ又同じき四年穀六升を以て錢一文に充て交換せしめ給ひ又同じき五年諸國送る所の調庸物を錢に換さしめ錢五文を以て布一常に準じ給ふなど専ら錢貨の用を知らしめ給ひしかどなほ錢貨の少きにや蓄錢の多少によりて位を授け給ひき又同じき六年土地を賣買するに錢を以て價となし他物を以て價となすことを禁せらるれば土地すら他物を以て賣買の媒介物となしたるものありしなるべしなほこの後も他物を以て賣買したることは天平勝寶七年東大寺越前桑原莊券、天平神護三年伊何我部廣麿が解文に土地の價を稻何束としるしたるにて知るべし

土地にまれ物件にまれ自由に賣買することを聽されしも獨僧尼はこの權利を有せざりきされど和銅六年以來屢寺家に於て田園を買收することを禁せられしを見れば當時佛法盛にして禁令を犯すに至りし

ものならんか凡家長あらば其子孫弟姪等輒く奴婢、雜畜、田宅及この他の財物を私に賣ることを得ず奴婢の賣買は皆本部の官司を経て立券せしむることなほ土地の賣買に於けるが如し馬牛は只保證を立て私券を取るまでにて官司を経ず此他の物件は別に制限する所なし奴婢、馬牛を買ひ立券の後始て舊病あることを知るときは三日内に賣主に返すことを得せしむ賣主に於いて無病なりと欺きたるものは市法によりて罰せらる直半分を渡し財物焼亡したる時は所謂水火損敗の類にて賣主其償の責に任せず又直半分を渡し本主死亡したる時は其親に對して契約を履行せしむべし若し親なきときは其殘直をいだし四隣五保に付して功德を營ましむる等なり

孝徳天皇の大化改新の詔によりて班田の法を施し給ひしより土地の賣買は一般に禁せられしと雖もなほ私墾の土地に至りては自由に賣買を聽されしものゝ如し凡大化より五十六年を経て文武天皇の大寶に至り田令を以て土地に關する制度を定め給ひき

凡宅地田園を賣買するには皆所部の官司を経て申牒したる後聽さるゝものとす只其倉屋は證據分明なるを要するまでにて官司を経るに及ばず直半分を渡し宅地焼亡したる時は賣主に於いて其責を負はず蓋し損益相半すればなり土地の賣買は物件と違ひ最も丁重なる取扱を要する者にて所謂國判立券にして三通を要し一通は國に留め一通は郡に留め一通は買主に留むること天平寶字元年十市郡司解に見ゆ

又沽券には四至、面積、代價等を詳記し且保證人を立つることにて天平勝寶三年柘植郷長解文には郷長、證人、筆取、稅長などの名さへ見えたりされば後世の僅に私券を作りて賣買したる比にはあらざるなり

往古の券契には今日用ゐる所の實印の如きものを用ゐしや當時と雖も印章はあれど今日の如く一般に用ゐるものにあらずして印章に官印私印の別ありて私印は官許を得て用ゐしものと覺ゆそは惠美押勝に惠美家の印を聽すとあるにて知るべし天平寶字年間の東大寺文書中に生江息島畫師池守が姓名の印ツキ調足鷹の各印などあれど券契に用ゐたるものにあらず券契は大抵草名若くは押字なりき天平勝寶三年柘植郷長解文には田主敢臣安萬呂が下に左手の食指を以て押したりそは戸令に字を解せざるものは指を畫して記と爲よとあるものにて後世の拇印はこれらの變じたるにはあらざるか又券契を呼びて手形といふも掌を押して證左とせしよりの名なりといふ寧樂朝よりはやゝ後の事なれど伊都内親王の御願文後白河天皇の御起請文などには御掌を朱に浸して所々に押し給ふものありさればこれより以前にもかゝる例ありしにや日本書紀、續日本紀、令義解、東大寺小櫃文書、法曹至要抄、物價通考、和訓栞、私印押字沿革

既に賣買の道ありて有無相通すと雖も亦一時互に融通して用を辨ずるの道なかるべからずこゝに於いてか貸借の事起れり往古は借貸、出舉自ら別ありて本を徴し利子を要せざるものを借貸といひ本利共

に徴するを出舉といふ出舉は本をいだして利を收むるの義なり出舉に又公私の二種ありて公出舉とは錢穀をいだして公用を資くる租税の屬をいふされども其始は賑恤に出たるや明かなり故に天武天皇の朝貧富の度によりて天下の戸を三等に分ち給ひ中戸以下に貸して上戸に及ぼし給はざるを以て知るべし本書に於いては公出舉の事をいはず専ら私出舉の事に就いて陳ぶべし

上古既に貸借の事行れたるべけれども史に顯はるゝもの甚少しされども持統天皇の時詔して凡負債者乙酉年より以前のものは利を收むるなかれ若し既に身を役したるものは利を役するを得ずとあるにれば當時貸借の事盛に行れしが如し文武天皇の朝豊後國宮子郡の少領膳臣廣國が八兩の綿を貸して十兩に倍し或は小斤の稻を貸して大斤に取ること見え又信濃國小縣郡跡目の里人他田舎人蝦夷は貸付の時輕斤を用ゐる徴納の日は重斤を用ゐるなどの事見え孝謙天皇の朝大安寺僧辨宗が大修陀羅供の錢を借たる事見え又寧樂の京に一大僧某あり錢を貸して其子を養ひしこと見ゆされば金錢を貸して營業としたるものありしなるべし私稻出舉に關しては元明天皇和銅年中半利に過ぐることを得ざる旨令し給ひしが聖武天皇天平九年に至り遂に禁斷し給ふに至れりこは王臣等私稻を貯蓄し百姓に出舉して利を求むるより無智の愚民後害を顧みず妄に私稻を借人れ遂に貧困に逼り父子兄弟流離するに至れるが故なり當時稻を出舉して利を貪りたるもの多きことを知るべし

文武天皇の令を制し給ふに及びて負債の事は總て刑部省に於いてこれを管し當時貸借の物品は土地、家屋、奴婢、馬牛、金穀等にして何人と雖も自由に物を貸借する事を聽されしも只官人は所部の人り借ることを禁じ又僧尼は私財をいだして人に貸し與へ利子を收むることを禁せらる凡公私財物を以て出舉するものは私契に任せて官司を経ず六十日毎に利を取り八分の一に過ぎることを得ず四百八十日を過ぐるも尙一倍に過ぐることを得ず家資盡るものは身を役して償はしむ利を廻して本となすべからずもし法に違ひて利を責め或は契外に掣奪し及出息の債にあらざるものは官に於いてこれを處分す稻を以て出舉せば一年を以てかぎりとし私契を以て利を取ること制限に過ぐるものは糺告人に任せ利物并に糺人に賞す皇親及五位以上の者と雖も郷里に於いて出舉するは制外なりとす借物燒亡するも所謂水火損敗にて辨償の責に任せず強盜に奪取せられし時も亦同し竊盜に遭ひて借物を失ふときは其責に任ずべし借物を毀棄せば官私を論せず一時の誤に出づるも辨償すべし借用の牛馬理を以て死したるの證據分明なるときは償ふの責なし物を還す時に至て其價借りし時に比するに低昂あるも尙借りしときの價に依るべし券契に載する所もし一時の過誤に出たるときは其文を執りて證とすることを得ず負債人逃避し若くは身死するも保人に於いて代償すべし情を知らざる妻子父母は辨償するの責なり

東大寺正倉院古文書中寶龜年間實際に行はれし金銀貸借の券に就いて當時の状を見るに負債主一人のものあり又連帶のものあり利子は一貫文に付月別百三十文より百五十文までの間をとり期限は一月より二月までの間にて往々某給料受取のとき返却すべし

などの條件を付したるものありされど質券に比すれば稍短きが如し大抵證人を付したるも中には付せざるものあり且證人償人相通じて用ゐたるものなり

土地貸借のものに見えたるは孝徳天皇の朝水陸を占有して私地となし百姓に賣り與へて年に其價を索ることを禁ずとあるを始とす土地の貸借も亦大寶令に至り賃租田の事を定めて大に其制度を明かにすることを得たり賃租田とは春直を取りて賣り與へ秋に至り稻を輸さしむるものをいふ公田は國司其郷士の沽價賃租に隨ひてこれを賣り其價を太政官に送り雜用に充てしむ私田は所部の官司を経て公田と同じく聽さる賃租田は公私共一年の期限なるに荒廢の田に至ては三年間よく佃るものには官司を経てこれを聽し三年の後主に還さしむ公田は六年の後に至り官に還さしむこれ後世小作人のよりて起る所とす日本書紀、令義解、類聚國史、靈異記、法曹類林、職制律疏、法曹至要抄、續修東大寺正倉院文書

質舉の事に關してはものに見えたるもの甚少されど文武天皇の令を制し給ふに及びて始て其制度を明かにすることを得たり

凡家長あらば其子孫弟姪等輒く奴婢、雜畜、田宅及餘の財物を以て私に質舉するを得ず質舉は私契を作り官司を経るに及ばず六十日毎に利を取り八分の一に過ぐることを得ず四百八十日を過ぐるも尙一倍に過ぐることを得ず家資盡るものは身を役して償はしむ利を廻して本となすことを得ず若し違法の利を責め或は契外に掣奪するものは官司に於いて處分するものとす質は物主に對するにあらざれば輒

く賣ること能はず若し利を計るに本に過ぐるも償はざる時は所司に告げて賣ることを得若し剩餘あらばこれを物主に還すべし負債者逃避若くは死亡せば保人代償すべし若し保人二人なるときは一人身死するも他の一人にて全償すべきものとす利を取ることを制限に過ぐるときは糾告人に任せ利物并に糾人に與ふべし情を知らざる妻子父母は辨償するの責なし又質物燒亡するも所謂水火損敗にて償ふの責なし強盜に奪取せらるゝときも亦これに同じ竊盜に遭ひて失ひたるときは其責を負ふべし

宅地田園を以て質舉することは聖武天皇天平勝寶三年九月四日の格文を以て禁斷し給ひしと雖も往々この禁制を犯して宅地田園を質舉したることは東大寺正倉院古文書中寶龜年間の質券に多く見ゆればなりなほ甚しきに至ては口分田すら質舉したるものあるに至れり東大寺正倉院中に現存する寶龜年間の質券に就いて當時民間にて質舉せし實際の有様を見るに土地、家屋、布の類を以て質物とし質入主一人のものあり又連帶のものあり利子は一貫文に月別百三十文より百五十文の間を取れり期限は二月より三月の間にして往々布施料或は某給料受取の時返却すべしなどの條件を付したるものあり土地家屋の質入證券には家屋の間敷土地の所在等を明記せり大抵證人を立たるも其負數に至ては一人のものあり又連帶のものありて一様ならず且償人の見ゆるは證人にしてこれ保人代償の責を帯びしものならんか

續日本紀、令義解、法曹至要抄、裁判至要抄、續修東大寺正倉院文書

第五章 内地交通の概略

太古伊弉諾尊の下土を経營し給ふや葦船、磐櫂樟船あり素盞鳴尊の韓地に往來し給ふや浮寶ありて舟

楫の利を説き杉と櫂カヌエとを植ゑて其用に供せらる浮實は即船なり其後熊野諸手船、天鳥船、無目堅間小船等の制あり大己貴尊の天下を經營し給ふや磐石草木を掃ひて道路を拓き又岐神ツチノカミを薦めて道路の事を主らしめ給ひき神武天皇の東征し給ふや國神ウツヒコ珍彦を嚮導とし其經由し給ふ所速吸之門ツルキ後筑紫岡水門前筑難波碕攝津浪波河内白肩津、茅渚山城水門以上雄水門和泉熊野荒坂津伊紀等あり皆當時の通津なるべし又皇軍の中州に赴くや大伴氏の祖日臣命大來目を率ゐて山を穿ち險を踰えて始て兔田路を開くよりて日臣命の功を嘉して名を道臣と給ふ都を大倭に奠め給ふに及びて大倭、河内等九國の國造を置き縣主を定め給ひき崇神天皇の朝詔して船舶の要を諭し諸國をして始て韓製の船舶を造らしめらる又北陸、東海、西道、丹波の四道に將軍を遣し四方を綏服せしめことに豊城命をして東國を治めしめ知々夫藏武藏科野信濃等十一國の國造を置き給ひて海陸行旅の便稍開けたるが如し景行天皇筑紫諸國を巡行し日本武尊をして東夷を征服せしめ給ひ天皇又七十七王を諸國に分封して其國にゆかしめ給ひき此時既に國郡の分界ありしものゝ如し成務天皇に至り更に山河を界して國縣を分ち阡陌に従ひて里邑を定め國郡縣邑に造長稻置を置かる當時定め給ふ所の國造東北は須惠上印波下新治、筑波常陸白河、阿尺陸奥等より能等能登佐渡西は末羅肥前天草肥後等に至るまで凡六十三國に至る崇神天皇以來海路益す開け其舟船の往來する所西には播磨に鹿子水門、宇須伎津あり周防に佐婆津、穴門に豊浦津ありて筑紫に至り東には淡水門安房竹水

門奥ありて蝦夷の境に至る南海に紀伊德勒津紀伊北海に高志和那美之水門越中角鹿津越前等あり其他沿海の國多く津濟を定めて行旅を便す神功皇后の大に舟師を興し給ふや和珥津より直に韓地に達す對馬最も航海の要津なるが故に津島と稱すこれより舟船の往來絶ゆることなし外蕃皆筑紫に輻湊す其要地を那津といふ那津はこれ筑紫の大津なり忍熊王の亂皇后針間吉備の堺に和氣の關を置き其軍を禦がしめらる關を置くこれを始とす應神天皇の朝伊豆に令して船を造らしめらる其長十丈船成りてこれを海に浮ぶ軽くして疾く馳るが故に其船の名を枯野といふ後朽廢せしかば其船材を以て薪とし鹽を燒きて諸國に賜ひ船を造らしめらる諸國の貢船五百隻武庫の水門に集ふ新羅使館火を失し多く延焼すよりて新羅の使を責む國王懼れて船匠を獻すこれ猪名部等が始祖なり當時外蕃の朝貢筑紫より東の方海路を取り武庫難波に達す難波實に上國の大津なり故に津の國と稱す仲哀、應神、仁德天皇以下歷世四方を開拓し給ひ繼體天皇に至りて前後定むる所の國造凡百廿五國諸道の脈絡相通じたり道路渡濟の事は道守氏を諸國に置きて道路の事を治めしめ其渡濟は渡子を置き渡守氏をしてこれを管せしめらる欽明天皇の朝に至り百濟の使に屢船を給ひ又王辰爾をして船賦を錄せしめ辰爾を以て船長とし姓を船史と給ふなどの事あるを見れば當時船舶製造の術進歩したるや明けし孝德天皇大化改新の詔によりて要路要濟渡子の調賦を廢し田地を以て給せられ又始て驛馬、傳馬の法を設けて官の用使に供せらるこゝに於いてか公

私旅行の別起る大化二年元興寺僧道登始て山背宇治橋を造るこれより緇流の徒天下を周遊して橋梁津濟を修め力を濟民の事に用ゐるに至れり齊明天皇の朝阿倍比羅夫舟師七十艘を率ゐて蝦夷を征服し停代、津輕二郡を設け渡島蝦夷を招撫し郡領をシリヘシ後方羊蹄に置き遂に蝦夷を嚮導とし舟師二百艘を以て肅慎を撃つこゝに至て蝦夷悉く版圖に入る天武天皇攝津職を難波に置き津務を管せしめ又不破、龍田、大江等の地に關を置かる文武天皇の大寶令を制し給ふや道橋津濟の事は民部省に於いてこれを管し公私舟楫の事は主船司に於いてこれを掌り郵驛公私馬牛の事は兵馬司に於いてこれを掌る共に兵部省に屬す凡津橋道路毎年九月半より十月までに修理せしめらる其要路陥壞し水を停め行旅を廢する時などは時月に拘らず修理せしめられきまた要路津濟涉渡に堪へざる處には皆舟を置き津に至る前後に依りて渡らしめらるまた凡諸道を大路山陽中路東海小路上に擧げたもの外に分ち三十里毎に一驛を置かる若し地勢險阻及水草なき處は便によりて安置し里數を限らず各驛長一人を置きて驛務を掌らしめ驛田を附し其收穫を以て支度に供せらる驛馬、傳馬を供する皆鈴傳符の剋數に依る親王以下各數あり其諸國に鈴を供する亦定數あり官人傳馬に乗じて出使する時は皆官物を用ゐる位に準じて供給せらる公使驛及傳馬に乗ずるに若し足らざるときは即私馬を以て充てしめらる私行人五位以上驛に投じて止宿するを聽され若し邊遠及村里なき所には初位以上及勳位あるものも亦聽さる凡伊勢鈴鹿、美濃不破、越前愛發を三關

とし鼓吹軍器を設け國司分ちてこれを守れり關門は日出に開き日入に閉づ行人關國に向はんと欲し過所を請ふものあらば本部具に其事及人物名數二通を造りて所司に申送す行人關津を出入する皆人到を以て先後とし停擁するを得ず行人關津に入る皆過所載する所の關名に依らしめらる船筏關を過ぐる亦過所を請ふべし長門及攝津其餘過所を許す諸國攝津職太宰府并道橋郵驛過所公私馬牛等の事を掌る

元明天皇の朝都停驛を山背相樂郡岡田、綴喜郡山本、河内交野郡楠葉、攝津島上郡大原、島下郡殖村、伊賀阿閉郡新家に置き又大寶二年文武天皇が始て開かしめ給ひし岐蘇道險隘にして民行旅に惱みしかば更に一條の岐蘇路を通せしめらる後世舊道を御坂古道といふされども行旅の困難なりしことは諸國の役民卿に還るの日食糧絶乏して多く道路に飢うるものあるより勅して郡稻を割きて別に便地に貯へ役夫の望に従ひて交易せしめられ又行旅の人をして各一囊錢を以て當廬の給となし永く勞費を省きて往還を便にせしめらる國郡司等をして豪富を募り米を路側に置きて其賣買に任す一年の内米一百斛以上を賣る者には名を以て奏聞せしむなどの事にて想像すべし藥師寺僧行基攝津大輪田泊、和泉神崎泊を築く又山陽、西海、南海三道の舟程を定む裡生泊より韓泊に至る一日行韓泊より魚住泊に至る一日行魚住泊より大輪田泊に至る一日行大輪田泊より河尻に至る一日行とすこれによりて大に舟行の便を得しといふ行基常に道橋を通じて濟度を爲す又山城泉、攝津高瀬、長柄、中河、堀江等の橋を修造す日本書紀、古事記、國造本紀、續日本紀、

令義解、新撰姓氏錄、本朝文粹、口決纂疏、帝王編年記、元亨釋書、行基年譜、宇治橋寺緣起、古京遺文、大和志

第六章 朝鮮の交通 附渤海

朝鮮開國の起原は尤も茫邈にして信すべからずと雖も其國史によれば支那唐堯の時神人太白山の檀木の下に降る國人立て、君となすこれを檀君といふ國號を朝鮮と稱し平壤に都すその後殷の紂王の亡ぶるや箕子五千人を率ひて朝鮮に避け平壤に都し國民に禮義田蠶織作を教へ朝鮮こゝにおいて始めて興る四十代の孫否秦に屬せしが其子準に至り燕人衛滿の爲に逐はる衛滿の孫右渠漢の命に従はず武帝の爲に亡さる武帝其地を分ちて四郡をおく樂浪、臨屯、玄菟、真蕃、昭帝に至り併せて二郡となし都督府を置くこれよりさき箕準の衛滿に逐はるゝや海を渡りて金馬郡全羅道 益山郡に入り韓王と稱すこれを馬韓といふ辰韓、弁韓辰辰又下韓を併せて三韓と稱す漢宣帝の時赫居世辰弁諸部を征服して新羅と號す朴氏は赫居世を始祖とし漢宣帝の時元起り昔氏は脱解を始祖とし漢帝の時に起り金氏は奈勿を始祖とし晉穆帝の時に起りこれを新羅の三姓といふまた漢元帝の時朱蒙靺鞨より起りて平壤に據り高句麗と稱す朱蒙の子溫祚また別に一國を立つこれを百濟といふ朝鮮は獨支那人の北部より入こみて殖民せしのみならず素盞鳴尊、稻飯命など新羅へ渡り給ひし事我國史にみゆれば太古既に我邦人の東南部へ入こみて殖民せしや明かなり太古素盞鳴尊其子五十猛神を率ひて新羅國に到り曾尸茂梨の地に居まし後出雲國へ還り給ふといふ高麗曲に蘇志摩利といふものあり彼邦人の説によれば開祖檀君蘇志摩利の地にて急雨に逢ひたる時の容を學びつるものなり

りとぞされば檀君は素盞鳴尊にはあらざるか又彼邦の古書に耽羅初人あらす神靈和氣を下し神人化生す高乙那、良乙那、夫乙那しいふ日本國主其三女を遣し配す乘るに全木船を以てし兼て五穀牛馬を備ふ今出雲國仁田郡に伊我多氣社あり五十猛神を祭る和氣は五十猛神にあ降て崇神天皇六十五年大伽耶より使者蘇那曷叱智等を遣して朝貢すこれより大伽耶の王子阿羅アラ斯等新羅の王子天日槍等來朝せしがことに阿羅斯等の如きは崇神天皇の聖德をしたひ遙々國をいでしも道に迷ひて垂仁天皇の時に至り來朝せしかば天皇其志を憐み先帝の御名をとりて彌摩那國の號を賜ひき神功皇后の新羅を征し給ふや高句麗、百濟の二王來りて降を乞ひしかば遂に西蕃の爲に内官家を定め給ひき垂仁天皇の朝以來日本府を任那ミナナに置き韓土を控制すること殆ど附庸國に於けるが如し彼朝貢を怠れば兵を發してこれを討し表文無禮なればこれを却く加之孝德天皇の朝新羅の朝貢使唐服を着て來朝すれば恣に俗を變ゆるを責めて入京を禁じ給ひ聖武天皇の朝新羅の朝貢使來り國名を改めて王城國と稱すれば勅して使者を責め其貢を却けしめ給ひしが如き國權を張るに足れり故に朝鮮の交通は對等國の關係にあらすして附庸國の關係なるを知るべし我邦の朝鮮半島を征服せし以來彼より學術工藝を輸入して我邦の文明を助けたること最も多しこれ朝鮮の地境支那に接近して我よりさきに支那の文明を輸入したるが故なり應神天皇の朝阿直岐王仁來朝して儒學を傳へ繼體天皇の朝五經博士段楊爾來朝し推古天皇の朝僧觀勒、僧曇徴の從來朝したるが如き我邦の文學上に著しき進歩を興へたるものなるべし日本工業史を參觀すべし雄略天皇の昆支王第二子末多を寵愛し給ひて百濟王の位に即かしめ給ひたるが如

き天智天皇の唐兵の百濟を侵すに當り阿曇比羅夫連等アトムヒラフマランを遣してこれを救ひ給ひ百濟王子豊璋を護送して位に即かしめ給ひしが如きは大に恩威を施して韓人を悦服せしむるに足れりされども彼常に我隙を窺ひたりしことは仁德天皇の朝高句麗より鐵的、鐵盾を獻じ欽明天皇の朝高句麗また表文を烏羽に書して獻せしが如きは皆兒戯に類すと雖も我邦の人智開發の度を暗に試みたるが如し唐の高宗の高句麗、百濟を滅すや其地悉く新羅に入るこゝにおいて高句麗は廿八王七百五年百濟は卅王六百七十八年にして亡ぶ唐新羅に鷄林州大都督府を置き王を以て大都督となす故に新羅獨社稷を保つことを得たりこれより韓國の交通漸く疎にして唐の交通年を逐うて開くるに至れり

新羅統一の後北方に國を立つるものありこれを渤海といふ渤海は本粟末靺鞨にして祚榮の父乞乞仲像保の時長白山の東に據りてやゝ勢を得しが大氏祚榮に至り驍勇にして騎射をよくし衆の爲に崇拜せらる高句麗の亡ぶるや其餘衆逃れてこれに投ずこゝにおいて祚榮自ら震國王と稱し諸郡を蠶食して威武大に振ふ我元明天皇和銅六年唐睿宗封じて渤海郡王とすこれより靺鞨の號を去りて専ら渤海と稱す我元正天皇養老三年祚榮死し子武藝立つ武藝明君にして益す疆域を開き其地南は新羅に接し東は海を窮め西は契丹にして五京十五府六十二州あり肅慎、獺貊、沃沮、高句麗、扶餘、挹婁、卒賓、拂涅、鐵利、越喜の故地を併有しまた學生を唐に遣して文物制度を學ばしめ政府の組織は大抵唐制を模擬せしと

いふ聖武天皇の神龜四年其臣寧遠將軍高仁義等廿四人を遣して來朝す海上途を失し蝦夷の境にいたり高仁義等十六人殺され首領高齊德等八人僅に身を脱して出羽に達す朝廷使を遣し迎へて京都に入る天皇大極殿に御し渤海使の朝賀を受け從六位下引田蟲麿を以て送使となし璽書を渤海王に給ふこれを渤海の我邦に通ずる始とす當時韓人の來朝するや武庫難波の使館におきて響應するを常とす欽明天皇の朝高句麗の使人の爲に山背相樂郡に新館を造りたるが如きは例外なりとす朝鮮の航路は難波津を發し博多津に泊し肥前の埴嘉島に至りこれより道を壹岐、對馬に取りて彼に達す支那行に比すれば遭難に罹るもの少しと雖も船舶脆弱にして往々覆没の禍を免れざりしが如し孝謙天皇の朝能登船船名の高句麗へ航するや其歸朝の日に當り風波暴惡にして海中に蕩ひしとき船靈を祈りて曰く幸に平安にして國に到らば朝廷に請ひて酬るに錦冠を以てせんと果して其事の如く平安に歸朝せしかば朝廷これに錦冠を與へ從五位下を授け給ひきこの一事にても當時航路の艱難おもひやるべし古事記、日本書紀、續日本紀、出雲風土記、新撰姓氏錄、鹽尻中外經緯傳

甲子夜話、東國通鑑、東國史略、朝鮮史略、三國志略、朝鮮八域志

第七章 支那の交通

我邦の支那と相通するや其始詳ならず垂仁天皇八十六年筑前伊弉國造私に漢に通じ土物を贈る光武授

くるに印綬を以てす天明四年筑前志賀島の石窟より漢委奴國王と銘したる黄金蛇紐の印を獲たりこれ漢時授る所のものならんか或はいふこゝに伊觀國造と稱するものは垂仁天皇九十年二月常世國に遣して非時香菓を求めしめ給ひし田道間守にはあらざるか其後景行天皇の朝漢に通せしものありと雖も皆筑紫人民の私交に過ぎりき雄略天皇六年吳國の使人來朝し八年身狹青檜隈博德等を吳に遣さるこれを朝廷遣使の始とすこれより朝廷屢吳國へ使を遣されたりき當時吳と稱するは皆六朝をいふ推古天皇の朝大禮小野妹子を隋に遣さるゝや隋主妹子の還るに及で斐世清等をして送て來らしむ朝廷爲に新館を難波に築き難波吉士雄成を筑紫に遣してこれを迎へ厚く遇し給ひしは支那交通の頻繁に赴きしこれを端緒とす幾もなくして隋主其臣に殺され國滅びて唐これに代る舒明天皇の朝大仁犬上御田鍬ミタスキ、大仁薬師惠日を唐に遣さるこれ遣唐使の始にして唐又高表仁をして御田鍬を送て來らしむこれより歷朝遣唐使を出すことゝなりぬ遣唐使の派遣は留學生、學問僧を送りて我邦の文學宗教を開發せしむる目的にありしが果して其効ありて文學上に名を揚げしものは大むね其徒なりき高向玄理クノエカ、下道眞備、僧請安、僧道昭、安部仲麿の如きこれなり獨仲麿唐に留りて還らず官左散騎常侍安南都護に至るその才學を知るべし當時遣唐使の大任を拜するものも亦一世の人物にして我國光を發揚せしむるに至るもの多しことに粟田真人が則天武氏に謁するや自ら儀容備りて君子國の使臣たるを表したるが如き藤原清河の玄宗に謁するや其趨揖自ら異なるを感じ畫工に命じて其容貌を圖せしめし

が如き千古の佳話となりたるのみならず幾分か我邦の品位を高からしめたるものといふべし遣唐使の發するや船舶脆弱にして風浪を凌ぐに堪へず順風を待て纜を解くを常とす舒明天皇の朝始て遣唐使を遣されしより寧樂朝の末に至るまで凡十一回にして或は覆没し或は漂流したるもの實に五回の多きに達せり當時使臣の危険なること知るべし坂合部石布イハシキの如き爾加委島ニカイに漂流して賊の爲に殺され清河の安南に漂着して從者悉く賊の爲に殺され僅に仲麿と免れたるが如き今なほ人をして戰慄せしむ故に朝廷にてもこれを重んじ發するに臨み節刀を授け給ひ神祇に遣唐使の平安を祈らしめ給ひしなど専ら其無事ならんことを望み給ひ其歸朝するや官位を陞せて旅情を慰め給ひき聖武天皇の唐舶四艘を造らしめ給ひしより遣唐常に四艘を以て渡航することゝなりぬ當時官船の遠洋を航するもの唯この四隻あるのみ屢遣唐使の漂流するを以て大宰大貳小野朝臣老南島に人を遣し牌をたて牌毎に島名及津泊路程を書して漂船の向ふ所を知らしむ遣唐使の航路を取る先づ難波のみの碇を發し博多津に舶しそれより肥前松浦郡值嘉島に會す島に二港あり一を相子田泊といひ船二十餘艘を容る一を川原浦といひ船十餘艘を容る川原浦の西より旻樂崎に到り纜を解き西馳するを常とすされども往々漂流の禍を免れざるが故に路を韓地に取りてゆくものあるに至れり日本書紀、續日本紀、肥前風土記、萬葉集、後漢金印略考、中外經緯傳、後漢書

第二編 平安朝より王朝の末に至る

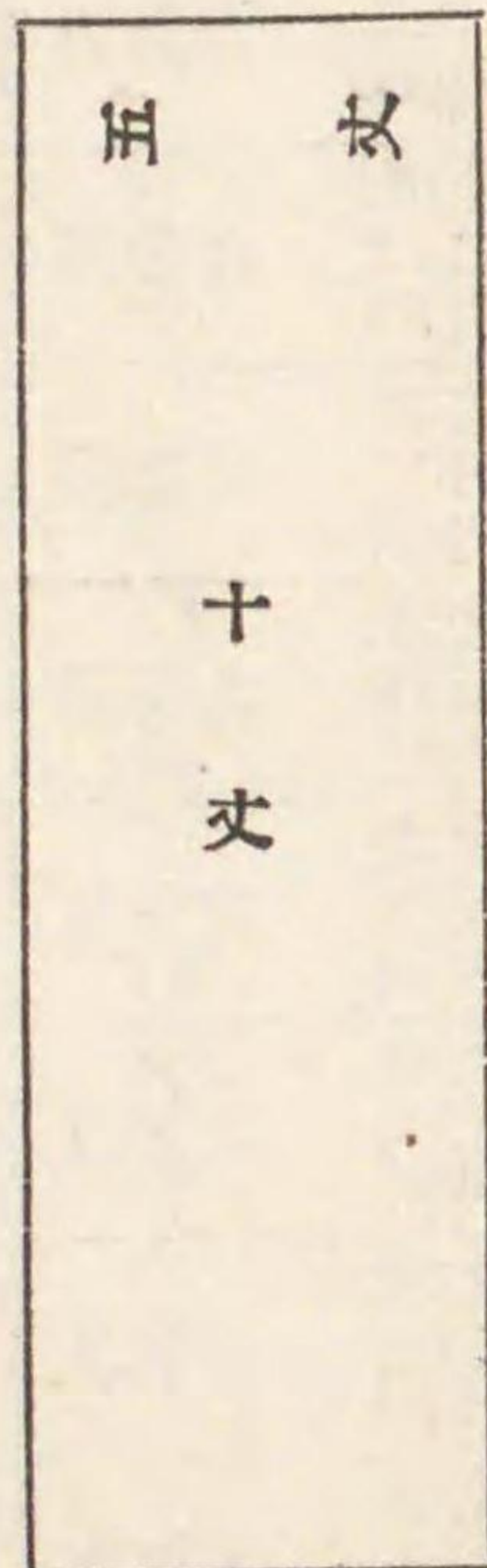
第八章 京師市街の制并に市制

桓文天皇延暦十二年都を山城國葛野郡宇太村に遷し給ひ明る十三年東西市をも新京に遷し且廩舎を造り市人を遷し給ひき宮闕堂宇の盛なるはいふまでもなく京師市街の制も亦大に備れり仁明天皇の承知年中衛府の軍人が市中に入りて強買し爲に市廩を荒廢せしめたるが如き或は又清和天皇の貞觀中市人が玉臣家に屬し高家従者と稱して市司の命を用ゐざるが如き事ありと雖もこれを要するに寧樂東西市の制度に比すれば大に勝りたるなるべし

市制の事は既に嵯峨天皇の御宇弘仁格式中に規定し給ひしを醍醐天皇に至り更に延喜式を編成せしめ給ひ京師市街の制益す備れり凡一條の内四坊あり一坊の内十六町あり十六町の内四保あり一町の内に四行あり一行の内に八門あり一門長十丈弘五丈をいふ京程南北一千七百十三丈北極并次四大路廣各十丈宮城南大路十七丈次六大路各八丈南極大路十二丈羅城外二丈路廣十丈小路廿六廣各四丈町卅八各四十丈東西一千五百八丈朱雀大路中央より東極外畔に至る七百五十四丈朱雀大路半廣十四丈次一丈

路十二丈次二大路各八丈東極大路十丈小路十二各四丈町十六各四十丈右京も亦此に准す東西京合て七十二坊、三百保、一千二百六十町なりすべて朱雀通を中央と定めこれより以東を左京洛陽城と號すとし左京職これを掌りこれより以西を右京長安城と號すとし右京職これを掌る一保に刀禰一人を置く一坊に長一人あり又一條に令一人あり坊令、條令ともいふそは四坊を掌る故に坊令といひ四坊は一條なるが故に條令ともいふなり左右兩京の警察は嵯峨天皇の御宇檢非遣使を置かれ衛府官人を以てこれに任じ彈正臺と其職權を同じくせしめられしが其後後一條天皇寛仁年中條毎に道守舎を造りて市街を守衛せしめらる蓋し當時市街警察の制弛廢し盜賊横行し火を放ち人を劫すを以てなり

一 門 圖



四行八門圖

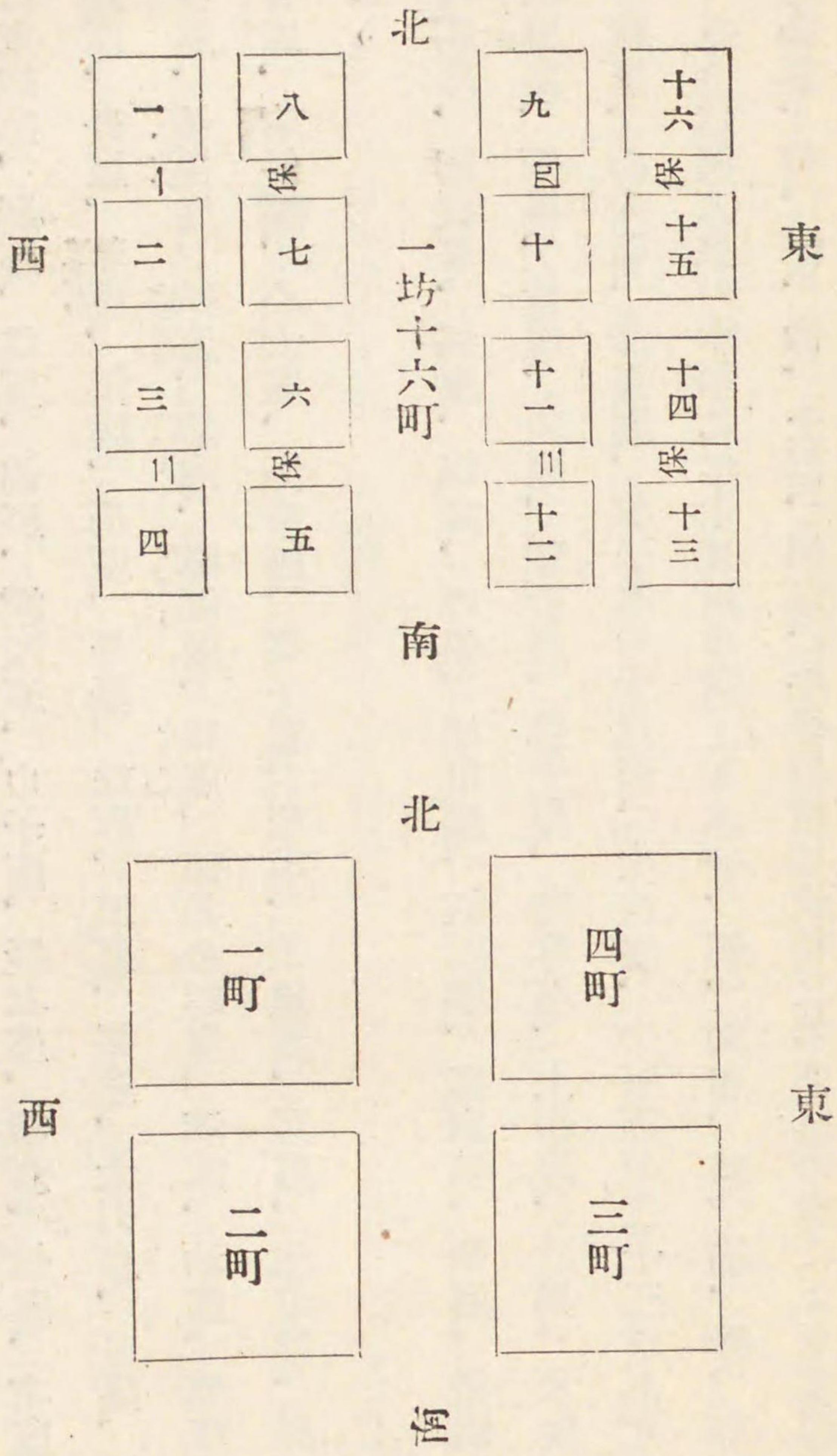
西川行	北一門	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門
西川行	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門	
西川行	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門		
西川行	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門			
西川行	北五門	北六門	北七門	北八門				
西川行	北六門	北七門	北八門					
西川行	北七門	北八門						
西川行	北八門							

南

北

西一行	北一門	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門
西一行	北二門	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門	
西一行	北三門	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門		
西一行	北四門	北五門	北六門	北七門	北八門			
西一行	北五門	北六門	北七門	北八門				
西一行	北六門	北七門	北八門					
西一行	北七門	北八門						
西一行	北八門							

保坊圖



京師の東西市は別に一郭をなし市門を設け執鑰二人ありて其開閉を掌らしむ毎月十五日以前は東市に
 集り十六日以後は西市に集り半月毎に交代して開かしむ市司は毎月沽價帳三通を勘造して京職に進む
 故に沽價の外妄に物の價を増すことを禁すまた六衛府舍人等は劍を帯びて市に入ることを禁せらるこ

の他塵毎に勝を立て號を題すること并に皇親及五位以上の官人は家人奴婢等を遣して物を興販することとを禁ずる等大抵大寶令に同じすべて市内は市司にて取締をなすのみならず毎日彈正臺の官人出張して非違を糾彈せり

東市には東純塵、羅塵、絲塵、錦塵、幟頭塵、巾子塵、縫衣塵、帶塵、紵塵、布塵、苧塵、木綿塵、櫛塵、針塵、沓塵、菲塵、筆塵、墨塵、丹塵、珠塵、玉塵、藥塵、太刀塵、弓塵、箭塵、兵具塵、香塵、鞍橋塵、鞍褥塵、鞆塵、障泥塵、鞆塵、鐵并金器塵、漆塵、油塵、染草塵、米塵、木器塵、鹽塵、醬塵、索餅塵、心太塵、海藻塵、菓子塵、蒜塵、干魚塵、馬塵、生魚塵、海菜塵、麥塵等の五十一塵あり

西市には絹塵、錦綾塵、絲塵、綿塵、紗墨、椽帛塵、幟頭塵、縫衣墨、裙塵、帶幡塵、紵塵、調布墨、麻墨、續麻塵、櫛塵、針塵、菲塵、雜染塵、蓑笠塵、染草塵、土器塵、油墨、米塵、鹽塵、未醬塵、索餅塵、糖塵、心太塵、海藻塵、菓子塵、干魚塵、生魚塵、牛塵等の三十三塵あり

これよりさき仁明天皇の承和九年十月西市司より錦綾、絹、調布、絲、綿、紵、染物、縫衣、續麻、針、櫛、染草、帶、幡、油、土器、絹冠、牛等の類は承和二年九月の勅によりて西市に於て販賣すべきこと明かなりと云ひ東市司よりは弘仁十一年四月の式に件等の色物は兩市與に販賣すべしといひて

紛争したりしが遂に西市司の言を可とせられたりき然るに延喜式にてはこれらの弊を矯正して兩市互に通賣すべきものを定め給ふに至れり又後世商沽が物品を以て屋號とするは是等塵名より出たるものなるべし平安城を置れしより以來東京のみ榮へて西京の榮へざりし事は圓融天皇天元五年慶保胤が作りし池亭記に西京人家漸く稀れにして殆ど幽墟に幾し人あれども去て來るなし屋は壞るゝも造るものなしといへるにて思ひやるべしされば西市の衰へたるも理りありといふべし

後白河天皇に至り保元の亂あり續いて二條天皇に至り又平治の亂あり久しく太平に浴せし京師市人の夢を破りしより壽永の末に至る迄屢戰亂ありて商業頓に衰へたるなるべし加之天災うちつゝき治承元年四月大火あり樋口富小路より起り凡百八十餘町を焼失す養和元年には大風雨大水などつゞきて五穀みのらず天下饑饉し自ら家を毀ちて市に出てこれを賣るに一人が持て出たる直なほ一日の命をさゝふるに及ばず甚しきに至りては古寺に至りて佛を盜み堂の物の具を破り取りて鬻ぐものあるに至れり四五兩月のほど京中死するもの四萬二千三百餘人に及ぶといふされば商業の事問はずして知るべきなり又商沽の法も亂れたりと思ふは治承年中商賣の輩市沽雜物沽價の法に従はずして違犯せしかば檢非違使等をして五箇日一度番を分て東西市に向ひ違法を勘糺せしめられき當事市場には一般に市姫といはへる神あり或は云ふ市姫は延暦十四年贈相國冬嗣が東市屋に宗像大神を祀りて守護神となすに始ま

ると高倉天皇治承四年六月平清盛都を攝津福原に遷すこれより公卿殿上人家を毀ちて筏を組み或は舟に積り漕ぎ下り平安の都は日に隨て荒行けりされど新都も亦十月に至り平安に復せしかば京師の商沽は新舊兩都の間に彷徨して幾多の財産を失ひたりきかゝる折柄又々壽永元年天下饑饉し京中の人家を壊ちて沽却し殆ど人家なし使廳に命せてこれを制止すれどきかず天下麻の如く亂れ壽永二年源義仲北越を風靡して京師に入り其徒市街を狼籍し全都の衰頹こゝに至て極れり日本後紀、類聚三代格、弘仁式、延喜式、朝野群載、拾芥抄、百練抄、小右記、方丈記、清辨眼抄、職原抄、金光寺縁起、源平盛衰記、保曆閣記、田制私考

第九章 内地商業の概略

賣買の物品を陳列する所を肆イチツクラといひ貨物を置きて賣買する舍を店家テナヤといふ即東西の町是なり既に前期に於てこれらのものを見たりしが尙この外海船舶湊の地に貨物を停めおき其物を賣りて賃を取る所の者ありこれを邸家ツツヤといふつやは津屋の義なりこの津屋一轉して遂に後世の間屋となれり或は云ふつやはつとひやの義なりと又市中の店は棚に物を陳列して賣りたるが故に後世店を稱して棚といふ又行商は朝とくより起いで、賣物を名のりあるくといふ古へより細民商業の苦心如此もの歟又食物等を入たる桶櫃を頭に載きて賣りあるくものありこれを裨販ヒヤンといふひさきめは提賣の義にして男女に通ずる名

なりと雖も販女販婦などいひて専ら女にいへるは中古女にて賣りあるきし故ならんか物を載くことば販婦のみに限らず當時の風習と見ゆ

貿易は前期の如く鎮西に博多の津あり京畿に武庫、難波の二津ありて貿易することに博多の天津は諸蕃輻湊中外關門の地にして當時貿易場第一と稱すこの他京畿には河陽カヤ、天津、江口、神崎、蟹島等商業地を以て著る河陽は山崎の地にして關西より京師に入る要衝の津に當りて百貨輻湊し天津は元滋賀の古津にして延暦十三年名を大津と改め給ひ江濃北越の物貨聚集の地となり遂に難波津と共に東西二津となりて京畿樞要の津とはなりぬ又江口、神崎、蟹島等何れも水邊の地にして商客の舳艫相連りしこと當時詞人の詩文に徴して思ひやるべし

前期の如く市を立て商業をなすことは京畿のみならず地方に於ても一般に行れしがことに有名なりしは椿の市、辰の市、飛鳥の市、おふさの市以上飾磨の市播磨難波の市攝津小脇の市近江等なりき今地方に四日市、八日市、上市、下市などいふ地名の存するは當時の商業地ならんか市は衆人の群集する所ゆゑ前期より既に歌垣をなし或は刑人をさらすなどの事ありしが平安朝に至り空也の如き名僧は市場において彌陀を唱へて衆生を勸化したるより市上人の名さへ負はれきされば何事にまれ人の注意を引くべきことは大抵市にてなしたるものと思はる

王政稍衰ふるに及びて商業の發達を妨げたるもの少からず朱雀天皇承平三年諸國に盜兵起り人家を破りて貨物を掠め山野に伏して往返の商人を追捕せしがこれより騷亂うち續き承平六年藤原純友叛して南海亂れ又天慶二年平將門下總に叛して關東大に亂る加ふるに頻年五穀みのらずして米は升別十七八文の高に至り饑渴に迫るもの多し僅に百年餘を経て又安倍頼時等叛して奥州亂れ所謂前九後三の役とはなりぬ又六十年餘を経て京師に保元平治の亂起り續て養和壽永の亂となり山陽、南海、九州の船路はこの戰の爲に杜絶せられしのみならず諸州商民の損害を醸したること幾干なるを知らず此際京師の商沽中備中の眞鍋島、讃岐の鹽飽島等に行きて商沽したるものあり又三條の金商吉次信高が屢奥州へ下りて商賣し大福長者となりしが如きは奇數といふべきのみ新國史、本朝世紀、日本紀略、本朝文粹、凌雲集、平盛衰記、山家集、平治物語、類聚名物考、源氏物語、宇都保物語、枕草紙、和名類聚抄、源

第十章 貨幣度量衡

桓武天皇延暦の初鑄錢司を罷め同じき九年に至り又鑄錢司を置かる同じき十五年銅錢を鑄しめらる文を隆平永寶といふ新錢一を以て舊錢十に當て新舊並用せしめらるこの天皇の御宇に至り諸國吏民の錢を貯ふることを禁じ又錢貨を出して爵を求むることを禁じ給ひき嵯峨天皇の朝鑄錢司を廢し給ひ長

門國司を改めて鑄錢使となし長官以下の官を定め更に銅錢を鑄しめらる文を富壽神寶といふ當時鑄錢每歲五千六百七十貫を以て定額とせらる淳和天皇の朝一萬一千貫を定額とし鑄錢司を周防に移さる仁明天皇承和二年錢貨漸く賤きを以て銅錢を鑄しめらる文を承和昌寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て並用せしめらる又祥瑞の故を以て嘉祥元年銅錢を鑄しめらる文を長年大寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並用せしめらる清和天皇貞觀貨稍賤きを以て銅錢を鑄しめらる文を饒益神寶といふ新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並用せしめらる同じき七年京畿及近江國賣買の輩惡錢を撰び弃ること太宰府いふ對馬の銀穴下縣郡に在り高山の底より巖窟四十丈許を鑿る白晝炬を執て入る近年處々崩壞し大に功力を費し費用辨し難しよりに延暦十五年の例により本島大豆租地子等を以てこれに充んと謂ふ對馬銀を採ること極て險難なりとそ先づ鑽を穿つこと漸く深れば穴中暗黒にして咫尺を辨せず故に三人を一番とし一人炬を執り二人從ひ進む所の鑛物は山頂風を受くべき處に置き火を以て燒きしとなん宇多天皇寬平元年銅錢を鑄文を寬平大寶といひしが又醍醐天皇延喜七年銅錢を鑄しめらる文を延喜通寶と云新錢一を以て舊錢の十に當て新舊並行せしめらる當時鑄錢年料の銅鉛は備中、長門、豊前等の國をして毎年鑄錢司に送らしむ備中銅八百斤、長門銅二千五百十六斤餘、鉛一千五百十六斤、豊前銅二千五百十六斤、鉛一千四百斤にして其採稻每斤三束九把餘を以て給せらる三善清行上疏して曰く天下人民三分の二は皆禿首者なり是皆家に妻子を蓄へ口に腥膻を啖ふ形は沙門心は屠兒其甚しきに至ては群盜をなし竊に

錢貨を鑄ると當時惡僧の輩にて錢貨を鑄りしものありしなるべし村上天皇天德二年銅錢を鑄しめらる文を乾元大寶といふ并に鉛錢をも鑄しめらるこれより天正年中に至るまで凡六百年間鑄錢の有無定かならず後醍醐天皇の御宇乾坤通貨を鑄しめ給ひしことを見ゆされとも今世に傳らざるが故に其形を知らずこの間大抵本邦の古錢并に支那輸入の錢を用ゐしなり支那錢を多く用ゐしことは高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣が近時民間恣に宋國錢を用ゐるは理に於いて私鑄錢を用ゐると異なる所なしとて大に論じたるにて知るべし續日本紀、日本後紀、類聚三代格、類聚國史、三代實錄、續日本後紀、延喜式、朝野群載、木朝文粹、九曆、日本紀略

錢名	發行年月	種類	直徑	重	量
和銅開珍	元明天皇	銀	八分	二匁一分	
同	同	銅	八分	一匁	
開基勝寶	淳仁天皇 天平寶字四年	金	八分	三匁一分	
太平元寶	同	銀	不詳	不詳	
萬年通寶	同	銅	八分	一匁二分	
神功開寶	稱徳天皇 天平神護元年	銅	八分	一匁五分	

隆平永寶	桓武天皇 延暦十五年	銅	八分	九分九釐	
富壽神寶	嵯峨仁天皇 弘仁九年	銅	七分五釐	一匁	
承和昌寶	承和天皇 承和二年	銅	六分五釐	七匁	
長年大寶	同 嘉祥元年	銅	六分五釐	五匁	
饒益神寶	清和天皇 貞觀元年	銅	六分	六匁	
貞觀永寶	同 貞觀十二年	銅	六分	七匁	
寬平大寶	宇多天皇 寬平元年	銅	六分	七分五釐	
延喜通寶	醍醐天皇 延喜七年	銅	六分	一匁	
乾元大寶	村上天皇 天德二年	銅	六分	七匁	

中古以後尺度は和銅大尺を用ゐる差少の延長はありつれども地を計り物を度るには皆これを用ゐて變更なかりしが如し又量は一條天皇長保年中新製を發して改め給ひしが其後後三條天皇に至り長保の例に倣ひ延久四年參議藤原資仲に勅して諸斗升を聚め其中正を檢して新に斗方一尺六分深三寸六分の升を作らしめらる世これを宣旨斗といふ又清凉殿に御し穀倉院の米を庭上に運び藏人等をしてこれを量ら

しめ給ひ石を以て鍾とし一斛の輕重を定めらる堀河天皇寛治年中又量制を定め給ひ合方二寸深八分、升方四寸深二寸、斗方一尺深三寸二分、斛方二尺深八寸の升を作らしめらるこの後郡倉升、宮中升、家用升、八合升等ありと雖も各其量を異にして何の制に據りたるを詳にせず權も亦中世に至り別に改まりし事なし唯延喜式を定め給ふに及びて銖兩斤の外に分といふ名稱を加へられしまでなり古事談、愚略紀、安東郡專當沙汰文、潤背、伊呂波字類抄、條々決疑

第十一章 賣買、貸借、質舉に關する法制

賣買法も亦前期の如く大寶令を用ゐたる事にて僧尼は隨身品物の外賣買すべからず又國司は一任の内所部に於て交關すべからず又政府に於いて沽價法を定めそれに準じて賣買せしむる等一も改まりし所なし沽價に關しては天曆元年、寛和二年、延久四年等何れも雜物の沽價を定められしが其後は此法も行はれざりしにや高倉天皇治承三年明法博士藤原基廣商業に規律なきを慨嘆して衰弊の極となし中估の法を再興し市人をして其堵に就かしめたりき所謂中估の法とは賣者買者との價値を折衷したるをいふ稻米を以て賣買の媒介物とすることは尙此期中にても行れしかば延喜式祿物價法、驛馬直法、諸國運漕雜物功賃等何れも稻束を以て定められきこの他民間にても稻米を以て價値としたることは今日現

存する古文書中多く見る所にしてそは一條天皇寛弘年中樋螺鈿長劍を直米七十石と稱し近衛天皇久安中鎮西直法に染唐綾參端代米十五石、顯文紗參端代米十石六斗、白唐綾壹端代米三石六斗、唐絹十八端代米十九石六斗としるしたる類なりされども前記の如く稻米のみならず錢貨の鑄造もやゝ増加せしかば一般には錢貨を用ゐたるが如し今前期と比較して錢貨を以て賣買したる物價の一斑を示すときは左の如くなりき

孝謙天皇天平寶字年間物價		一條天皇長徳年間物價	
大豆玖束	直參拾陸文	麥五斗	直二百五十文
黒米貳斗	直貳佰文	米一石	直一貫文
色紙貳枚	直肆文	用紙五十帖	直五十文
生薑陸把	直廿文	信濃布十端	直二貫文
中墨貳廷	直廿文	朱漆鞍骨一口	直五百文
筆六管	直貳佰卅文	釜一口	直百文
薪卅荷	直參佰陸拾文	銀造打出太刀一腰	直十五貫文

炭廿籠	直佰卅文	絹二疋	直四貫文
種貳枝 <small>長二丈方五寸</small>	直卅文	蒔繪櫛篔二合	直十貫文
紛酒貳升	直拾文	馬二疋	直二貫文

土地の賣買は前期の如く丁重に取扱れしものにて沽券には賣人買人雙方連署して郡判國判を取り證人を立つるものとす證人には往々刀禰を以てするものあり刀禰は一保内の長にて後世の組長の如きものなり又沽券中には四至面積代價及相傳の來歴を記載し何れも花押を用ゐたり代價は物件の如く往々稻を以て定めたるものあり稻を以て土地を賣買する事は前期中和銅年間既に禁せられ此期に至りても桓武天皇延暦廿一年更に嚴禁を加へられしも慣習の久しき到底行れざりしものと見ゆ就中甚しきに至ては崇徳天皇長承年中田一段の直に母馬一疋を以て賣買したるものあるに至るこれを要するに王政の衰ふるに従ひ土地賣買の儀式も衰へたるものと見えこの期の中頃よりは郡判國判を用ゐざるものあるに至れり類聚國史、日本紀略、本朝世紀、朝野群載、貞信公記、玉海、權記、東寺百合古文書、東大寺小櫃文書、小杉氏所藏古文書

公出舉に關しては前期に於いても略したるが故に其大略を一言するのみ凡公出舉稻は毎年除目を定むる日に當り參議をして國司に代り其員數を定めしめ又出舉の稻は必ず官許を得て後に班給せしめ又豫

め出納の日を定め恣に時日を盈縮せしめざる等専ら貪吏の奸を防ぎしも弊害多くして遂に其目的を達すること能はざりき公廩錢を貸して國用を助くることも亦公廩稻に同じしかし錢は多く京師近畿に出舉して遠國に少かりしなり稻を以て私に出舉する事は聖武天皇天平九年嚴禁し給ひし所にて只前期に於いて孝謙天皇天平寶字二年と桓武天皇延暦十八年との二度のみこれを許さる或は朝廷の大臣を寵するにいで或は凶年食に乏しきより出たる事にて特例なりとす私出舉錢に關して嵯峨天皇弘仁年中法制に違ひ過多の利を貪るもの多く出でしかば公私出舉の錢一年に限り半倍の利を收め年紀を積むと雖も過責することを得ざらしめ若し犯すものあらば違勅罪を科し糺告するものには賊を以て賞せしめられきこの法令に依りて考ふれば當時民間に於いて盛に錢を出舉せしや明かなり此他貸借の物品は前期の如く土地、奴婢、布帛、馬牛其他雜品にして此期に至り雜品中車の貸借多きを見るのみ貸借の法制に關しては別に前期と異なる所なし

土地の貸借に關しては嵯峨天皇弘仁年中田品を立て地子を徴收せしめらるこれ令に所謂賃租田にして乘田なり此乘田即公田を農夫に佃らしめ五分の一を收めしめらるこれを地子といふ醍醐天皇延喜式を定め給ふに及びても地子は同じく田品によりて五分の一を收めしめらる私田の貸借に關してはこの期に於いて別に改まりし所なかりき類聚三代格、延喜式、江家次第、北山抄、交替式、十訓抄、春記、古今著聞集、拾芥抄

嵯峨天皇弘仁年中に至り質擧の制を犯し或は少錢を以て多直の物を質に取り偏に期限を過ぐと稱し官司を經ず又物主に應對せずして多錢に賣り剩餘あるも還さず或は一年の内を限り半倍の利を收め期限を過ぐるに至て利を廻して本となす等のものいづこゝに至り藤原冬嗣の宣により路頭に牒示して質擧の法制を知らしめらるまた宅地田園を質入することは孝謙天皇天平勝寶三年嚴禁し給ひしが桓武天皇延暦二年に至り京内の諸寺宅地を質に取り利を廻して本となすものあるより更に嚴禁を加へしめらるこの後史上絶えて質擧に關するものを見ずされと法制に至ては前期と異なる所なし類案三代格

第十二章 内地交通の概略

この期の初桓武天皇三關を廢して庶民往來の便を開き給ひ又富士山燒石を噴出して相摸の足柄路塞りしかば新に管荷路を開き後幾ならずして足柄の舊路に復し給ひき嵯峨天皇弘仁年中魚住泊、大輪田泊共に毀るより大輪田泊を修めらる又越後國分寺の尼法光古志郡渡戸の濱に渡船布施屋を置き墾田を付して往來の人を濟度すこれよりさき東大寺僧普照五畿七道諸國の驛路兩側に果樹を植ゑ行旅の人に便を與へしに愚民等多く研損せしかば嚴禁を加へ且其水なき所には便を量りて井泉を掘らしめらるこれより永制とはなりぬ仁明天皇承和年中僧靜安近江和邇泊を造る朝廷駿河富士河、相摸鮎河に浮橋布

施屋を置き又墨俣河尾隈美草津渡カヤツ、飽海河ウツミ、矢作河ヤサキ大井河遠江駿阿倍河河國境太日河河下石瀨河武藏住田河武藏下等總國境の要所に渡船を増して東海、東山兩道の往來を便にせらるすべての工事は大安寺の僧忠一をして總理せしめ諸國講讀師をして國司と共に檢校せしめらる前期より緇流の徒道路津濟の事に力を盡して人民を濟度せしが此期に至りて益す其盛なるを覺ゆ文德天皇天安年中諸國盜多くして人民を惱ましゝかば近江相坂の關を復し新に大石、龍華の二關を置かる桓武天皇の三關を廢し給ひしより六十九年にしてまた關を見る清和天皇貞觀年中濱名橋を造らしめらる長五十六丈、廣一丈三尺、高一丈六尺當時無雙の大橋と稱す天長年中大納言清原夏野私物を出だして魚住泊を修むこゝに至りて復毀る元興寺僧賢和、賢養等協力修造せんことを請ふ勅を播磨に下して助成せしめらる賢和又和邇泊を修繕し國司をして檢校修理せしめられんことを請ふ泉橋寺も亦舊によりて泉河の假橋に馬船二艘、小船一艘を置き係夫二人を給して洪水に備へんことを請ふ當時國吏の苟且に安んじ庶民交通の便を圖らず緇流の徒に一任して顧みざること知るべし醍醐天皇昌泰年中上野國に強盜蜂起し行旅を絶つに至るこゝに於いて碓氷、足柄に關門を設けて公驗を勘することゝなりつひに強盜やみにき僧賢和魚住泊を修めし以來損壞すれども朝廷これを修造せず長く其泊を廢す三善清行上疏して修造せられんことを請ふ然れども用ゐられず又この御宇に至り格式成り驛傳海陸運搬の法を定めらる

驛傳馬牛牧皆兵部省に屬す驛傳馬を置く畿内四國九驛九十三匹、東海道十三國五十五驛四百六十五匹、傳馬一百七十匹、東山道八國八十六驛八百三十一匹、傳馬二百二十一匹、北陸道七國三十九驛一百九十匹、餘四傳馬六十六匹、山陰道七國三十六驛二百二十二匹、傳馬七十五匹、山陽道七國五十七驛九百七十四匹、南海道六國二十二驛一百十四匹、西海道九國一島十七驛六百五匹、傳馬一百六十五匹、驛馬分ちて上中下三等とす其價法諸國各異れり

陸運京に向ふ者皆功賃を給せらるる行程一日大低駄別稻三束を以て定めとす其路糧人別日に米二升鹽二勺を給せられ歸路は其半を減せらるる諸國海運京に向ふ者北陸越前は比樂湊より能登は加島津より越中は亘理湊より越後は蒲原津湊より佐渡は國津より皆敦賀津に漕す敦賀津より鹽津に運ぶ鹽津より大津に漕す若狹は勝野津より大津に漕す并に大津より京に運ぶものとす山陽、南海諸道は皆國より與等津ヨドツに漕す與等津より車運して京に至る但美作は其國より備前方上津に運ぶ太宰府は博多津より難波津に漕す餘は山陽等國に準す參河、遠江、因幡又海運を用る船賃及挾抄水手カサトリフネコ稻を給せらるる遠近に隨ひて差あり其路糧も、亦上下に依りて増減ありこの他駄荷、車載、人擔の法を定めらる

上にいひし如く國司等久しく太平に浴し治民の法を講せず道路津濟の事緇流の徒に一任して顧ざりしが尾張國司藤原元命の如きは一條天皇永延年中官帳に記載しながら馬津の渡に船を置かず津邊の人民

をして小舟を以て濟渡せしむこゝを以て往々覆溺を免れず庶人をして往來に困しましむるに至れり孝德天皇の朝驛傳の制を設け給ひしより殆ど四百年を経ると雖も驛傳は只官府の用に供せしまでにて人民は尙未だ其便益を受くるに至らず諸道一も宿すべき旅舎なく就て借るべきの車輿なし日暮れば道傍の民家に入て一宿を請ふか然らざれば山野に露宿するのみ稍其力ある行人は到る處草廬を結びて臥す後一條天皇治安年中常陸介菅原孝標得替して京に上るや處々に草廬を結びて宿せし事畿内の名勝にして市を距る十餘里なるも一旅舎あるをきかず歸路奈良坂に到り一廬を設けて宿せし事見ゆ當時行旅の不便おもひやるべし堀河天皇の朝陸奥出羽の押領使藤原清衡中尊寺を建て白河關以東外濱に至る行程二十餘日の間一町毎に卒都婆を建て行旅の標としやゝ便を與へしが又高倉天皇の朝平清盛輪田泊に一島を築き舟泊に便を與ふ初この島を築くや大小石を集め石毎に一切經一字を寫してこれを填む故に經島といふ今の和田岬これなり又清盛藝備間の海峽を鑿りて瀬戸内海の往來を便にすこれを音戸峽オンドセといふ海路を往來するもの永く其利に頼るは清盛の力なり(三代實錄、文德實錄、類聚三代格、類聚國史、延喜式、本朝文粹、尾張國解文、日本紀略、更科日記、初瀬寺詣記、吾妻鏡、山枕記、源平盛衰記)

備中國	美作國	隱岐國	出雲國	因幡國	丹後國	佐渡國	越中國	加賀國	若狹國	陸奥國	上野國	飛驒國
賀夜郡	苦東郡	周吉郡	意宇郡	法美郡	加佐郡	雜太郡	射水郡	能美郡	遠敷郡	宮城郡	群馬郡	大野郡
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上
五九日	四七日	三十五日	九十五日	六十一日	四七日	廿七日	八十八日	九十八日	二三日	廿五日	廿四日	七十四日
備後國	備前國	播磨國	石見國	伯耆國	但馬國	丹波國	越後國	能登國	越前國	出羽國	下野國	信濃國
葦田郡	御野郡	飭磨郡	那賀郡	久米郡	氣多郡	桑田郡	頸城郡	能登郡	丹生郡	平鹿郡	都賀郡	筑摩郡
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上
六十一日	四八日	三五日	廿五日	七十三日	四七日	半一日	廿七日	九十八日	四七日	廿四日	三十四日	廿一日

國府所在地一覽表

近江國	下總國	安房國	相模國	伊豆國	遠江國	尾張國	伊勢國	攝津國	河內國	山城國	國名	國府所在地	行程
栗本郡	葛飾郡	平群郡	大住郡	田方郡	豐田郡	中島郡	鈴鹿郡	西成郡	志紀郡	河陽離宮			
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	補	一				
半一日	十三日	十三日	廿三日	廿一日	八十五日	四七日	二四日						
美濃國	常陸國	上總國	武藏國	甲斐國	駿河國	參河國	志摩國	伊賀國	和泉國	大和國	國名	國府所在地	行程
不破郡	茨城郡	市原郡	多磨郡	八代郡	安部郡	寶飯郡	英虞郡	阿拜郡	和泉郡	高市郡			
下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上	下上				
二四日	十三日	十三日	廿五日	廿三日	九十八日	六十一日	三六日	一二日	一二日	一日			

安藝國	安藝郡	下上	七十四日	周波國	佐渡郡	下上	十九日
長門國	豐浦郡	下上	十一日	紀伊國	名草郡	下上	二日
淡路國	三原郡	下上	二日	阿波國	名東郡	下上	五日
讃岐國	阿野郡	下上	十二日	伊豫國	越智郡	下上	十六日
土佐國	長岡郡	下上	十三日	筑前國	太宰府並國 府在御笠郡	下上	十八日
筑後國	御井郡			肥前國	小城郡		
肥後國	益城郡			豐前國	京都郡		
豊後國	大分郡			日向國	兒湛郡		
大隅國	桑原郡			薩摩國	高城郡		補
壹岐國	石田郡			對馬國	下縣郡		

第十三章 朝鮮支那の交通貿易

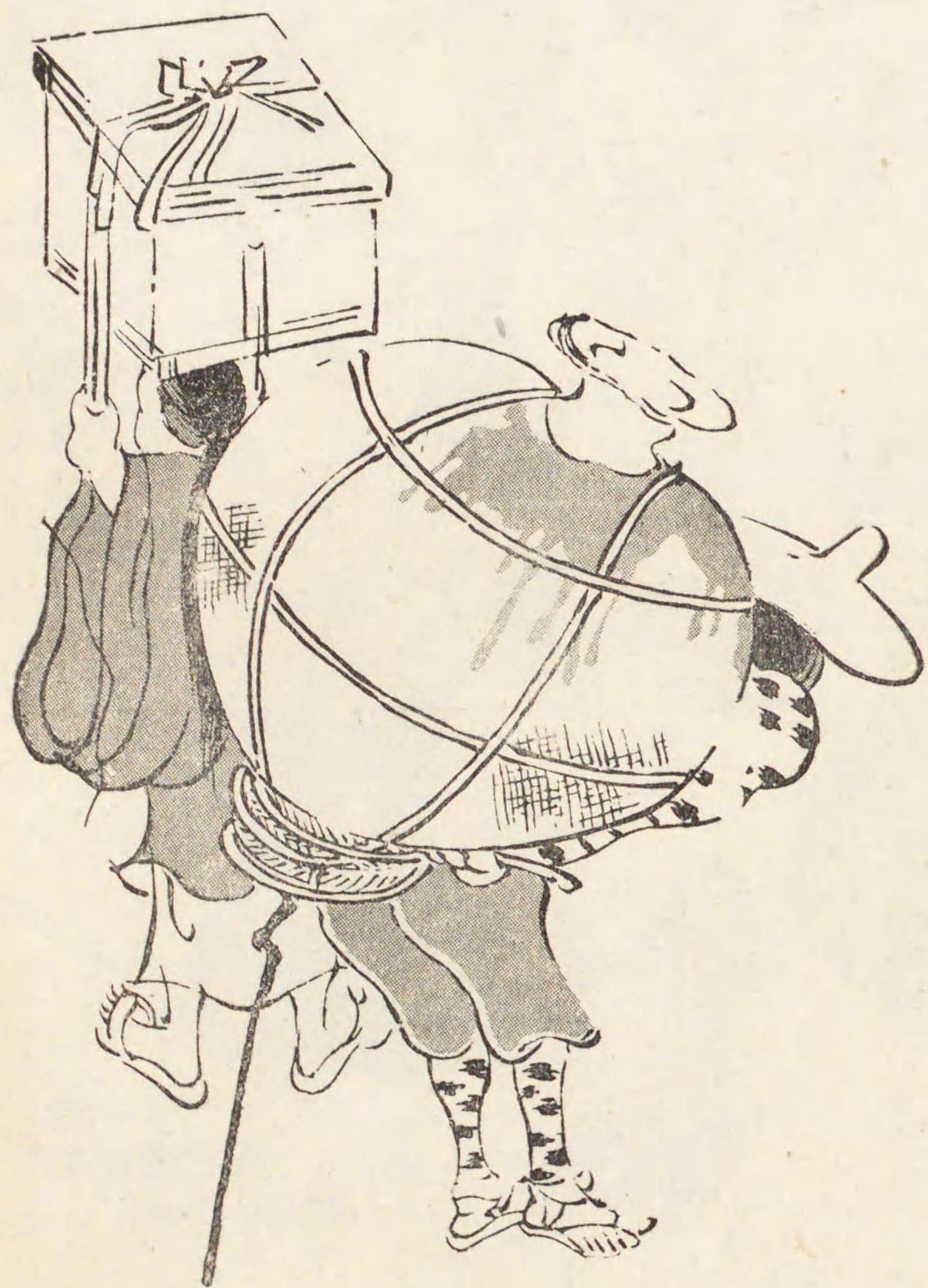
前期の末より韓土既に分裂してまた我に服従せず桓武天皇延暦年中遂に遣新羅使を罷め給ふに至れり

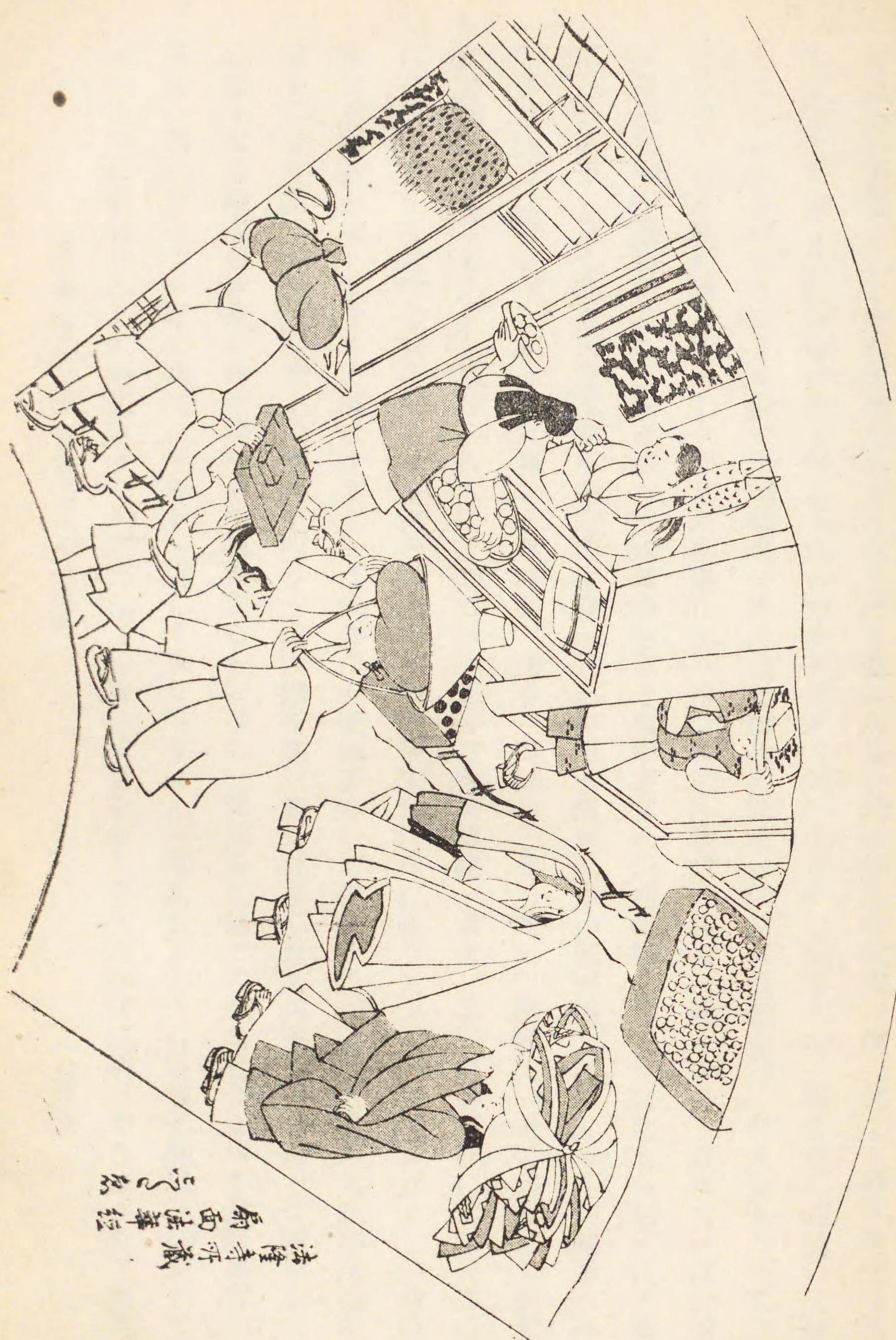
この後は彼より使を遣すこともありしが舊典に依らずいと無禮の事のみ多かりしかば其使を追還し朝廷も亦使を遣されざることゝはなりぬしかし彼我の貿易は絶えざりしものと見え淳和天皇長年中庶民競うて資を傾け新羅の交關物を買ひ遠來の物を愛せしかば太宰府に令して禁斷せしめらる其後宇多天皇寛平六年新羅賊船四十五艘來りて對馬を犯しゝが如きは貿易上大に妨害を與へたるものといふべし新羅も弓裔甄萱の徒叛きて國內頗る亂れしが遂に我醍醐天皇の御宇に至り弓裔の臣王建諸將に推戴せられて王位に即き國號を改めて高麗と稱すことゝにおいて新羅に代りて我に通ず新羅は朴氏十王、昔氏八王、金氏三十七王、合せて五十五王九百九十二年にして亡ぶ圓融天皇延年中高麗國交易使藏人所出納國雅姓缺貨物を具し參入せしことあるを見ればわざ／＼朝鮮へ朝廷供御の品を買入の爲に遣されしものか後一條天皇寛仁三年刀伊賊船五十餘艘壹岐島を襲うて守藤原理忠を殺し對馬、肥前、筑前等の海邊を抄掠す太宰權帥藤原隆家撃ちてこれを破る刀伊は即女眞にして賊船中高麗人の多くありしを以てこれより高麗の商人來るも貿易を許さず刀伊來寇の爲に貿易上に大なる影響を及ぼしたりきこの後白河天皇の朝に至り薩摩の島津、對馬の宗など彼邦へ人を遣し貿易して利を得しがこのころは九州邊の商人も多く渡りて貿易したること彼邦の書に見ゆ前期の末より渤海も亦我に通せしが清和天皇貞觀年中渤海來朝せしにより内藏寮蕃客と貨物を交易し又京師の市人をして私に交易することを聽し

給ひ又陽成天皇帝元慶年中渤海使來朝せしにより内藏頭和氣彗範を遣し鴻臚館において交換せしめ給ひきその後我醍醐天皇の御宇契丹の太祖阿保機西北方に起り自ら天皇王と稱し四方を攻めて抄略せしが遂に忽汗城を圍み渤海王大諲譔を降し渤海の號を改めて東丹國と稱すことにおいて渤海祚榮の王と稱せしより十四王二百十四年にして亡ぶ契丹も亦渤海のごとく我邦に交通して貿易をなしたり契丹後國號を遼と改む堀河天皇寛治六年我商船の遼に渡る規則を定む既にして遼商道言等來り事を以て相争ひ遂にこれを禁ず其後嘉保年中太宰帥藤原伊房明範法師を契丹に遣し貿易せしめしにより罪を得て官位を奪はる史上明ならずと雖も當時人民の私に渡航して貿易したるものも亦多かりしなるべし支那の交通は前期の如く桓武、仁明の兩朝何れも遣唐使を發し留學生、學問僧をも遣されたりき其中橘逸勢、僧最澄、僧空海の徒最も名あり航路の困難なりしことは前期の如く屢暴風に遇ひて漂流せしかば住吉の神に海路の平安を祈り又五畿七道の諸寺に勅して海龍王經、大般若經を讀ましめ給ふなどにて其一斑を窺ふべしされば小野篁が船舶の變換を怒り部下に對して面目なきとて朝命を奉せず流刑に處せられしも當時の人情ならんか遣唐使の資は砂金を用ゐるものと見え仁明天皇承和三年陸奥國司をして八溝黄金神に祈り砂金を採らしめらる其數常に倍して遣唐使の資を助けしかば從五位下勳十等を授け給ひき遣唐使も承和より殆ど五十餘年絶えたりしが宇多天皇寛平六年八月菅原道真を大使に紀

伴大納言繪詞

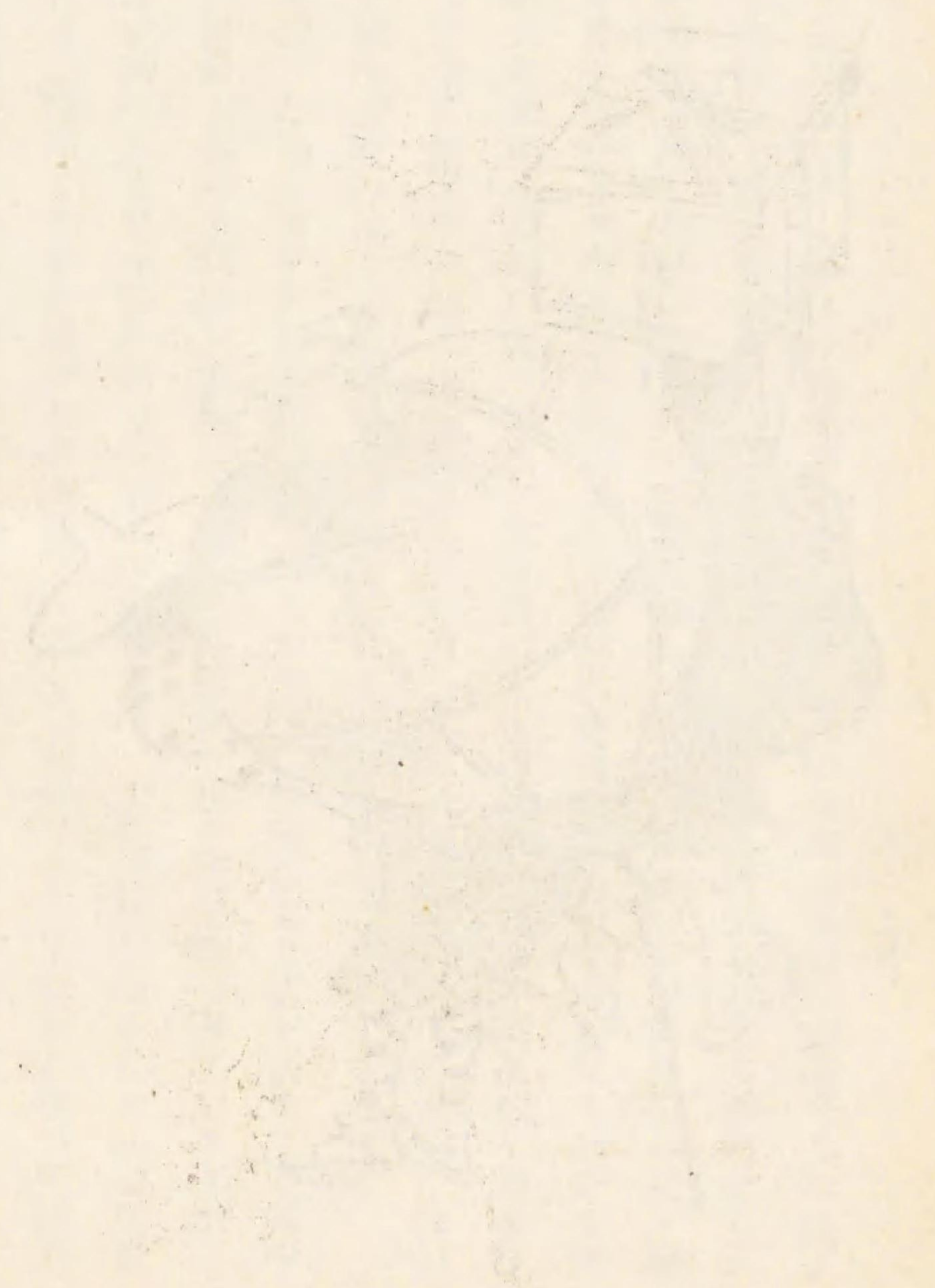
行商





法隆寺所藏
扇面法華經
之二

法隆寺所藏
扇面法華經



長谷雄を副使として判官主典なども定られぬ當時在唐の僧中瓊温州刺史朱褒が遣し、商人王訥に託し上表して具に唐國凋弊の状を説き入唐の使者を停めらるべしといひ越せしかど朝廷既に遣使に一決してこの叙任はありたりされど王朝驕奢の極度既に財政の缺乏を告げ其資備り難く且大使も亦中瓊の言を引て行路の困難を訴へしかば其舉は遂に止みぬされども彼我の貿易は絶えずして行れしかば仁明天皇承和年中建禮門前に三幄を張たて唐雜物を置き内藏寮官人及内侍等をして交易せしめ名づけて官市といふよし見え陽成天皇元慶年中唐商崔鐸が筑前に來り清和天皇の朝香藥を買はしめんが爲遣されし多治比安江等を送り來りて貿易しまた淳和、光孝、醍醐の三朝に於いて屢官使の未だ到らざる前私に蕃客と交換することを禁せられしにて知るべし思ふに當時諸院、諸宮、諸王臣等奢侈に耽りたる時代なれば争うて遠物を買ひたるなるべし村上天皇の御宇宋遂に周に代りて支那の帝位に昇りしが當時未だ其國內を統一すること能はざりしかば我邦にも交通することなかりしが圓融天皇天元三年吳越を滅せしより始て我國と商業上の交通を開けり叡山僧奝然が宋に往來し又其弟子嘉因を遣して書を宗主に贈りたる時など皆彼邦商船の往來に頼らざるものなし一條天皇寛弘二年宋商曾令文來る當時蕃客の供給に堪へざるより宋の商人に年紀を一定して來るべきよしの官符を下し、も彼等其制限を待ずして來りしかば追還さんとの朝議ありしが我邦にて唐物の需要ありしをりなれば其議はやみぬされど後冷

泉天皇永承年中筑前の人清原守武其徒五名と私に宋に入り貿易し明年佐渡に流されぬこの後平清盛宋國の貿易を興し兵庫港を修め宋人を福原の別荘に延き後白河法皇の臨御を奏請するに至れりされど間もなく戦亂となりて貿易も一時はやみぬ

王朝の貿易は先づ蕃客來朝すればこれを鴻臚館に安置し迎接供給するの例なりしが王朝の末に至り其費に堪へず來朝の年紀を定むるに至れりされど彼等其供給を甘んじ事を便風に託して淹留數年に至りて還るものあり其貿易は官府の専有する所となり蕃客來朝すれば迎送に人を遣し其貿易するや大藏省の丞、録、史生、藏部、價長等を率ゐて客館に赴き内藏寮の官人と立合て交換するものとすされば官府の未だ交易せざる前に交易すれば盜に準じて徒刑に處するとの法律さへありて徒に官府の翫弄物を交易するに過ぎず其貿易の振はざる知るべきなり鴻臚館は京都、難波、博多の三要處に置き京都には東西二館ありたり延曆遷都のはじめ建設の地を定め給ひしが嵯峨天皇弘仁年中東鴻臚館の地を僧空海に賜ひて東寺とし西鴻臚館の地を僧修因に賜ひて西寺とし更に七條の地を卜して館舍を建らる難波も亦上國の天津にして蕃客入朝の要地なれば鴻臚館を置かる時人これを難波館と稱したりき又博多も貿易上必要の場所なる故南館北館を置かれしが如し當時筑紫館と稱するものこれなりこの外越前敦賀に松原客館を置き氣比神宮司をして檢校せしめらるこれ渤海遣貢使の爲に置かれしものと思はるされど

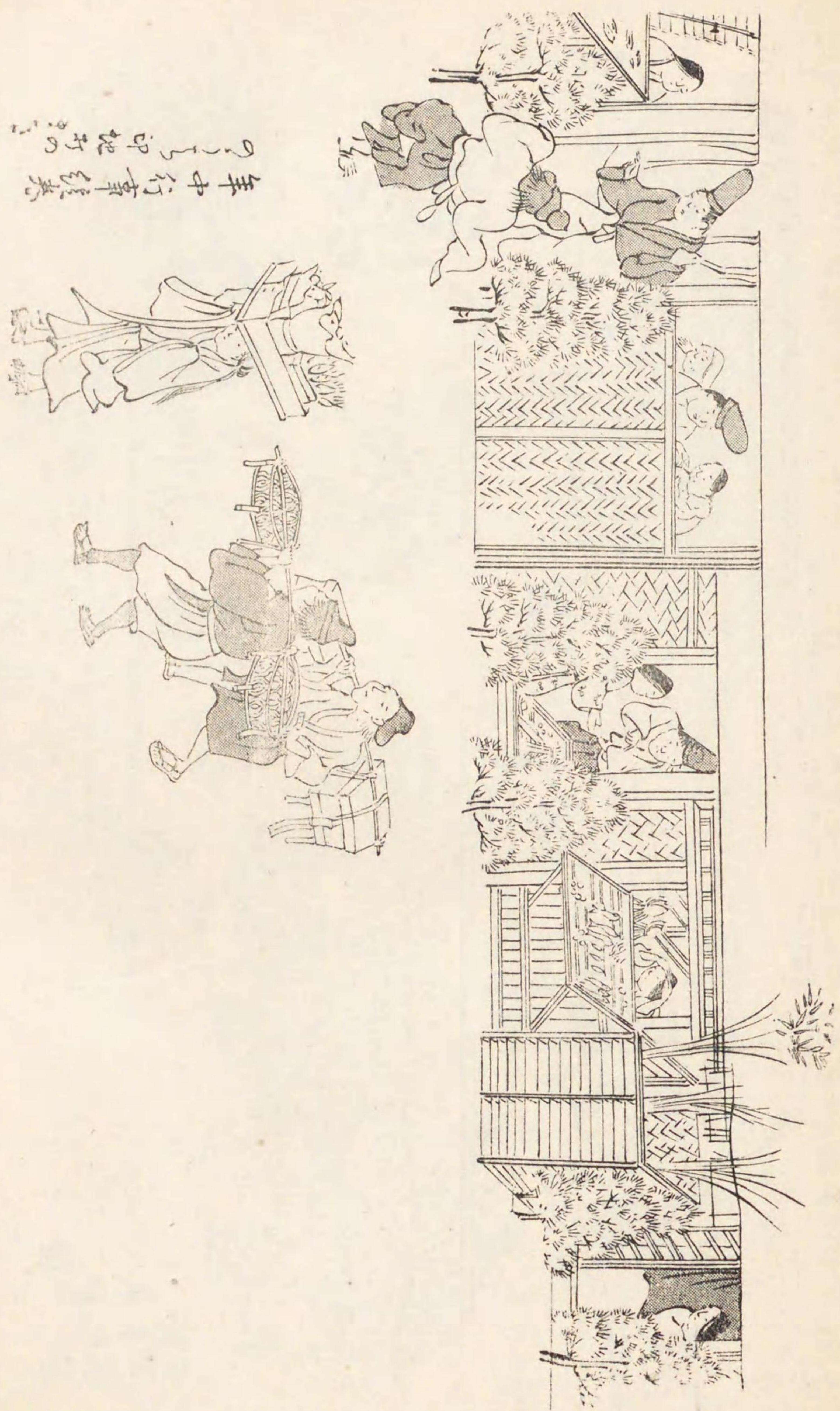
この後鴻臚館の頽廢せしことは村上天皇天曆年中菅原文時が意見封事中鴻臚館を修理し遠人を懐け文士を勵さん事を請ひたるにて知るべし

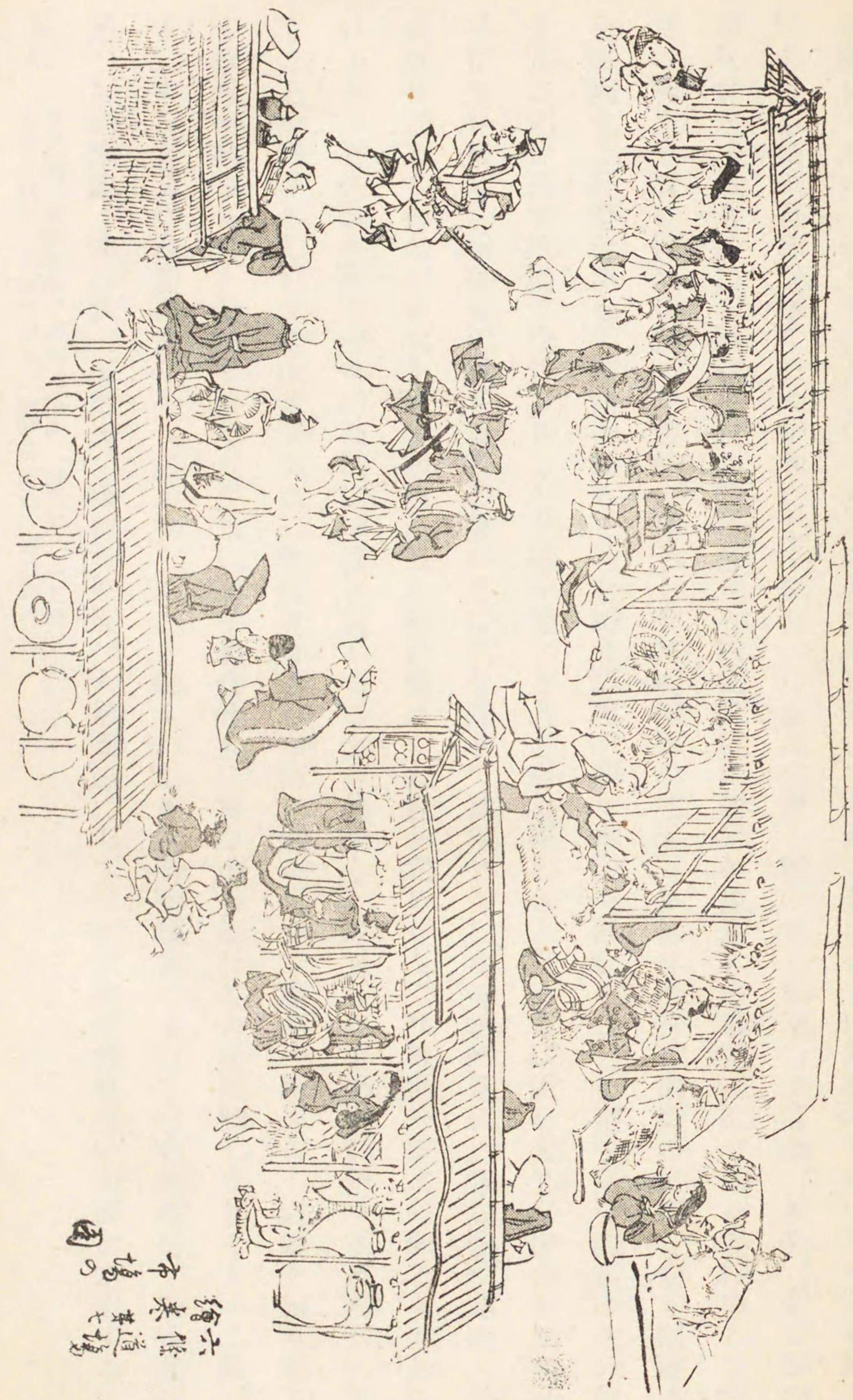
航路は前期の如く難波津を發し太宰府に至るや朝鮮へ赴くものと支那へ赴くものとに論なく共に肥前松浦瀉に至り朝鮮へゆくものは路を壹岐、對馬に取り支那へゆくものは路を庇良、值嘉に取れり故に松浦瀉後には唐津ともいへり庇良、值嘉支那航路要樞の地なるを以て清和天皇貞觀年中太宰權帥在原行平の建議により松浦郡庇良、值嘉兩郷に上近、下近の二郡を置き且值嘉島に島司郡領を置くこと、はなりぬ後この島司、郡領は廢せられたり庇良は今の平戸島にして值嘉は今の五島なりといふ三代實錄續日本後紀、類聚三代格、朝野群載、延喜式、萬葉集、小石記、百鍊抄、日本紀略、扶桑略記、玉海、管家文章、本朝文粹、元亨釋書、入唐略記、駁戎概言、東國通鑑、東國史略、朝鮮史略

第三編 鎌倉幕府時代

第十四章 鎌倉市街の制

源頼義の鎮守府將軍となりて陸奥に下るや鎌倉に來りて石清水八幡宮を勸請す後相摸守となりて再び來り平直方の女を娶りて義家を生む其後頼朝の父義朝も亦この地に來りて龜谷に住せしといふされば文治年中頼朝のこの地を相して幕府を建つるも偶然の事にはあらざるなり鎌倉の地たるや海郎野人の外住む人もなき相摸海灣の一漁村なりき然るに頼朝の府を開くに及びて大名小名より諸國の商工集り來り或は市をたて或は店を飾り家居さらに軒を輾り賣買諸職の輩町をたて小路を通じて山谷村里それ〴〵に號を授けたりといふこれより京師の商業は日に衰へ鎌倉又商業の中心とはなりぬされば京人湯井濱に數百艘の舟ともつなをくさりて大津の浦に似たりといひ千萬宇の宅軒をならべて大淀のわたりにことならずといひき當時鎌倉アツラヘメの詭物アツラヘメと稱し京師鎮西等より商沽が齎し來る所の綾羅錦繡或は唐物高麗珍物も亦多かりしならんか鎌倉の市街は保檢斷奉行地奉行にて支配し鎌倉中世より政所寄人の内さるべき輩を以て保檢斷奉行と地奉行との兩職に補せられ互に相助けて府下保々の雜務を掌りし故この





六條
繪茶邊場
市場の
圖



兩職をつかねて保々奉行とはいへりされども其專務とする所を分ちいへば保檢斷奉行は市中を巡察して非違を検し是非を斷するつかさにしてひとへに檢非違使の職の如し地奉行は道路、屋舎、賣買等の事を旨とするものにて所謂市正の職に類せり四條天皇仁治元年鎌倉も亦京師に倣ひ保々奉行をして街坊に篝火を設け番兵を定めて盜賊に備へしむ後嵯峨天皇寛元三年保々奉行に市街の五則を令す則道路を修繕せよ屋檐を出して道路を妨ることを得ず肆塵を開て市街を狭むることを得ず屋を溝渠の上に架することを得ず故無く夜行することを得ず等なり若し命を用ゐざる者あらば使を發して屋舎を壞撤せしむ又毎戸常に續松を用意し盜殺の變あらば火を點して捕獲せしむ北條義時建保三年鎌倉中諸商人の員數を定められしがまた北條時頼實治二年鎌倉商人の式數を定めらるこれ後世の株式の如きものかこれよりさき鎌倉中在々處々の商沽に肆塵を設くることを禁せしに建長三年市街を數所に定め限外に置くことを得ざらしむ又龜山天皇文永二年鎌倉府下の市街九所を定めて貿易の所となし道路を掘り鑿ちて家屋を構ふることを禁ず伏見天皇永仁元年鎌倉地大に震ひ山谷崩れて舎屋顛倒し死するもの二萬三千二十四人當時鎌倉府民のやゝ多かりしことを知るべしまた所謂鎌倉の七口とは名越切通、朝夷名切通、巨福路坂、龜谷坂、假粧坂、極樂寺切通、大佛切通にしてこれ又當年鎌倉府の境域を追想するに足れり

吾妻鏡、庭訓往來、詞林采葉抄、海道記、帝王編年記、北條九代記、武家名目抄、新篇鎌倉志、鎌倉職官考

第十五章 内地商業の概略

源頼朝の奥州を平ぐるや葛西三郎清重をして鎮撫せしむ清重頗る治民の術に長じ各所に市を立て交易の道を通ず頼朝これをきゝて大に感じ清重を平泉の檢非違使とす市を立つることは奥州のみならず各所に於いて王朝の如く行れしかば地頭等往々河手津料と共に市料を課して得分の一となしぬ政權の鎌倉に移るや京師の商業日を逐て衰頹し東西市制の如きは其名を存せしのみされどなほ土御門天皇の建仁年中までは市司もありしと見え市屋廳燒失の事ものに見ゆ其後承久の亂に關東の軍勢十九萬餘騎闖入せしが如きは大に京都の商業を妨害せしならんか又後堀河天皇寛喜年中天下饑饉しことに京都は屋を壊ち取り薪となして賣買し又貧民富豪の家に推入り米錢を強借して分配するに至る如此京師大に亂れしかば北條泰時六波羅に命じて和市賣買の間奸謀をなすを禁じ懲肅を加へしめたりき又泰時四條天皇曆仁年中籌屋を京都の辻々に設け篝火を燒きて盜賊に備へ在京人等をして守らしめ料に用ゐる籌所の松の用途を辻毎に十貫文と定む仁治元年十一月籌屋の用途を諸國地頭に課し五十町毎に錢五貫文を出さしむ當時京師群盜蜂起の聞えあるを以て籌屋守護人をして警固を嚴にし籌屋毎に大鼓を備へしめ事あるときはこれをうたしむ又町家をして豫じめ續松ツイマツを備へしめ鼓聲に應じてこれを出さしむ當時京

師の物忿なりしことかくの如しこの後又後深草天皇建長四年天下大に饑饉し米は升別百文に至ること、に於いて鎌倉も亦保々奉行に命じて酒壺三萬七千二百七十四口を封す後一屋一壺を残し悉く破却せしむ又弘安四年元寇の國難に會し西南諸道の船路を杜絶したるのみならず京師鎌倉の戒嚴もありて商業上に大なる影響を及ぼしたりき後醍醐天皇の元享、元徳にも饑饉ありて京師ことに甚しかりしかば元徳には杜康の業を停めらる如此饑饉戰爭等ありて商業を妨げたるもこれを要するに北條氏九世百五十餘年民政に心を用ゐる商業も亦大に發達したるが如し當時市場には絹座、炭座、米座、檜物座、千朶積座、相物座、馬座の七座を置き商品を見世棚に陳列して賣買せり又市中は常に販婦物を戴きて賣りあるき又行商は物を背に帯び腰に刀子を挿し傘を携へて往來せりこの外鍛冶、鑄物師、巧匠、番匠、木道、并金銀細工、紺搔、染殿、綾織、蠶養、伯樂、炭燒、檜物師、轆轤師、塗師、蒔繪師、唐紙師、紙漉、傘張、廻船人、朱砂、白粉燒、櫛挽、烏帽子折、沽酒、酢造、弓矢細工、染草土器作、葺師、壁塗等の職工も亦市籍にありて商業を助けしといふ

前記に於いて陳べ置きし邸家はこの期に至り問丸と稱し海船輻湊の所にありて諸國よりいだす所の貨物を賣り其賃を取れり當時は宿泊の所もなくして不便なりし故か諸國の商人多くは問丸に宿せしとぞ又湊々の替錢カイセンは田舎より替して約束の津にて取るといふこれ後世の爲換にてこの法支那にては唐の憲

宗の時既に行れしといふそは飛錢と號し商沽の京師に至るや錢を諸道の富家に輸し輕裝を以て四方を趨り券を合はせてこれを取り宋に至りては直便、兌便など稱し又盛に民間に行れたりきこれ支那は版圖の廣き邦にて京師と地方との往來には爲換の必要を早く感せしならんこの期の初我商沽の宋へ往來せしもの少からざれば或は彼法を學びしにはあらざる歟又當時諸國の産物にて商品と覺しきものは先づ京師にては大舍人綾、大津練貫、六條染物、猪熊紺、字治布、大宮絹、烏丸烏帽子、豊島筵、嵯峨土器、奈良刀、高野剃刀、大原薪、小野炭、小紫黛、城殿扇、姉小路針、鞍馬木茅漬、醍醐烏頭布、東山蕪、西山心太、等なりこの外諸國にては加賀絹、丹後精好、美濃上品、尾張八丈、信濃布、常陸紬、上野綿、伊勢切付紙、但馬紙、讚岐圓座同檀紙、播磨榎原、淡路墨、伊豫簾、上總鞆、武藏鎧、佐渡杵、備前刀、出雲鍬、能登釜、河内鍋、備中鐵、奥州金同漆、安藝樽、土佐材木、備後酒、和泉酢、越後鹽引、隱岐鮑、周防鯖、近江鮒、淀鯉宇賀昆布、松浦鰯、夷蛙、丹波栗、若狹椎、宰府栗、筑紫穀、甲斐駒、奥州駒、長門牛等なり

吾妻鏡、鳥津家本吾妻鏡、百練抄、庭訓往來、新篇式目、法然上人行狀繪詞、春日驗紀繪詞、建保職人歌合、如是院年代記、北條九代記、倭訓栞、東里新談、通雅、事物紀原、夢溪筆談

第十六章 貨幣及度量衡

これよりさき藤原秀衡毎年金千兩を朝廷に貢獻せしかば源頼朝の陸奥を取るも猶金を朝廷に貢獻せしといふ、凡獻納、贈酬、沙金、南廷を用ゐる民の租調を貢する亦多く錢貨を納む然れども終に鑄錢をなさず専ら宋錢を用ゐる舊錢と並用せしむ後鳥羽天皇建久四年宋錢を停止せしめらるこれ寛平、延喜、乾元等の舊錢次第に磨滅して通用上宋錢との差異を生せしにより龜山天皇弘長三年切錢を用ゐることを停止せらる切錢は猶破錢といふが如く輪郭缺損したるもの或は文字の不明になりたるものをいふ此期に至りてもなほ布を以て錢に准じ諸物の直を定めこれを准布と號して用ゐしかば後堀河天皇嘉祿二年准布を禁じ専ら銅錢を用ゐしむ又同じき三年切錢を用ゐることを停止す後宇多天皇建治二年北條時宗商沽を宋に遣し金を齎して銅錢に易へさしむ後醍醐天皇建武の初銅錢を鑄る文を乾坤通寶といふ又楮幣を作り銅楮并に行はしめらる我邦に於て楮幣を用ゐることゝに始まるこの期に至り錢何疋といふ名稱起れり即錢一貫を百疋といひ米七十五石代八千疋といふが如し度量權衡は此期に至り一定の制度なく莊園領家各隨意の器を設け用ゐたるが如し故に往々知行賣買の證文に其知行所に用ゐたる楮の圖を添ふるものあるに至るされば伏見天皇永仁年中東大寺大佛殿常燈新に用ゐる所の升のみにても楮升、檜升、飯守升、富堂升、山城升、六山升、荒蒔升、相樂升、忌部升、門田升、伊賀升の十一種あり一堂字にて用ゐる所かくの如し其他推して知るべし

吾妻鏡、吾妻鏡脫漏、西宮記、法曹至要抄、太平記、物價通考、永仁御即位用途記、永仁二年大佛殿常燈新目錄

第十七章 賣買、貸借、質擧に關する法制

これよりさき朝廷において屢沽價法を議定し商人に下されしが米は堀河天皇寛喜三年宣旨を以て一石一貫文と定められ其後大抵この沽價を標準として下されたるが如し建長五年天下の諸士皆鎌倉に集り薪炭等雜物の價漸く騰貴す加之材木寸尺法の如くならざるを以て北條時頼其寸法沽價を定む即炭一駄、薪三把並に一百文萱及藁糠各一駄五十文とす且強ひて賤價を以て買ふことを禁ず同しき六年又炭薪萱糠等の雜物高直の聞えあるに依りて其價を定む其後後宇多天皇弘安四年、後醍醐天皇元徳二年にも諸物の沽價を定めらる

武士は相傳の私領地を除き勤功或は勤勞によりて得たる所領の土地を賣買することを聽さず故に若し制に違ふものあらば賣人といひ買人といひ共に罪科に處せしむ其後四條天皇延應年中武士は縦ひ私領の土地と雖も下輩に沽却することを停止し若し犯すものあらば其土地を收公せしむこれ鎌倉幕府封建代の法制にして武士の所領地を保護したるものといふべしされど一般の人民に至りては毫も檢束する所なかりきこの期に至り土地賣買の儀式漸く衰へ郡判國判を受けず所謂私契にして口入請人などの名を書加へたるものあれどもこれ甚少し又代價も前期の如く往々米或は絹を以てするものあり沽券文も

この期に至り假名を交へて書するものあり或は全く假名にて書するものあるに至れりされど沽券には必ず華押を用ゐたりき華押を判形と呼びしことは正和五年正月市若丸寄進田券文明徳五年六月尾張國中島郡福重保田畠沽券文などに見ゆ吾妻鏡、島津家本吾妻鏡、法曹至要抄、貞永式目、式目新編追加、侍所沙汰篇、砂石集、百練抄、勤仲記、東寺報行日記、大神宮古文書、東寺百合古文書、光明寺古文書、

伊勢鹿海妙高寺古文書、妙興寺古文書

土御門天皇の御宇法然上人の弟子善惠房證空が西山の善峰寺より信州善光寺に至るまで十一箇の大伽藍を建立して供米修理の爲にあしをつけて置かるといふあしは即利息なりされば今いふ祠堂金を付し利息を取り供米修理の資に充てしものならん其後後堀河天皇の嘉祿二年弘仁、建久の格に由り利錢出擧は一年を限り半倍の利とし縦ひ年紀を積むも増加するを聽さず又券契に制外の利子を記載するも無効なりとせり四條天皇曆仁年中諸國の地頭等商人借上の輩を以て代官とすることを停止せりこれ地頭商人間に貸借の盛に行はれ遂にこの弊害を醸したるなるべし又伏見天皇永仁三年庶民競うて後害を顧みず錢貨を借入しかば富裕の人益す利潤を得貧者彌困苦に陥るの状あるを以て遂に利錢出擧に關しては縦ひ辨償せざる旨訴申するも成敗に及ばずと令せりされどなほ出擧はやまさりけり當時實際民間に行はれし券契に就いて考ふるに貸借の期限は一定せざるも利錢出擧は其利子月別大抵百文に付五文より八文の間を取り券契の文も多くは假名交りにして證人を立ざるものあるに至れり吾妻鏡、式目新編追加、法然上人行狀繪

詞、東寺百
合古文書

後深草天皇建長七年鎌倉無盡錢と號し質物を入れざるものには一切借用するを聽さざるにより人々衣裳物具を質に入れて錢貨を借るにいたれりこれより盗人等贓物を質に入れ錢貨を借用するに至り物主と質取主との間に訴訟を起すもの多かりしかば遂に質取主をして質入の姓名在所等をたゞさしむるに至れり土地の質入は廿年を以て期限とし若しこの期限を経過するときは錢主の所有にきせしむ其後武士の所領地に關しては質券を以て流すことを禁し且家人にあらざる下輩に於いて所領地を質に取たるときは期限經過の後と雖も賣主をして知行せしむ又質物に入れたる土地の作毛に關しては本錢を辨せざる間は錢主にてこれを進退し本物を辨じたる以上は本主の進退にきせしむ凡質舉には土地を用ゐたるもの多くして期限は一定せざれども其利子は本主の進退にきせしむ凡質舉には土地を用ゐたる人を用ゐたるもの少しと雖も往々口入人の姓名を書き加へたるものあり其券契の文は貸借と同じく假名を交へ用ゐたるもの多かりき」

この期に至り武士の所領地に關する法制を規定したるも賣買、貸借、質舉等に關する一般の法制は明法博士等専ら大寶令に據り往々註釋を加へて用ゐたりき訴訟の事あるや本奉行、合奉行を置く本奉行とは家司の内より專當の奉行を定め其沙汰を致さしむるものをいひ合奉行とは政所の寄人の内より一人を以て其副たらしむるをいふいづれも當日の所職にてはなかりしを引付衆を置れし後其衆を以て本奉行に定むる事は臨時の職掌にて初の格に異ならざれど合奉行に至ては寄人の中より常に定め置るゝ例となりて自ら職名の如くなれり又本奉行の沙汰或は遲滞し或は偏頗の事ある時訴訟人越訴をいたすべき爲に越訴奉行を置くこれ北條時宗執權の初はじめて評定衆二人を以て此職に補せられ奉行人の私曲を壓せられしより特に其任を重くし評定衆の中にも多くは北條家の親戚たる輩を舉用せり式目新篇
追加、東

寺百合古文書、
武家名目抄

第十八章 内地交通の概略

源頼朝の幕府を關東に開くに及びて鎌倉京師間を始諸國の通信皆飛脚を用ゐる公用の傳馬は其沿道の土民に課す當時鎌倉より京師に至る飛脚は大抵七日を以て定めとす其急報を要するものは四日にして達すこれを最も神速と稱す其驛次は野路、鏡、蒲生野、守山、馬場、小野、醒井、柏原、垂井、笠縫、墨俣、黒田、一宮、下津、萱津、古渡、熱田、鳴海、二村、八橋、矢作、豊河、橋本、引間、池田、見附、掛川、島田、菊川、岡部、麻利子、手越、澳津、蒲原、木瀬川、鮎澤、關本、酒匂、粉水、大磯等なりとす後鳥羽天皇文治年中頼朝驛路の法を定め上洛の使者雜色所等伊豆駿河以西近江に至るまで

權門庄々の所を論せず其傳馬を騎用し爲に其糧食を備へしむ又雜色足立清經に命じ鎌倉京師間の路次驛家渡船の事を監理せしめ又駿河以西沿道諸國守護人に命じて夜行番衆を置き交番して旅人を警固せしむ又處々の新驛を増置し其路次各驛をして鎌倉京師往復の早馬及將軍家荷物の送夫を管せしめ其人夫は大宿に八人小宿に二人を課す如此頼朝が道路驛遞の事に意を用ゐる諸道相通じて壅塞する所なきが如しと雖もはや武人專横を極め朝廷の命令は行はれざりしものと見え文治の初朝廷發する所の宇佐奉幣使播磨國に至て武士の爲に追はれ隨身の神馬神寶皆明石の驛家に放棄して京師に還りぬ順德天皇建保年中諸國關津の地頭に命じて渡船を備へ行旅の煩憂を除かしめ且其船賃及用途は皆料田の收稻を以てこれに充てしむ傳へいふ後堀河天皇の貞應年中北條義時土佐、兵庫、坊津三港の土を鎌倉に徵集し廻船式目付一條を頒行すとされとも其文當世のものにあらず恐くは後人の偽作せしものならんか寛喜年中北條泰時海路往返の船舶或は漂流し或は難風に遭ひて他境に至るとき寄舟と號し地頭等貨物を掠奪するを禁ずこれよりさき諸國の地頭等河手津泊等の税を課して得分とせしが其弊多くして庶民の困難少からざりしかば遂に弘安七年に至り一切停止せしむ頼朝の薨じてより諸州大に亂れ強賊諸道山海に充滿して通行するもの甚稀なり加之四條天皇嘉禎年中鎌倉京師間往復の急脚等屢路上の駄馬を強奪して百姓を苦しめしとぞことに奥羽は夜盜強賊處々に蜂起し屢旅人を侵掠せしかば後深草天皇康元年書を奥大道の地頭に下し各驛皆番衆を置きて其路次を警固せしむ其後三年を過ぐるも奥羽の騷擾尙やまず旅

人路頭に苦しむもの多し更に陸奥、出羽二國の地頭に令して前命に背くを責め其知行所各驛皆衛所を建て結番して路次警衛の事を誓はしむ龜山天皇文應年中諸國家人等專横を極め擅に上洛夫駄の料或は大番役と稱し巨多の錢を貧民に課して催責せしかば百姓等其苦にたへずして愁訴するもの多かりきよりて大番役別錢參百文の課役を廢して五町別に官駄一匹人夫二人を出さしむ弘長年中將軍上洛の時始めて其夫役を諸國百姓に賦課す其法段別に百文五町別に官駄一匹丁夫二人を出さしむ昌は二町を以て田一町に准す百姓若し遁逃せば尙其役を郷里に課すこれ後世に至て助郷課役あるの濫觴なり鎌倉創業の際には驛遞道路の事を掌る一定の官職を設けず大抵臨時これを置くものとす即御出奉行、路次奉行、御宿奉行、御物奉行、宿次過書奉行等なりとす宿次過書奉行は鎌倉、六波羅兩所共にこれを置き専ら路次驛遞の事を管せしむ後常職とすこの期に至りてもなほ緇流の徒が道路橋梁修築の事に與りしものと見え貞永年中僧往阿彌陀佛和賀江津を築く其後弘安年中西大寺僧叡尊宇治橋を修め正中年中稱名寺の僧も亦遠江國天龍川及下總國高野川の橋梁を修むこれよりさき後二條天皇乾元年中安東爲條資財をいだして播磨の賀古河口より石塘を海中に二町餘造りて福泊を築く碓泊の便經島に匹敵し商沾輻湊す後四十餘年を経て塘内淤塞して復修むるものなく終に衰頽に至る後醍醐天皇嘉曆年中攝津兵庫、渡邊、神崎の三箇津に勅して八年間諸社神人供祭人の船と雖も皆商錢を徵して大佛殿料に充てしめらる元弘

年中より各驛傳馬と籠輿とを置き旅人病者等を送るべき料に充てしといふ又大津、坂本には馬借あり鳥羽、白河には車借ありて京畿貨物の運搬を助けしとぞ建武の初諸國を以て遠中近とし往返の行程日數を定め尋て大番條々を定められしが又大津葛葉の外悉く處々の新關を撤し商業往來の便を得せしめ給ひき吾妻鏡、百練抄、貞永式目追加、式目新篇追加、十六夜日記、關東往還記、峰相記、鎌倉極樂寺古文書、庭訓往來、太平記、建武年間記、名所方角抄、武家名目抄、古今要覽稿

第十九章 朝鮮支那交通貿易

筑前の博多は外蕃常に輻輳して朝鮮支那の貿易場たりしが當時支那より輸入する所のものは唐錦、唐綾、唐墨、茶碗具、唐筵の類にして縉紳家これを購うて珍重す又攝家は其私領薩摩の坊津に於いて貿易し唐物税を課す天野遠景の九州奉行となりて諸津の税を課せしも坊津は陽明家に拒れて遂に課すること能はざりき平氏の亂に對馬守藤原親光高麗に逃る王厚くこれを遇し頼朝の迎ふるに及びて船二艘に珍寶を載せて送還せりされど朝鮮の交通貿易は安貞年中對馬の惡徒高麗國全羅州に闖入して財物を掠めたるが如き或は貞永年中鏡社部人高麗國に渡りて夜討をなし珍寶を奪ひ取たるが如き或は弘長年中對馬の民高麗國金州を襲ひ其貢船の米穀を奪ひて還りたるが如き幾分か貿易上に妨害を與へたるなるべしこれに反して支那の交通貿易は此期の初に至り盛に行れしが如しそは僧榮西、僧道元、僧圓爾

の徒我よりゆき僧道隆、僧祖元、僧普寧の徒彼より來りたるが如き或は實朝が鎌倉の僧良真、葛山願成等十二人を宋に遣したるが如き或は時宗が商沽を遣して銅錢を求めたるが如きことに著しき例なりとす後深草天皇の寶治年中西國に令して米穀渡唐を停止せられしは寛喜以來五穀みのらざるに因るか兎に角米も亦當時輸出品の一に居りしなるべし建長六年北條時頼西國の地頭に令して入宋貿易船の數を定めて五隻とし其他を破却せしむされども尙貿易は絶えず行はれたりき然るに宋の國勢益す衰へ北部の遼は金に滅され金も亦衰へて西北の蒙古起り金を滅し宋に迫り龜山天皇の文永五年其主忽烈高麗を屬し悻慢の書を贈る北條時宗これを卻け使者を逐ひ筑紫海邊を嚴にすこれより高麗、蒙古屢使者を遣すも皆卻けていれず遂に十一年蒙古高麗の兵を率ゐて壹岐、對馬を寇し其守護代を殺し進て松浦を犯し太宰府に逼る筑紫鎮兵風雨に乗じ撃ちてこれを退く明る年蒙古國號を建て元といふ又使を遣して修好を要す時宗これを收へて斬り又報せず公私の用途を節減し益す東國の兵を徵發し又鎮西の大小名に賦課して筑紫海濱に石壘を築かしむ弘安四年五月元兵十萬高麗兵一萬軍艦四千艘を以て海を蔽て來り壹岐を取り博多に向ふ舳艫相衝みて松浦瀉に連る我軍筑肥海濱に羅布してこれを防ぐ閏七月颶風俄に起り賊艦壞れ悉く覆没し生て還るもの僅に三人のみ文永以來國家頗る多事にして内は毎日社寺に勅して祈禱を促し外は繕甲築壘を専らとして外寇防禦に怠りなかりしかば又貿易に従事するの暇あら

ざりき元弘安役後また武を以て取るべからざるを知り後伏見天皇の初僧一寧を遣し修好を説かしむ北條貞時これを伊豆に錮す其碩徳なるをきゝ免じて建長寺に住せしむ一寧爲に教化し元遂に志を得ず常に我の仇を復せんことを畏れ海防を嚴にして貿易を禁じ桑門商沽と雖も岸に上るを許さず其城門に入るものはこれを細作人と見做して處罰したりといふ後二條天皇徳治年中我西邊の商沽支那に航し慶元路に至り官吏と争ひ遂に其一城を焼く其後花園天皇延慶年中我渡航者僧友梅を收へて雪州の獄に入れ刑吏白刃を首に加ふ友梅従容として佛光禪師臨刑の偈を誦す珍重大元三尺劍、電光影裏斬春風と刑吏これを奇としてゆるしといふされば彼我交通貿易は弘安役後一時中絶したることを知るべし吾妻鏡

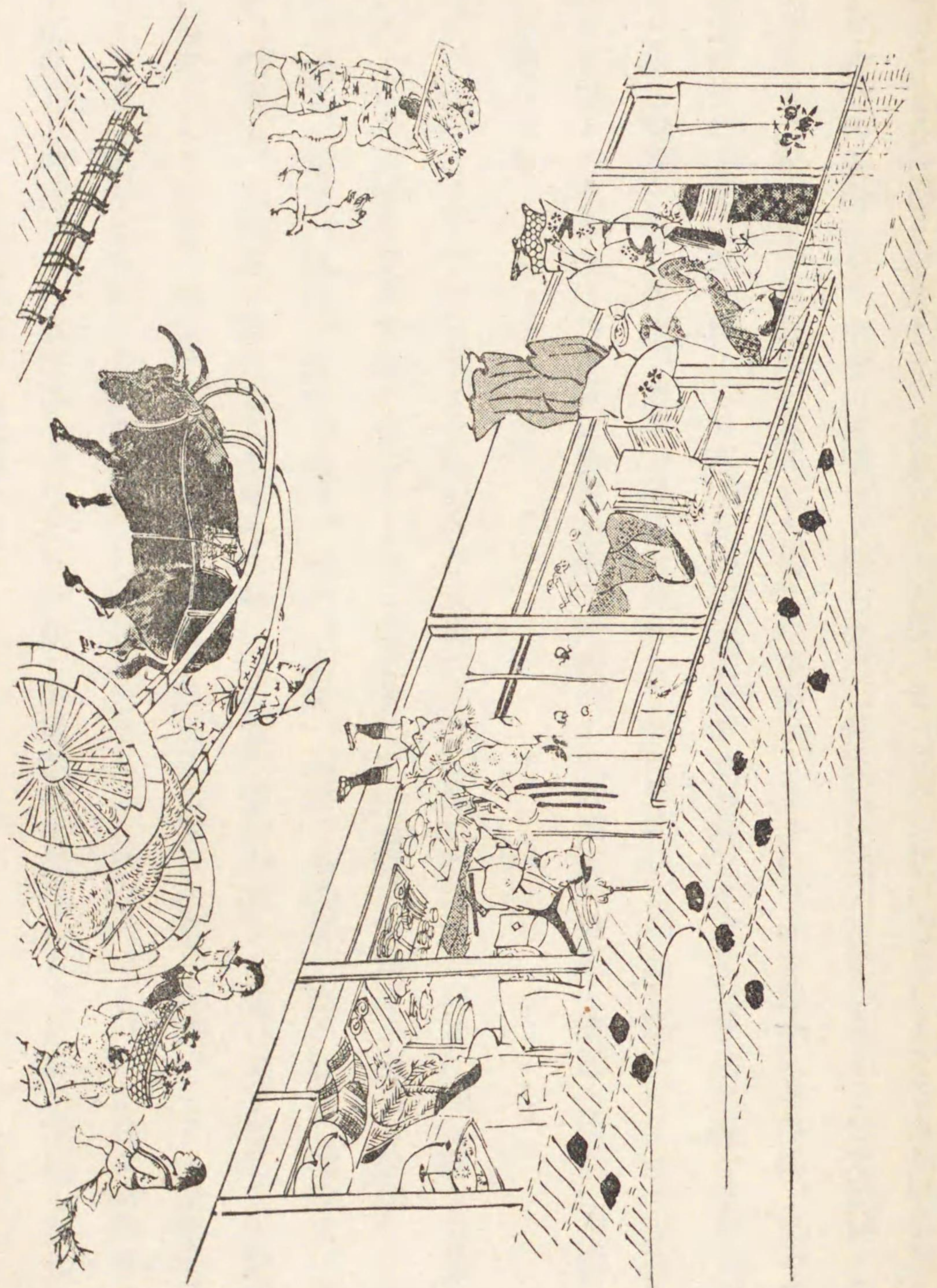
百練抄、五代帝王物語、關東評定傳、蒙古襲來繪詞、吉續記、一代要記、盤繩抄、高麗史

第四編 足利幕府時代より織田豊臣幕府時代に至る

第二十章 内地商業の概略

南北の亂以來各地戦争の害を蒙りて商業を妨げしが京師はことに其衝に當りて最も甚しかりしといふ足利氏幕府を室町に建つるも戦亂の餘京師の凋弊は容易に救ふべからず永享年中義教筑紫の富豪四名を京師に移して凋弊を救はんとせしかどもまた商業上に影響を及ぼすほどの事はなかりき義政の時権臣細川、山名各黨を立て陣を東西に張り細川は義視を助け山名は義尚を助くこれを應仁の亂といふ細川の黨十萬山名の黨九萬と稱す諸國の守護この機に乗じて封疆を争ひ日本全國忽潰裂すこゝに於いて各自保守して貢租を閉ぢ幕府の命令また行れず京師は東西の軍郊外に戦ひ邸第、神社、佛閣皆兵燹に罹る京師戰場となること凡十一年なり保元以來京師に兵塵を及ぼす十餘回なるも諸將尙尊王の大義を存し縦に兵燹を放たず戦も亦半年に亘るものなしこゝに至り古今未曾有の大亂を京師に醸す實に亂世の極といふべし又享祿以來細川の亂にて京師再び戰場となり邸第、神社、佛閣又焚燒せられしが甚しきに至りては内裏の垣墻破れて三條橋上より内侍所の燈火を見紫宸殿前左近橋樹の下に市人茶店を設

けて煎茶を賣りしといふ當時土御門の内裏は今の上長者町の南烏丸の西にして方一町に過ぎざりきとぞ其後天文十二年尾張の人彈正忠織田信秀料足四千貫を朝廷に獻じて内裏四面の築地を修む其子信長足利氏に代りて政を執るや主として内裏を修繕し朝廷の節會を舉行し洛中の地子錢以下非分の課役人夫を免許し諸方に退散せる公卿を還住せしむこゝに於いて京師漸く面目を改む偏に信長勤王の功といふべし足利氏に至り京都の衰ふるや和泉の堺商業地として起れり堺は足利氏の權臣山名氏清、大内義弘等相尋で領し其地京師に近く海灣を擁し外船常に輻輳して貿易の利を占む故に富商多く室町將軍家の財政を左右するものは皆この徒なりき信長の尾張より微行して堺に赴きしもこれが爲のみ堺に次で兵庫も亦中國の良港にして外船輻輳の地なれば商業も繁昌せしと見え室町將軍家の局方、はした衆の切米を賣るには常に兵庫に於いてせりこの他中國には大内家石見の銀山を有し遣明船を支配して貿易の利を占め富第一と稱すこゝに至りて周防の山口大に繁昌し諸藝の堪能諸職の名人縫物織染彫刻の類まで其家々を呼下され國々よりは諸商人到來して日毎に市を立て賣買せしかば時人これを中國の花都と稱しき關東は永享九年足利持氏の亂後鎌倉凋弊して北條家の小田原大に繁昌し津々浦々の町人職人西國北國より群り來り一色より板橋に至るまで其間一里のほどに棚を張り賣買數を盡しける山海の珍物琴碁書畫の細工に至るまで不盡といふことなし異國の唐物未だ目に見ずまた聞も及ばざる器物を



鎌倉の町

幾等といふことなく積置きたり交易賣買の利潤四條、五條の辻に過ぎたりといふ尾張清洲の織田家の城下も近國の市場にして中村の足輕木下彌右衛門の長兒猿が遠州濱松に赴くとて木綿針を買ひ新居家村百姓の子福島市松が眞桑瓜を鬻ぎしも皆この市場なりきされば今尙同地に北市場、西市場の名残り其後信長の安土に城を構ふるや高十丈の天主閣を置き石疊をめぐらし壯嚴を極む當時八幡を安土山下町と稱し陣取を禁じ普請、傳馬、徳政を免許して大に保護せしが如く城下には必ず市街を置き繁榮を來さしむるの要あればなり故に群雄割據の時代にては其城主の繁榮と商業とは常に相伴ふものなることを知るべし

足利氏の治世に至りては將軍より各地の守護及神社佛閣皆其所領地の商業に座を置き專賣を許して諸役を課し他の競望を許さず故に座外のもの、商業をなすを脇賣、振賣など稱して嚴禁す即米座、油座、茶座、酒座、錫座、魚座、鹽座、紙座、綿座、布座、銅座、小袖座、博多打座、檜物座、結桶座、材木座、摺曆座、伯樂座の類なり天文年中京師の座のもの振賣の商人と屢口論をなして檢斷所を煩すを以て過錢として料足一貫文を出さしめ且其商賣を停止せしむされどこの弊やまず永祿年中堺南北の商人他より酒を賣るものありて酒價低落せしかば停止せんことを訴へたるが如く又京師魚座のもの堺南北を振賣して抑留せられ其是非を争ひたるが如し座は後世の株式にしてこれを相續し又これを賣買、

讓與、質入する事を得るものとす文明年中洛中紙座先祖相傳の支證を一條道場の國壽庵に質入したるものあり及天文年中伊勢神宮所領の米座を賣買したるに其價壹兩とあり康永年中祇園社領の綿座所役を出さざるによりて綿賣三人所持の綿を留置くに至る其賦課の苛酷なるを知るべし專賣の弊遂に騷亂を起すものありこれよりさき應永年中北野公文所法印禪能齋麴の特許を得たるを以て洛中の齋麴を禁じ江州の米價これが爲に低落し坂本の馬借等大に憤り日吉祭禮に託して紳縉の車駕及内侍の乗車を抑留す朝廷山門に命じて馬借の住所を破却せしむ馬借黨を結び百餘人京師に闖入し貴賤上下の邸宅に放火するに至れり

又足利氏に至り屢徳政を行ひ大に商業を妨げたりき王朝の徳政は猶仁政といふが如く天子一代に一度徳政を行ひて民を賑恤し給ひしが鎌倉氏の中世より徳政遂に破れて民事上の貸借にまで及ぼすこと、はなりぬ足利氏に至りてはことに甚し正長年中近江の馬借蜂起し徳政を唱へ京師に入るこの一揆延いて伊賀、伊勢、大和、紀伊、和泉、河内に及ぶこれより人民屢徳政を請求してやまず義政の時には所領十七所より徳政を請求し一代中十三代に及ぶといふ神社佛閣も徳政の禍を免れず文明年中土民徳政を唱へて東寺を焼き延徳年中惡黨北野社に閉籠して徳政と號し遂に其社を焼くに至る徳政には全國一般に行ふものと一地方を限りて行ふものとありて徳政を行ふべきもの、期限を定め又其幾分を沙汰し

穩便に白晝女を以て取るべしなど規定するもこれ有名無實のことにして貝を吹き鐘鼓を鳴らして徳政を報ずるや無頼の徒富豪の門に侵入して掠奪するさま山賊にひとしと云へり嘉吉年中僧慧風徳政篇を作りて其弊を論せし如く實に暴政にして當時商業を妨害せしこと少からざるべし

この外諸國には段錢を課し京師には棟別錢を課すはじめは御即位御造營將軍家の代替其他大社の造營等にも課せしに義政に至りてはことに奢侈を極め段錢を課して茗を喫し書畫古器盆石を弄し公卿僧徒と遊びて日を消し花觀の饗應には黄金沈檀を以て箸を作るに至る加之土木を屢興し花御所の經營には六十萬緡を費し母重子の高倉第の腰障子一間の直に萬緡を費すに至れりこゝに於て義政は京師の倉役を月に九度課せしといふこれよりさき永享年中有徳の金商人に用金を命せしに皆事に託して出さざりしかば直に其商人を刎るに至りぬ當時商沽の困難思ひやるべし

世戰亂に屬するも商業は尙絶えず行れしかば諸國に問屋ありて賣買を助けしといふ當時は問屋も世襲のものとなりて相傳せしと見え文明年中西國の紙問丸屋九郎三郎光次祖父以來相傳に付他人の競望あるも由緒によりて煩なきの教書を請ふに至れり又替錢も絶えず行れ爲替の切符を替文さいふといひて用ゐしとぞ天文年中大村民部大夫國許にて爲替錢七千疋を渡し京師にて商人五井より請取し事見ゆれば當時西陲と京師間にも爲替の行れしや明けし又當時商沽の重なる種類を擧ぐれば鍋賣、油賣、もち

い賣、扇子賣、帶賣、白い物賣、蛤賣、魚賣、弦賣、ひきいれ賣、土器賣、饅頭賣、法論味噌賣、硫磺賣、煎し物賣、米賣、豆賣、豆腐賣、素麵賣、鹽賣、麴賣、燈心賣、葱賣、枕賣、白布賣、直垂賣、芋賣、綿賣、薰物賣、藥賣、心太賣、すあひ、藏まはり等あり又商沽が屋號を用ゐる事も此期に至りて行はれしが如し應永年中奈良天蓋大路の宿屋に龜屋の名あり永正中攝州に千鳥屋、鷹屋、こう屋、しろかね屋等の屋號あり天文、天正の頃に至りては京師、堺の商人専ら屋號を用ゐるに至れり

豊臣秀吉の織田氏に代るや京師大に繁榮を來し王朝の古へに復するの思をなせり天正十三年には聚樂第なり足利義滿北山行幸の例に倣ひ天皇土皇の臨幸を仰ぎしがこれより同じき十四年には大佛殿方廣寺を建立し同じき十五年には晴天十日北野松原に於いて大茶之湯を催し同じき十八年には三條の大橋を新造し渡り初として三月十九日相州小田原北條征伐に進發し同じき十九年には西六條の地を本願寺に與へ大阪の天滿より光佐、光壽を召すこの外洛中の地子錢を許し市中に散在せる寺刹を一方に移して市街を整理し文祿四年朝鮮王城のありさまをき、京師王城の四方に土手を築き水難の恐なからしむ應仁以來京師大に荒廢し秀吉の市街を整理する時僅に現在せしもの五組にして即上立賣組、中筋組、小川組、西組、一條組なりき後人この五組を上古京と稱し聚樂組を下古京と稱す町も亦本名を失ひ正觀町を中立賣、土御門を上長者町、鷹司を下長者町、近衛を出水、勘由小路を下立賣、萬里小路を柳

馬場、西朱雀通を千本、五條通を松原、樋口通を萬壽寺など稱するに至れり

天正十一年豊臣秀吉難波に城を築く難波は中國樞要の埠頭にして四國九州の漕路に當り兵庫を右にし堺を左にす仁徳天皇以來外舶輻湊の所となり其後攝津職を置きて津務を管せしめられ外蕃のためには鴻臚館を設置し遣唐使の發するも亦御津の崎よりせり足利氏の時に至り明應四年本願寺の蓮如石山に一寺を建つ天正の初本願寺の顯如其地に城を築きて信長に抗すること十一年秀吉其城墟に大城を築く大阪の名は土人城内の雁木坂を大阪と呼びしより遂に城の名となり後には大都會の總名とはなりぬ秀吉の堺の富戸を移すに及びて堺の商業大坂に移る

看聞日記、多聞院日記、大乘院寺社雜事記、祇園執行日記、康富記、親元日記、宣胤卿記、蛭川親俊日記、政所賦銘引付、付居清事、建武式目追加、春日若宮社日記、東寺百合古文書、妙興寺古文書、春日神社古文書、壬生家文書、集古文書、離宮入幡宮古文書、七十一番職人歌合、徳政方、鳩船抄、塵塚物語、切瀾發心略記、昔物語、室町殿日記、應仁記、應仁別記、大内家壁書、小田原記、北條五代記、太閤素生記、江州入幡古文書、雍州府志、山城名勝志、上立賣町古地由來略記、浪速古圖、大坂記、大坂御城記

第二十一章 貨幣度量衡

足利氏も亦北條氏の如く外國の錢貨を仰ぎて國用をなせりされば應永五年明より六百貫文を得永享三年高麗より千貫を得同じき六年明より三十萬貫を得たり或はいふ應永年中外國の錢貨のみにては尙國用に不足を生せしかば義持鳴海刑部賢勝を錢奉行として永樂錢を鑄足せしめしとぞことに義政の如き

は寛正五年、文明七年、十年、十五年の四度まで明主に銅錢を仰げりこれよりさき明の永樂錢大に我邦に輸入し來り永高、永勘定などいふ事さへ聞え初めたり關東は天文の頃より諸民この永樂に鑑といふ惡錢を取交へて同じ直段に用ゐし故市町にて彼惡錢を撰び論じ鬭諍やまざりければ天文十九年北條氏康領内一般に永樂錢を用ゐる他錢を用ゐることを禁ずるに至るこの後甲州も亦錢南京とて永樂錢大に流行せしかば鑑錢次第に京畿の方に上り永樂錢のみ關東に留れりとぞさればこの時より鑑錢を京錢といひしとかや慶長九年永樂一貫文に鑑四貫文を充て行はしむ然れども錢を撰ぶこと尙やまずこれよりさき壽永判、永字判、上字金、雁金等の古制ありしと雖も今何世に製したるものなるを知らず天正の初織田信長大判金を製し後藤某をして極めしむこれを大判の始とす天正十五年豊臣秀吉銀銅錢を鑄る文を天正通寶といふ同じき十六年大判金、小判金を製し後藤光次をして墨書墨判せしむ大判に天正大判金、菱大判金、太閤大判金、大佛大判金等の種類ありされども天正十三年金賦と稱して金五千枚、銀三萬枚を大名小名に與へしとぞされば當時既に大判丁銀等のことありしこと明けし又文祿元年銀銅錢を鑄る文を文祿通寶といふ徳川氏も亦文祿年中駿河銀判、五兩銀判、五兩金判等を鑄造し其後後藤光次をして武藏墨判小判金、駿河墨判小判金等を鑄造せしむ慶長四年始て壹歩判金を鑄造す壹歩判金に大坂壹歩金、雛丸桐壹歩判金、圓金歩判金等あり又半兩判金、太閤貳分半金ありと雖も其鑄造の年月

を知らずこの他甲州金と稱するものあり其始詳ならずと雖も武田氏の時の物を古金と稱し碁石金、板金、太鼓金、細字金、延金、繩目金等の名ありて松木、野中、志村、山下の四家にて鑄造せり、又前田家も天正年中能登の寶達山の金を得しかば豊太閤に請うて後藤家の一族後藤用介を聘し大判、小判を製す牛舌大判金、天正梅輪内大判金、加賀小判金、梅輪内小判銀、梅輪内小判金、井筒小判銀、菱小判銀、この他花降銀數種あり所謂朱封極印銀と稱するものこれなり又此期の末に至り切銀、竹流など稱するもの行はれしがこは元目方の一定したるものにあらずして入用の時鑿或は鋏にて切り秤に懸て用ゐしなり越後にては鉈にて切りしといふ今兩替に切貨といふものこれよりいでしなるべし又錢九十六文を以て百文と稱せしこと天文年中上杉憲政の家老長尾某が工夫せし事にて軍國の用にて諸國へ人をいだす時財用を豊かにして目的を達せしむる意よりいでしといひ又唐の省陌とて九十文、八十文を以て陌と稱する事あればそれに倣ひて用ひ來りしならん然れどもこの期の初元徳年中鹿島造營の用途に目足錢の事見ゆればこは唯渡來の外國錢九十六錢を以て一百錢に通用せしより出でし事ならんか小判も最初は後藤家にて墨書墨判せしを慶長六年より墨判を廢し刻印とせりしかし大判は江戸幕府の末に至るまで墨書のまゝなりしとぞ

看聞日記、甲斐妙法寺日記、薩戒記、日用集、太閤記、善隣國寶記、本朝年代記、鳴海氏由緒書、物價通考、金銀錢沿革考、松の落葉、貞丈漫筆

度量衡も亦この期に至り各所隨意の器を用ひて一定のものなし大内家は年貢の麻布をはかるに鷹計を

用ゐる二丈八尺を以て一端とし又布は二丈五尺或は二丈六尺と定め長曾我部家は布木綿は悪善によらず大工金四尺五寸を尋にして七尋たるべしと令するが如し量も亦官量はいつしか絶えて各領地私量のみ用ゐしと見え北條家に榛原升、炭原升あり武田家に、鐵判升カネダン、はたご升、なから升あり東大寺に本借升、川上升、拾合升、寺升、長箸升あり東寺に坊用升、佛餉升あり楞嚴寺に七合升、新田八合升、細川市升ありこの外上宮王院地子升長祿三年一升零二勺春日神戶直米升永享七年一升一合三勺三撮シバ屋敷地子升文明六年六マカ合九勺弱リマチ升文明八年九合六勺二撮反錢升天文十五年八合五勺錢升天文十六年六合内侍所升元龜元年九合六勺四撮花田升元龜元年武佐升一合八勺武佐升元龜元年武佐升一合八勺藥師寺反錢升天正中八合五勺等ありて枚舉するに違あらず永祿十二年北條家は升座十二人を置き他所に於いて製造することを禁ず且年貢借物にはあげ賣買には下げて用ゐしむこの後長曾我部家も亦この例に倣ひて升の用ゐる方を定む天正中年甲州の武田家は吉川守隨を秤座となし黄金掛引の秤を製せしむ天正十一年徳川氏の關東を領するに及びて守隨の子彦太郎をして分國中の秤を製せしむ天正十八年豊臣秀吉淺野長政に命じて量法を定めて諸國に令せらる其升の裏に立五寸一分、横五寸一分半、深さ二寸四分半、但内のりなりとありて其寫を諸國へ渡したると見ゆこれを京番番は判又京升ともいふ今升の九合八勺六撮有奇を容るといふ多聞院日記、長曾我部元親百箇條、大内家壁書、北條家古文書、楞嚴寺古文書、北條五代記、甲斐國志、古今要覽、成形成圖說、尙古圖錄

第二十二章 賣買、貸借、質擧に關する法制

足利氏に至りても武士所領の恩地は鎌倉の時の如く沽却することを禁じ若し犯すものあらば買人といひ賣人といひ罪科に所せしむされども一般の土地に關しては別に拘束する所なかりき概して土地賣買の儀式は大に衰へ何れも私契にして請人、口入等を立つるも其契券の文に至りては多く假名を用ゐる花押シラシ中には附號シラシの如き物を用ゐるに至れり一般物貨の賣買に至りては一定の法則なく各地の守護領下の人民に對し隨意に施したるが如し即大内家は市民或は店屋に持出たる物に對し漫に盜物と號しこれを押取して喧嘩に及ぶことを禁じ若し盜品を認めたるときは其所の役人に預け置き批判を請はしむこの他公方買、守護買と稱して押買することを禁ず又伊達家は植賣物の代ひさしく支拂ざる處賣主死去の後其子親の代を催促せしむるとき死去の親存命のうちに相濟ましたるよし問答に及ぶ事あらば死去の親の日記にまかせ相すますべきなりもし又仕拂ひたる支證あらば不二是非一と規定し又長曾我部家は馬を他國へ出し賣買するを禁じ若し犯すものあらば其馬を召上げしむ封建の時代に在ては往々軍器上禁賣するものありと雖も又各自領下の人民を保護するの點なきにあらずされども武士は物を賣買するを卑しむるは一般の氣風にして武田家の家法には人の前に於いて食物并に賣買の雜談をなす

を禁ずるに至る又當時の物價は實に左の如くなりき

應永年間の物價	天文年間の物價
十六文	酒二升代
十三文	壹匁三分
十文	六匁三分五厘
五百文	墨代
三百文	樽三十枚
	飯びつ三
	木綿壹疋
	米壹石
	越後布一端
	唐錦二端
	上酒一升

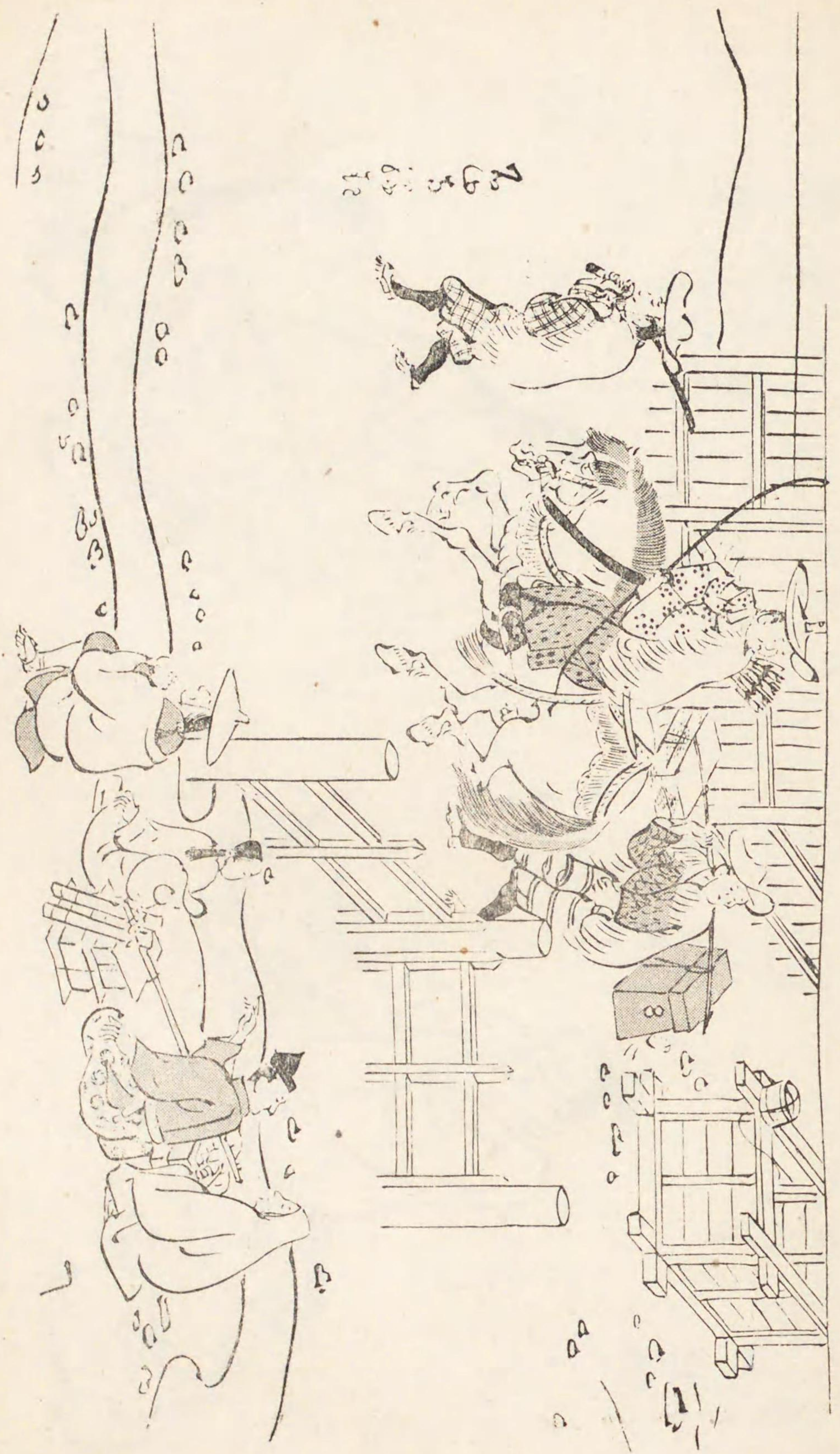
建武式目追加、多聞院日記、室町殿日記、大内家壁書、武田信玄家法、塵芥集、長曾我部元親百箇條、大神宮古文書、香取古文書、弓削莊古文書、阿彌陀寺古文書、清涼寺古文書

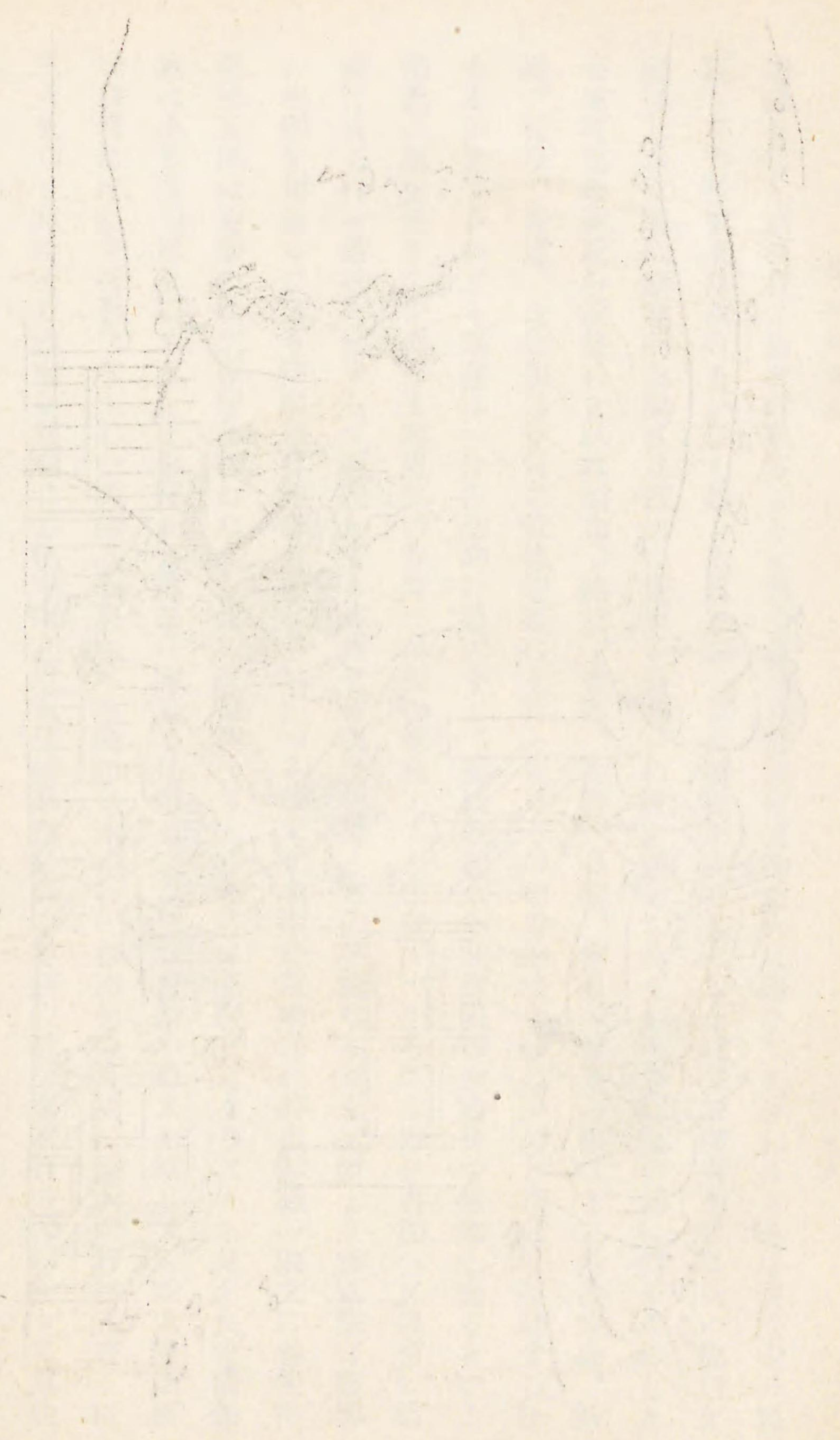
足利氏は貸借年限を二十年と定め十年に至るものは一倍を以て辨償せしめ十年以後は三倍を以て糺返せしむ又期限を經過したる後催促三度に及ぶも承引せざるものは政所へ訴申せしめ本利返辨の外過息分として十分の一を拂はしむ又本人沈淪したるときは請人に於て辨償せしめ又巨多の借錢をなし事を窮困に寄せて借書を破るべき強談に及ぶことを禁じ又借書紛失三年以前の分は糺明に由なしとするも證人等あるときは紛失安堵の下文を與ふるものとす其他諸國の守護各法令を異にするも武田家は錢貨を借るに田畠を書入するを聽すも謀書謀判を嚴禁し親の買物は其子をして辨償せしむるも子の買物は

親をして辨償せしめず但借狀に親の加筆したるものは其沙汰を受くべきものとす買物人の遁世或は逐電と號し分國中を徘徊するを禁じ資財の盡きたるものは身を奴婢に賣りて償はしむ買物人死去すれば口入者をして辨償せしめ連判借狀の場合には其中逐電者あるも他の者をして負擔せしむ逐電者の田地を處分するには先づ年貢事以下地頭へ辨償し其餘分を債主に與ふるものとす米錢借用一信に至れば頻に催促を加へ猶難澁なるものは過怠と見做さしむ北條家は如何様なる借錢借米にても市日に來る商人に對して催促するを禁じ若し犯すものあらば市の横合と稱し罪科に處す長曾我部家は借物、預物火事盗人に遇ひ我物をも合せて失ひたるときは辨償するに及ばずとするも借物、預物のみ盗火にて失ひたるときは辨償せしむる等なり

質物を取りて營業とするものを土倉と稱し絹布類、繪賛物類、書籍類、樂器類、家具并に雜具の利子を五文子と定め其期限を十二月とし益香合、茶碗、花瓶、香爐、金物類の利子を六文子と定め其期限を廿月とし米穀并に雜穀の利子を六文子と定め其期限を七月とし武具類の利子を五文子と定め其期限を廿四月とす土地質入の期限は廿年にして若しこの期限を經過するときは公私領を論せず錢主の所有に歸せしむるものとす武田家は過分の質物を少分にて取たるときは縦ひ兼約の期を過ぐるも沽却すべからず五三月相待頻りに催促を加へなほ沙汰なきものは證人を以てこれを賣らしむ今川家は買物に依りて

棚質となし諸商賣の物を押取ることを禁ず長曾我部家は質物盜火に遇ひて失ひたるときは質置主の損
 耗とす質營業者は前にもいひし如く土倉と稱し常に重税を課せらるゝを以て日錢店を設け巧に税目を
 避けしかば更に錢會所を設け日錢店に貸額十分の一の税を課せられしが又屢徳政の爲に苦められしと
 ぞ室町幕府徳政の法條によれば絹布、繪賛、書籍、樂器、具足、家具、雜具の類は十二月盆香合、茶
 碗、花瓶、香爐、金物類は廿月米穀雜穀類は七月と定めこの期限内は十分の一をいだして返取せしむ
 るものとすされども其實は一片の法條に過ぎずして徳政の起るや其期限等を論せず強奪し去るといふ
 徳政の禍を避くるが爲に土地賣買の券契には縦ひ徳政あるも改動すべからざる旨を書加へ又錢貨の借
 貸にはこれを借狀とせずして預狀とするが如き皆徳政を避くるの手段なりき永正頃より將軍家守護等
 の朱印を用ゐるに至り券契類に印章を捺すもの出づそは天文年中松尾櫨谷社神田作職の讓文に神主梶
 原神五郎は方形の陰文墨印を用ゐたるを見る又亂世にても券契には花押を重んじたりと見え長曾我部
 家は上下共判形を替ふることを停止す訴訟に關しては權貴、女性、禪律僧の口入を禁じ又訴訟人差出所
 の目録には必ず判形を加へしむ訴訟人對決すべき時には本奉行、合奉行の外更に證人奉行二人若くは
 三人として其沙汰の始末を見聞せしむ甲州武田家は横奉行を置く訴訟の時公事奉行の傍に在りて其曲
 直を察し若し法令にふるゝ事あれば其旨を主將に密告するの職掌にて室町將軍家の證人奉行の類なり





廟
主
意
一
切
備
之



此
書
不
可
不
備
也
其
書
名
曰
...



職
八
畫
十
一
書
名
曰

横は傍の意にて目附の職を横目といふに同じ又鎌倉氏の制に倣ひ評定衆の中よりさるべき輩を以て越
訴奉行に補し奉行人の私曲緩怠を防げり傳武目追加、武田信玄家法、今川家古文書、長曾我部元親百箇
條遺老物語、東寺古文書、昆陽漫錄、武家名目抄、室町職官考

第二十三章 内地交通の概略

足利氏の志を得るや鎌倉の封建制度に倣ひ北朝の武士を諸國の守護となし其家格に依りて待遇を異に
し所謂下馬衆、三職、御相伴衆、國持衆、准國持衆、外様衆、御供衆など稱し江戸幕府の萬石以上と
もいふべきもの凡四十七家ありき今應仁年中室町將軍家に屬せし大名の重なるものを擧ぐれば京畿、
南海に細川、畠山、東山、東海に佐々木、六角、土岐、吉良、今川、北陸に斯波、富樫、一色、山陰、
山陽に山名、大内、赤松、西海に澁川、大友、關東に上杉、武田、里見、千葉、佐竹、結城、宇津宮
等ありされども其初世は南甲の遺臣屢回復を圖りて戦争やまず其中世は細川山名の徒跋扈して治らず
其季世に至りては天下麻の如く亂れ英雄各地に割據し又足利氏の命を用ゐるものなしこゝを以て人々
法制を立て領分の民を支配し恰も日本國中に獨立せる無數の小國を顯出したるに異ならざりき大内家
は周防鯖川の渡錢を定め旅客一人一文、荷物一人持二文、二人持の鎧唐櫃及長唐櫃馬五文、輿三文皆
洪水の時を以て其準則とす若し此法度に背く者は行人渡守の別なく皆これを罪すべし又夜間或は風雨

の時と雖も渡錢を出さば速に渡すべしと令し又赤間關、小倉、門司、赤坂の海峽渡錢の制を定め赤間關、小倉間は三文、赤間關、門司間は一文、赤間關、赤坂間は二文、鎧唐櫃、長唐櫃及馬、輿共に十五文、犬一匹十文とし風雨の時と雖も此法度に違ひ渡錢を貪り渡人を苦しむるものあらばこれを赤間關、小倉代官所に引渡し更に山口の法廷に於いてこれを審問し法に依りて罪を科せり又領内大道の夜行を禁ず但旅人は其投宿の所を糺して其往來を許す又職人及諸人の被官に非る者は當所に寄宿すべからず又佛閣巡禮の輩は其滞在五日を過ぐるを得ざらしむ又武田家は内議を経ずして他國に向ひて信書音物を贈るを禁ず但信州の居民にして其謀略の通信に従事し及其國境に住して常に互に相往來するものは此限外とす又令して駿河合力人の荷物は其主今川家の過所を携るにあらざれば行李の運搬を許さず若し違背するものは皆これを誅罰すべし又上杉家は府内大橋の損壞を修築し橋上通行の輩擅に威權を振ひ役所を苦しむることを禁じ往還の旅人皆役所に就てこれを告げ必ず其橋錢を出さしむ但桑門、遊人、盲人、非人、これをいたすを要せず又廻漕の便を開んが爲に船舶の課税を免じ廻漕に預るものは例年雪垣等の常役をも免せり又長曾我部家は領内に令して旅人の徑路を行くを禁ず若しこれを犯すものは科錢一貫文を出さしむ又其領内の道路を修め本道は其幅二間六尺五寸を以て一間とすとし且沿道人民に令してこれを修理せしめ若しこれを怠る者は科錢一貫文を出さしむ又其里正に命じて路次近郊の民を取て飛

脚とし其公用往還の用を辨せしむ若し其傳送遲滯するものは罪皆斬に處す又旅人投宿を乞はゞ速にこれを許し房錢は其意に隨てこれを償はしめ敢て其多寡を論ずるを得ず旅客若し其厨器を盜まばこれを償はしむべしなどにて當時武家の諸法度大率かくの如し鎌倉以來新關を設けて津料と號し山手、河手を取るもの多く旅人の困難少からざりしが此期の初貞和年中足利尊氏式目に追加して再度禁せしも只一片の法令に過ぎずして諸國に到る處に新關を設け種々の役錢を課して其利を占めしといふ中には神社佛閣に津料等を寄附して其繁榮を助くるものあり是に於て春日社兼興福寺は兵庫を領し叡山は大津を領して津料を課し鎌倉の圓覺寺は箱根關葦河水飲及神奈河、品河等を領して關料、帆別錢を課し鶴岡八幡宮は國府津關、湯本關、岩淵の橋を領して關料橋賃を課し香取神社は戸崎、大塚、行徳等の關を領して關料を課す興福寺の兵庫は毎年二千貫なるに大船ども細川方船と號し關料を拂はず七百貫ばかりに減すこゝに於いて衆僧嗾訴してやまざりき其甚しきに至ては天文年中北條氏康の如き富士山に登る道者役を課するに至れり織田信長の起るに及びて使者を四方に遣して其里程を定め喉を築き舟楫を設け津梁を通ず天正二年篠原八左衛門、坂井文助等に命じて道路を修繕せしめ大路は幅三間半小路は三間皆其兩傍に松柳の二樹を排植し且處々の關を廢す其後關東の關役、駒の口役を禁ず又天正十四年諸國六町一里の制を改め三十六町を以て一里と定む蓋し古制の大里三十六町に據りしものなりといふ

足利氏の末英雄各地に割據するに及びては道路橋梁皆軍略上の一點に就て築造し毫も交通の如何を顧みず或は故らに迂回せしめ或は險路を通せしむる等不便實にいふべからず軍機を報ずるには烽火を以てし或は旗を以てするものあり豊臣秀吉の征韓軍を起すに及びては大阪名護屋間每一里に急脚二人を置きて其飛信を通せしむこれ元軍事なりと雖も又以て當時交通の一斑を窺ふべし大乘院寺社雜事記、奉日神社古文書、圓覺寺古文書、鶴岡八幡宮古文書、香取大彌宜文書、寶鏡寺古文書、離宮八幡宮古文書、大内家壁書、謙信公御年譜、甲州諸法度、甲州古文書、長曾我部元親百箇條、信長記、太閤記、武家名目抄、鹽尻、應仁武鑑、貞丈雜記、

第二十四章 支那及朝鮮貿易

北條氏亡びて間もなく南北の亂起り財用缺耗せしかば諸國の豪族皆船をいだして元に通せり足利尊氏の嵯峨に天龍寺を建つるや僧疎石直義に謀りて良材器具の要脚を元に募縁せんことを請ふ北朝明經明法博士に下して議し其請を聽し毎年船二艘をいだし商賣の好惡に拘らず歸朝の上現錢伍千貫を寺家に納めしむる事を約し興國三年航海を始むこれを世に天龍寺船といふ正平の末朱元章元主を逐ひ立て帝となり國を明と號す明年書を征西府に贈りて修好を求む征西將軍の宮懷良親王其書辭無禮なるを以てこれを卻く明又趙秩を遣し親王に謁して修好を求む親王僧祖來に命じ送て明に往かしむ明我國俗の浮屠を信ずるとき、建徳二年僧祖闡、克勒等を遣し祖來を送り來り大統曆を親王に贈りて其年號を奉せ

しめんと欲す親王怒て使者を拘留すること二年祖闡等潜に書を天台座主尊道に贈りて關西親王の爲に阻られて京に入る事能はざる旨を訴ふ義滿これを聞て大に驚き二僧を迎へ書を明に贈るこの後義滿、島津氏久等使を遣して通信を求めしも其國書なきと彼の年號を奉せざるを以て皆卻けらる明の左丞相胡惟庸竊に明室を篡奪せん事を企て助を藉らんと欲し寧波の指揮官林賢を征西府に遣し援を請ふ親王これを聽し給ひ弘和元年増加瑤を遣し詐て進貢船と稱し精兵四百餘人を率ゐて赴かしむ然れども胡惟庸謀破れて應せざりき其後胡惟庸を誅し林賢の獄起るに及びて日本に通せしこと顯れ遂に通商を絶ち海防を嚴にす應永の初筑紫商人肥富某明コイツミより還り兩國通信の利を説きしかば義滿僧祖阿を遣し肥富を従はしめ明に赴き始めて明に通す明王允攸建文父燕王棣と戦ふ我使を接見して答書を贈る義滿又使を遣すや其國亂を聞き兩様の表を齎して往かしむ至れば燕王帝位に上る表を得て喜ぶこと甚し使を遣し義滿を日本國王となし勘合信一百通を送り十年を一期として其人員二百人を限る若し聘問其期に非ず且刀槍を携ふる者は寇を以て論ずる事を約す義滿自ら兵庫に至りて其使を迎へ京師に館せしむ禮遇甚厚し其後明又使を遣し國書を齎し來る義滿これを北山に延き明人の裝束を着け明輿に乗り明人をして昇がしめなどして喜びたりきよりて關西に令して海賊の明を犯す者を捕へしめ又守護に命じて商沽に勸め明に貿易せしむこゝに於いて兩國の貿易盛に起れり義教永享年中僧道淵を遣すや明主瞻基宣宗雷春表寬

を遣し封爵を授け海賊を禁絶せしめ信符二百枚を給して勘合となす諸國守護五山南都の僧兵庫堺の商人等請うて其符を受け往きて貿易す幕府義滿の時の例に倣ひ大内氏に勘合符を託せしかばこれより明貿易は専ら大内氏の管掌することゝはなりぬ義成、義政、義植、義澄、義晴皆五山の僧を使臣として通ず後柏原天皇の位に即き給ふや京師の財政困難にして利を明國貿易に仰ぐ甘露寺元長即位段錢の集らざるを以て朝廷に建議し幕府に命じて遣明船を出さしむ大永年中細川高國僧瑞佐及宗素卿を明に遣す大内義興も亦僧宗設を遣し兼行して寧波に達せしむ瑞佐後れて至り先後を争ふ素卿府吏に賄して先に謁す宗設大に怒り大監頼忠、都指揮表斑劉錦等を殺し大に寧波紹興を掠め迫て城を出さしむ守臣皆城を棄て遁る我兵追うて鎗を奪ひ日本の國號を以て府庫を封す淹留旬日帆を揚げて去る明宗素卿を獄に下すこれより我邊海の民江南沿海の地を掠むること甚し南朝の西征府も明國貿易の利益を得んと欲せしかども常に對等の位地を以て修好を完うし通商をなさんと試みたるが故に其目的を達すること能はざりしが北朝の室町幕府は彼の冊封を受け日本進貢船と稱して修好を結び遂に貿易の利益を占有したりき足利氏は飯尾氏を世々唐船奉行又唐奉行といふとなし外藩贈遺方物通信貿易の事を掌らしめ又同朋衆を以て唐物奉行となし八朔の當日諸家へ分配する唐物を鑑定してそれ／＼の品を定めしむ其進貢船を出すや進貢物の外に附搭品を官庫に納れて其直錢を受く大内細川家も亦船を出して附搭品の利を占む

又公方様御商賣物と稱し太刀、扇子、銅、琉黃の類を送りて販賣せしむ五山其他の僧徒より年始進上の物或は諸國の守護より進獻せしものを以てこれに充つ猶これ等の進獻物のみにて足らざる時は大内家より其用途を仰ぎて買入るゝを常とす此外商人の船を類船と號し進貢船に隨行せしむ進貢物は太刀、扇子、屏風、漆器、瑪瑙の類にて獨幕府のみならず使臣、奉行、居座、通事、從僧に至るまでそれ／＼分に應じて進貢し直錢を受るを例とす一回の船賃凡三百貫文にして正使に五十貫文、居座に卅貫文、總船頭に卅貫文、通事に廿貫文、目聽に廿貫文、船頭に卅貫文、船方に十貫文を給す航路は兵庫を發し尾道、赤間關、博多、志賀島を経て肥前に至り大島小豆浦又は五島奈留浦を發し寧波に至り嘉賓堂に宿す進貢船は大抵春は清明の後秋は重陽の後順風を待て渡航するが故に早きも四五十日を費せり其船は三四艘を度としこれを勘合符の番號によりて一號船二號船などいひき船の發するに臨みては櫛田、宮崎、住吉、赤間關八幡、奈留大明神等に太刀を獻じ或は神樂を供して海路の安全を祈り船の陸地に近づくに及ては見山祝をなして其無事を祝すといふ當時渡航の船を唐船と號し小船を便なりとして千石内外の船を用ゐしとぞ又船に名あることは近世の如くにして寺丸、宮丸、夷丸、彌増丸、熊野丸、住吉丸、藥師丸、和泉丸などいひき進貢船の上陸するや人別白米五升外に七色或は八色を給し巡視海道より牌を與へて入京の途次其通行を許すの證とす京城に入れば會同館に宿し鴻臚寺習

禮亭に於いて朝參の禮を習ひ明服を着して奉天門に入り明主に謁し闕左門に於て饗宴を受く逗留中白米五升十一色を給す進貢の事終りて還るや市舶司又海上三十日分として人別米六斗を給す附搭品は太刀、銅、琉黃、扇子等にして太刀を最も多しとす附搭品の價は禮部より給する例とす其價一定せず明の成化年中は太刀每把舊錢三千文を給し弘治年中は每把舊錢一千八百文を給す足利氏の附搭品を増して利を得るや彼其供給に堪へずして價を減せしかば使臣往々其價を争ふに至る使臣は五山の僧徒中最も才識ある允彭、清啓、桂悟、碩鼎、周良の徒を選びて任ずるが故に皆一代の人物にして其禮部に迫りて價を増さしむるや或は愁を帯びて訴ふるが如く或は怒を含みて脅すが如く其一舉一動皆彼の膽を破りて信服せしむるに足れり足利氏は此の如き一種の外交官を得て巧に名を進貢に假り變體の貿易をなして大に利を得たりき天文八年大内義隆の大將軍義晴の命を奉じ僧碩鼎を遣すや船三艘にして其搭載せし貨物及人員を見るに進貢の太刀七百十把、附搭太刀二萬四千五百二十二把、銅二十九萬八千五百斤にして官吏廿六人商人二百九十七人水夫百三十人なり當時渡航の目的専ら貿易にありしを知るべし其後天文十六年僧周良を遣すに當り渡唐船法度二十八條を分ち鬪諍を戒め飲酒博奕を禁じ品行を謹ましむされど幾ならずして大内義隆其臣陶晴賢に弑られ勘合符を失ひ貿易これより衰ふといふ

教言記、天龍寺造營記、七卷册子、大乘院寺社雜事記、允彭入唐記、戊子入明記、壬申入明記、策彦和尚初渡集、策彦和尚再渡集、大明譜、驛程錄、下行價銀帳、渡唐方進貢物諸色注文、謙齋雜稿、謙齋和尚略傳、妙智院古文書、南海通計、善隣國寶記、武家名目抄、明史

後村上天皇の御宇高麗使を遣し海寇を禁せんことを請ふ尋いで又使を遣す足利義詮これを天龍寺に延き答書を與ふ其後高麗又好を對馬の宗宗慶に通す後龜山天皇元中九年高麗の將李成桂其王を廢して國を朝鮮の古名に復し宗頼茂と好を通すこゝにおいて王氏三十二王四百四十二年にして亡ぶ應永五年朝鮮使を遣し海寇を禁じ往來の舟船を通せんことを請ふ義持大内義弘をしてこれに答へしむ嘉吉三年宗貞盛朝鮮と約し毎年船五十隻を送り米豆二萬石を得ることを約すこれより宗氏世々朝鮮の使人接待の事を掌り我貿易の船舶對馬の信牌を以て證とす宗氏の一族はじめ大内、周布、志佐、田原、菊地、島津、呼子、四天王寺、清水寺、善光寺等の徒も亦朝鮮と約して毎年貿易船を出だす文明五年宗貞國五十隻の外に七隻を増しこれの特送といふ永正七年我釜山居留の民僉使李友會の虐待を怒り濟浦居留の民と謀り夜に乗じて釜山城を陥れ李友會を殺し又熊川城を陥る朝鮮防禦使をして討せしむ鹽浦居留の民この變を聞て皆對馬に還れりこゝに於いて我三浦居留の地は人影をとゞめず朝鮮の貿易全く絶ゆ宗氏これを將軍義植に訴ふ義植大内義興に命じ書を朝鮮王に贈り通交を復することを求む朝鮮凶徒を誅し其首級を贈るを要す宗氏凶徒を誅し其首級を贈りて朝鮮の交舊に復するを得たりされども歲遣船を廿五艘に減じ特送を廢して人民の居留を禁じ唯館を濟浦に設け使節接待の所とす又天文十年濟浦に居る對馬のもの三百人韓人と相鬪ふ朝鮮大に怒り我人民を逐て其地に居るを許さず義晴僧安心等を遣

し凶徒を捕へて送り三浦居留の地を復せんことを議すれど三浦居留を許さず倭館を釜山浦に移して永く齊浦に至るを禁ず永祿八年宗氏朝鮮に請うて歲遣五艘を増し三十艘となす當時我國の商船彼の圖書を受けて往來する者宗氏を除く外二十二人其後義昭使を遣し齊浦を開て居留地となし宗氏の船更に二十艘を加へ嘉吉の舊に復せんことを請ふも彼堅く前例を取りて許さざりき豊臣秀吉の天正十六年九州を征服するや宗義智、橘康廣等に命じ朝鮮王李昭に諭し嚮導をなさしめ明を討んとすされども李昭明國の大なるに畏怖し命に應せず遂に文祿壬辰の役となり兵結びて解けざること七年慶長三年八月秀吉薨するに及びて師を班すこの間通商貿易のこと全く其道を絶ちたりき

宗家譜、國史實錄、朝鮮通交大記、善隣通交、高麗史、海東諸國記、懲惡錄

第二十五章 日本人朝鮮支那の侵略

元弘建武以來兵亂うちつゞき隙に乗じて海賊大に起り屢朝鮮支那の沿海を抄畧す支那人呼びて倭寇といふ元主これを憂へ高麗王に書を贈りて制せしむよりて高麗使者に元主の詔書を齎して來朝す然れども義詮の武威振はずことに九州は菊地黨の據る所にして到底號令の行はれざるを以て事に託してこれを辭す義滿の明に通ずるや壹岐對馬の海賊二十餘人を捕へて送る明主大に喜びて義滿の功勞を賞し日本國王の冊書を授け又親書の碑文を貽りて肥後阿蘇山を封じ命じて壽安鎮國之山といふこれによりて

暫く海賊の跡を絶ちしに幾ならずして又往々方物戎器を船に載せて渡航し間を得れば戎器を張りて抄略し間を得ざれば方物をいだして貢船と稱すこれ或は征西府菊地黨のなす所ならんか元中五年我邊民朝鮮に渡り全羅慶尙に侵入して財寶を掠む朝鮮大に恐れて城を修め兵を徵し民爲に農業を失ひしといふ明の六年高麗慶尙道元師朴藏等兵船を率ゐりて對馬を寇す宗頼茂防戦して敵船を破る應永二十六年朝鮮蒙古人を教唆し領義政柳廷顯及李從茂等を遣して兵船五百餘艘兵二萬餘人を以て對馬を侵す鎮西探題澁川義俊太宰少貳滿貞等赴き援ひ討ちてこれを走らすこれ皆倭寇の復讐をなしたるに過ぎず海賊のかく威力を振ひしは一朝の事にあらずして王朝の末瀬戸内の惡漢諸國の貢物を奪取りしに始まる其後黨を結びて一種族をなせり南北の頃伊豫國に村上三郎左衛門義弘といへるものあり諸國の海賊を統一してこれが首長となりけるが義弘死して家絶えたりしかば同族北畠顯家の子師清代りて其首長となり讃岐鹽飽島、備中神島、伊豫大島、沖島等の海賊を従へ往來の船を切り取り西海に威を振へり當時海賊を稱してセキといふせきは即關にして下の關佐賀の關などいへるが如しこれ海賊の往來船を切るや是等の要所に割據せし故遂に其名を負はせつるなり彼等の勢を得るに及びて漸く航路を海外に開き海賊大將軍と稱して他の大小名と比肩するに至れり朝鮮貿易の開くるや自ら海賊將軍と稱して彼邦に赴きしもの數人ありしが其中村上備中守國重と名のりしものは師清の後なりき船奉行は船頭水手

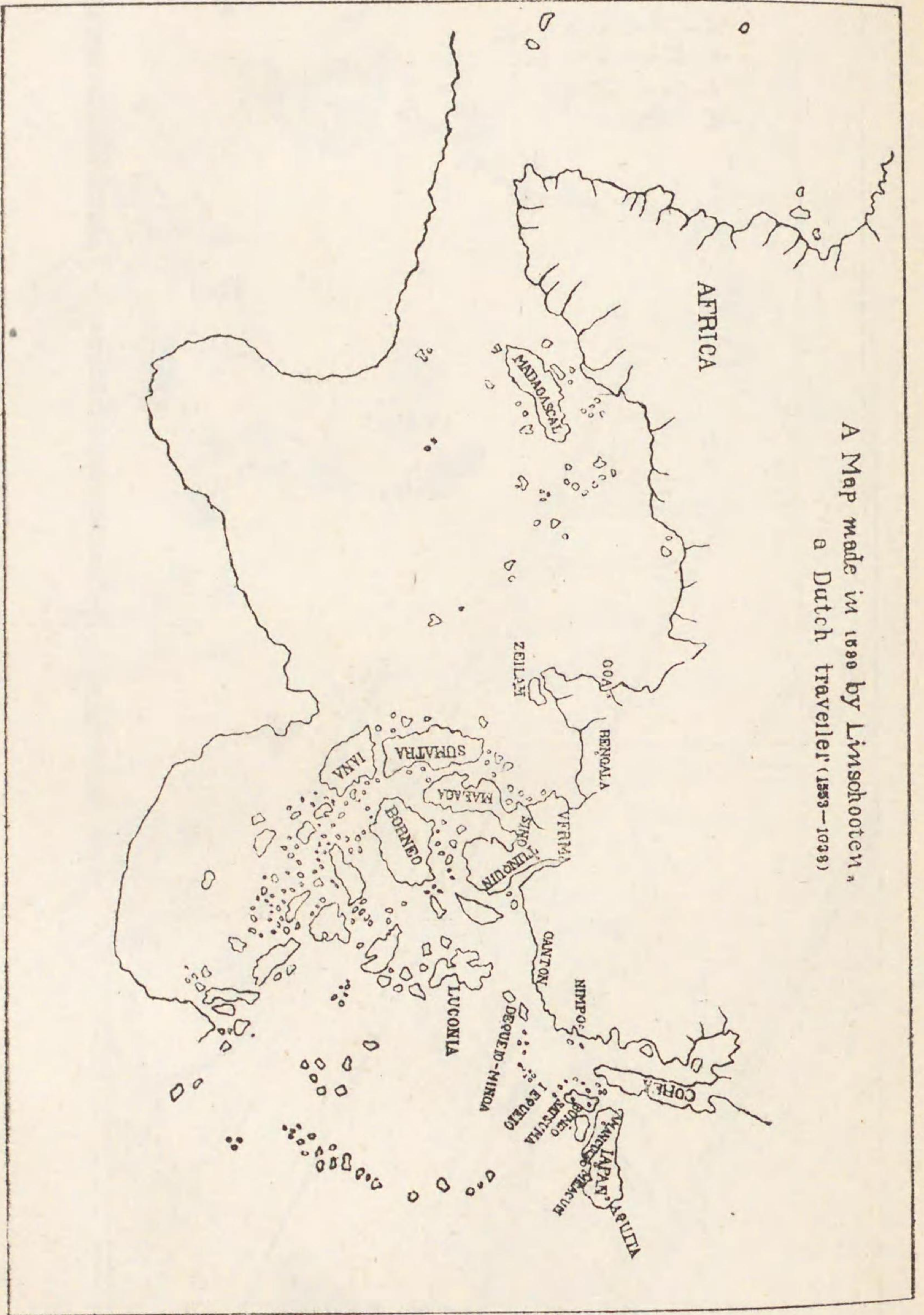
等を指揮して舟船のことを沙汰する長官なりこの職元世襲にてさるべき津々浦々に居住せしもの、如し抑船奉行の名目は源平鬪戦の初に見えたるのみにて中頃絶えて聞ゆる事なし足利氏の頃はこれを海賊大將、船大將とも呼べりこれは戦國以來海濱諸國の大名諸家水戦に便なるものを扶持して兵船をあげ敵國をおびやかす亂妨をなしよりの異名なり遂に後に至りては自ら海賊大將と稱するに至れり天文永祿の頃には國々家々の稱一様ならず船手衆、船奉行、舟手奉行、舟頭、船方頭、船大將、海賊衆などさまざまに唱へたれど其職掌は異なる事なかりしなりことに東國にては海賊といふを通稱の如くおもひたりしといへり後土御門天皇の御宇海賊朝鮮に渡りて全羅道の海邊を侵したれども朝鮮王これを拒ぐこと能はず賊船に王の璽印を押したる書を與へ期を約して來らしめ賊船の木小を計りて財を與へければ彼等は其貨物を得て明國に往き明人と貿易して利を得たりといふ又後柏原天皇の御宇師清の孫山城守雅房海賊を率ゐて明國に押し渡り津々浦々を放火して米穀財寶を掠め取ること數度に及びしかば彼國より使節を遣してこれを禁せんことを請ひし故雅房を十三年の在京に命じ海賊の名を改めて西海の警固となし海賊を其下に屬せしめられしといふ大内政弘、大内義興の如き周防、長門、安藝、石見、豊前、筑前の六國を領し屢海賊を利用して朝鮮を侵し全羅道の貢物を大内家に入貢せしむるに至る當時海賊の盛なることを推して知るべし我海賊八幡大菩薩の旗を建つ故に明人呼びて八幡船と稱

しこれを畏るゝこと猛虎の如し又彼邦人の我地に據り往きて其邊を亂すものあり歙縣の人王直の如き亡命を招集し來りて平戸浦に據り時々部下を遣し明の邊海を剽掠し又呂宋、安南、暹羅、滿刺加等の諸國に貿易し我邦にも航路を開き賁巨萬を累ね稱して五峯船主といひ威名海上に震ふこの後明の海賊徐海、陳東、葉明、顏振泉等來りて攝津、和泉、紀伊、兩肥、豊筑、薩摩、對馬等の邊民を導き往きて支那の沿海に寇す顏振泉の如きは臺灣に據り自ら稱して日本甲螺といふ甲螺は猶頭目といふが如し加志良音甲螺に近し故に訛稱したるのみ振泉死するに及びて衆鄭芝龍を推して甲螺とす明和寇を怖れ沿海衛所一百戸毎に船一隻を置き一衛五所五十隻を備へしめ哨兵を出して其來寇を報せしむ春は清明の後秋は重陽の後順風を得て渡航するが故に春防三四月を大汛となし秋防九月を小汛となすに至る寇をなすものは薩摩、肥後、長門の者最も多く大隅、筑前、筑後、和泉のものこれに次ぐ多くは薩摩に行商しそれより附行して赴くものとす其寇をなすや大抵三路よりす對馬より發し朝鮮を寇し遼東總路に入るもの又五島より發し直浙山東總路に入るもの薩摩より發して閩廣總路に入るもの是なり然れども又風の變遷に従ひて或は淮南を侵し或は寧波を侵し或は福州を侵し或は廣東を侵す等一ならずといふ倭寇の季節に至れば廣東、福建、浙江、南直、淮陽、登萊、遼陽七所の鎮兵を増して來寇に備ふ當時明の廟堂頻りに海防江防の論をなすものありと雖も我邦兵亂の餘人武を好みて死を視ること

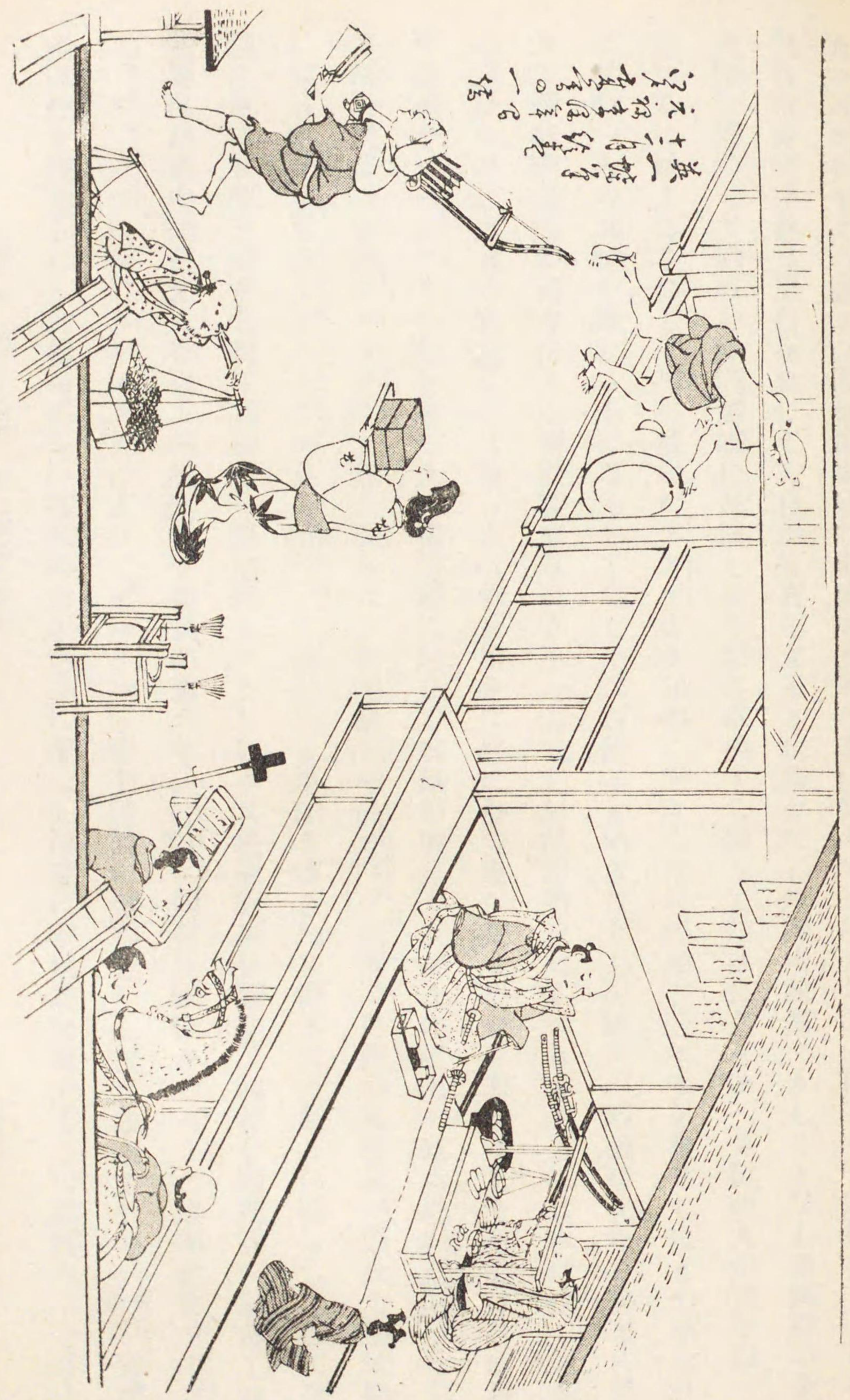
毫毛より輕し故に其寇をなすや兩肩を脱ぎ長刀を揮て進む鎮兵怖れて防ぐこと能はず内地を横行して財寶を抄畧す木銃を支那に傳へしもこの時なりとす其隊も結びて入寇するもの少きも五六百人多きは萬餘人に達すといふ阿蘇文書、滿濟日記、來島文書、藤藩舊記、對馬編年記、南海亂々記、本朝武家高名記、武家名目抄、異福日本傳、海外異傳、東國通鑑、日本風土記、五雜俎、圖書、舊唐書、明史、明史彙編、籌海圖編、國朝獻 懲錄、圖書編、不求人全編、圖書集成、皇明世法錄、登壇宛必、新訂武備策學考實、七修類稿、倭變事略、洗海記事、靖海記略、

第二十六章 内地貿易の發達

抑も西洋諸國に於いて始て東洋に日本あるを知りしは以太利國ウエニスマールコポロの商人馬可波羅を以て嚆矢とす馬可波羅は我建長六年千二百五十四年に生まれ廿一歳にして父ニコロポロ及伯父マフエオポロと共に商業をなし亞細亞に來り韃靼語に通じて元世祖忽必烈の寵遇を受け御史中丞となり大司農卿を兼ね幾ならずして御司大夫となりしが元支那の全國を統一するに及びて世祖と共に本土に入り樞密副使兼徵使領侍儀司事となりついで楊州の都督となれり嘗て命を奉じて蒙古、交趾、印度各國に使せしが一たびも使命を辱めたることなかりき馬可波羅元に留ること二十餘年にして我永仁三年千二百九十五年父及伯父を伴うて無事故郷ウエニスに還れり其後ゼノアの戦争起るに會しウエニス艦隊の一部將となりクルフラ島近海に於いてゼノア艦隊と戦ひしに大に敗れて虜となりゼノアに送られて獄に繋がれし時偶然同囚の



A Map made in 1688 by Linschooten, a Dutch traveller (1653-1698)



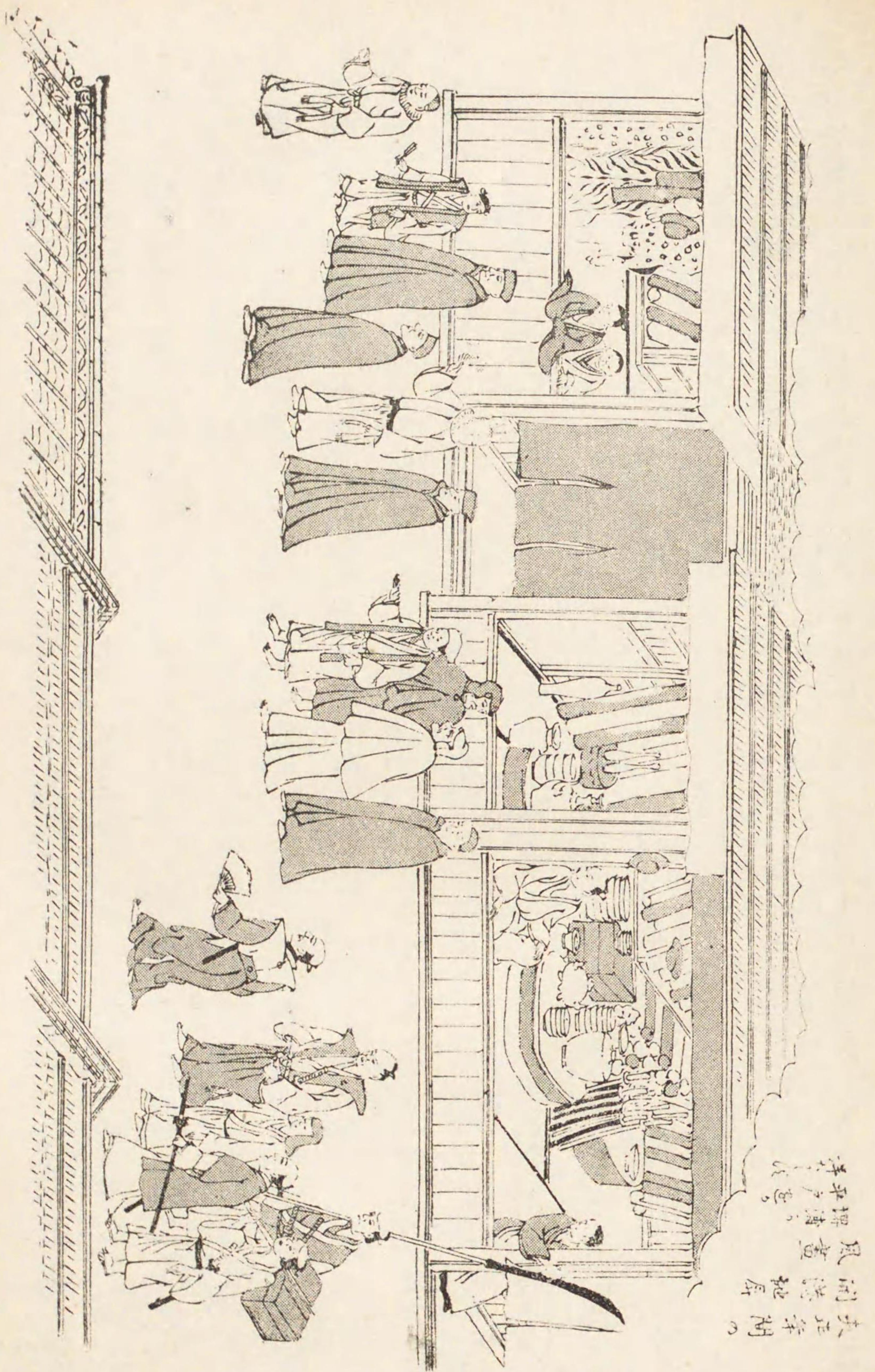
人ルステシヤノの語りたる東洋旅行の奇談中支那の東に當りてジハングリと稱する一大島あり其民膚色白哲身體強健且風俗順良にして自から君を立て、政事をなし外國の隸屬たりしことなし亞細亞の全大陸を併吞して餘威を歐洲諸國に及ぼしたる元の軍兵すら破りて却けたりといへる韃靼人の言を以てしたるに始まるされども馬可波羅がアタルより元都に至りしや行程殆ど三年半を費せしほどの事なれば當時一人の其説を確むるものなくして空しく二百餘年を過ぎたりしが歐洲の暗黒時代漸く終るに當りて閩龍歐羅巴の西方にある新世界を見出さんと志せしが己が船を向くべき方角とは日本は全く東西の違ひあれども彼の意見にては西の方へ船を出さば終に必ず東に廻りいづる事疑なしと思ひければ馬可波羅がジバンクリの記を見て大に喜び西に向ひて航路を取れり其初次の航海の時古巴クエバ墨是墨是可海可海に立る小島を以て馬可波羅の所謂ジバンクリと思ひ誤りたり我明應元年千四百九十二年熱爾馬尼亞ゼルマニヤの地學家が造れる地球儀には日本を以てカープヘルデゼ島の西亞弗利加の西岸の西を距る事頗る遠き地に置きたり然るに幾ならずして閩龍は更に其地を精査し得て其初見の誤を曉りたりといふ其後喜望峯を廻りて航行を印度洋に試みしは歐羅巴諸國中葡萄牙人を以て其嚆矢とす初我明應六年千四百九十七年葡萄牙國王エマニール水師提督ウアスゴ、ダ、ガマに命じカルカットに至りてザモリンと修交通商の盟約をなし後又我永正七年千五百十年印度の臥亞ゴアを侵畧したるは葡萄牙人の將來勢力を東洋に擅にし印度に殖民地を確立するの濫觴なりとすこ

れより東洋に貿易を擴張して遼遠なる支那帝國に及ぼすに至れり我日本に航路を開きしは我天文十年千五百四十年葡萄牙商人アントワン、モタ。フランソワー、ザウキエー。及アントワン、ベリットの三人暹羅國ドトラより發し支那に向ひて進む途中暴風に逢ひて鹿兒島に入港したるに始まる天文十二年千五百四十年葡萄牙人キノウエル百餘人を率ゐて大隅の種子島に到る島人杖を以て砂に書し其來意を問ふ船中明人五峰といふものあり亦砂に書し答へて曰くこれ蠻船なり商賈の爲に來るとキノウエル等皆火器を携ふ其長二三尺旁に一穴あり火を以て穴に點すれば中るもの皆破碎す島主種子島時堯重賁を捐てこれを購ふ其船又豊後に到る奇貨珍寶を載すること甚だ多し大友宗麟これを府内に招き年々來りて貿易することを許すこれを歐羅巴人貿易の始とす天文十八年千五百四十九年我日本一少年人を殺し臥亞に逃れて洗禮を受けたるものあり一日同所の葡萄牙商人に語るに若し歐羅巴洲の貨物を以て日本に齎し來らば必ず其利する所大なるべしとの事を以てし同時にゼシユイト教會の教師に語り日本人をして基督敎に改宗せしむるは蓋し難事に非ざることを以てせしかばこれ等の考按は兩がら以て葡萄牙人をして日本に貿易を試み商會を設置せんとするの思考を一層切ならしめたり當時外國人は自由に内地を旅行せしのみならず且九州にては大名の外國人を欵待すること甚優渥にして皆これを誘導して其領内に居留せんことを望めり加之葡萄牙人と貿易を開きて各其臣民を利せんとするの熱心より終に大名の間に

競争心を養成し各自己の港をして外國人の選擇に適せしめんことを勉むるに至れり葡萄牙人はこれを奇貨として各商品を全國各所に散布せしかば我日本人の奇を好むや競うて外國の珍奇を得んことを勉め其實價を知らざるより往々不當の價格を貪られたりといふかく貿易の隆盛に赴くと同時に彼等の基督敎を傳播するに容易なりしはマカヲより歐洲及印度の商品を供給し且多數の僧侶を派遣し得るの便利ありしにより葡萄牙人に次いで航路を東洋に開きしものは西班牙國なりとす其我國に來りしは天文十八年千五百四十八年豊前國八屋浦に到着したるを始とす西班牙は嚮に亞米利加大洲を發見し盛に國民を徙して新西班牙國と稱し其後又永祿七年呂宋を侵略しマニラ府に鎮臺を置き群島を併せてヒリツピン島と稱し盛に殖民せりこゝに於いて其殖民地なる呂宋の商人等は葡萄牙人が我國の通商を獨占するを見て妬心を抱くこと甚しことに呂宋より太平洋を横ぎりて新西班牙即今の墨西哥に達せんと欲するには我國の東邊に船を泊すべき一港を得るは最も必要なるを以て葡萄牙人の跡を追うて我國に來り遂に貿易を開くに至れり

從來内地の貿易は鎮西の博多を以て外物吸收の所となし畿内の堺を以て分配の所とせり然るに博多は太宰府既に廢せられ自由貿易となりては勢其地位を變せざるを得ず况んや支那航路の五島を経て寧波に至りしものゝ外薩摩より琉球を経て福建廣東等の所に至るの航路を開くに及びて博多の外更に薩摩

なる坊津の一港を開きて商船往來の總路とはなしぬされども坊津は西南の極邊に僻在して堺博多に連絡を通ずるに便ならざるのみならず支那の商船と雖も其寧波以北より發するものにおいて又其地を便とせざりしかば遂に博多坊津の中間に一港を選びて内外相互の市場とするの必要を生じたり然るに平戸港は恰も其中間に當りて寧波以北より來るものと福建廣東より來るものとの相湊合する所にして一大貿易場とはなりぬこれよりさき葡萄牙商人薩摩豊後の海邊に來りて貿易しことに鹿兒島の市場には支那及歐羅巴の貨物山の如く堆積せしといふ其平戸に移りしは何年なるを詳にせずと難も蓋し天文十八年以後の事ならんか平戸は王直が商館を置き支那商船の輻湊せし地なれば鹿兒島に來れる葡萄牙人も亦去て平戸に移轉したりければ平戸港は始て歐洲貿易の要港となりたり葡萄牙人の平戸に來りし以來彼等は度々同港に於いて貿易したりと雖もこれと同時にカソリック教僧徒渡來し其教を布くに及びて平戸領主松浦隆信其教を信せざりしが故に彼等平戸を去て豊後に赴けり豊後の領主大友宗麟深く其教を歸依せしかばこれより豊後は遂に我國に於けるカソリック教の中心となれりされども豊後は九州の東南岸にして其地位葡萄牙人の來泊に便ならざるを以て平戸は猶商業の中心たるを得たりと雖も新に一の競争者を生じ幾分か平戸の盛況を減殺するに至りきそは大村の領主大村純忠が平戸の盛況を見て葡萄牙人を誘ふに宗教の自由を許し且諸税を免し永祿五年横瀬浦を開き同じき十一年福田浦を



開きしによれりされど二港共に貿易に便ならざるを見て元龜元年長崎の港を開き天正元年遂に長崎浦上の地を切支丹寺に附するに至れり三港皆大村家の領地にして平戸の隣地なれば其害を蒙ること多かりしなるべし後八年にして天正四年西班牙人平戸港に來り葡萄牙に代りて貿易を開始せしかばこれより分れて貿易は平戸長崎の二派となれり其後慶長二年阿蘭陀人も亦平戸に來りて貿易を開きしを以て西班牙人は漸く商業の利益を失ひ同じき四年頃遂に其港を去れりこれよりさき永祿十一年織田信長安土に在り將軍義昭の命を傳へてウルカン、パテレン二人を召す後彼等の請を許して四條坊門に方四町の地を與へ一寺を創建して永祿寺と號す後改めて南蠻寺といふ信長これに近江甲賀郡五百貫の地を寄附す其後基督教忽蔓延し九州を根據として京畿、南海、山陽より東仙臺、會津に至り北金澤に達す一時靡然として其教に従ふ信長元佛教徒の跋扈するを惡み基督教を入れて其權を殺がんとせしに基督教徒の意外にも勢力を得しかは大に悔いて南蠻寺を廢せんとしたれども兵事多端にして未だ其志を遂ぐるに能はざりきこの隙に乗じてカソリック僧徒等愚民を煽動して神社佛閣を破却するに至れりことに於いて豊臣秀吉の政權を統一するに及び増田長盛に命じて南蠻寺を毀ち其僧徒を誅するに至る其後天正十五年豊臣秀吉既に薩摩を征服し暫く博多に在りて九州の政務を處理しければ長崎に住したるカソリック教僧徒の長老ガスパルケロ箱崎陣營に行きて其戰勝を賀す秀吉其舉動の傲慢なるを惡み其門徒

二人を捕へて箱崎八幡祠前に磔しガスパルケロを斥け令して二十日以内に我邦を退去せしむことゝに於いて大村純忠が特権を與へて葡萄牙人の一時占領せし長崎を沒收し或は僧徒を誅し或は放逐し一切基督教を傳播することを嚴禁するに至れりされどもなほ基督教を奉じ彼の文物を慕ふもの多しと見え始大友宗麟基督教を信じ羅馬字を以てフランチスコの印を刻して用ゐしが其後黒田孝高、細川忠興の徒も亦羅馬字の印を刻し遂に平戸城下坊作の鏝に羅馬字を鑄みて裝飾となすものあるに至る人心の向ふ所を知るべし

大村記、長崎記、長崎夜話、南浦文集、耶蘇天誅記、海寇始末、日本外交起原史、長崎年表、平戸貿易志、西學考要、元史、蘭人著日本記、西教史、ケムプベル日本古代商業史。

第二十七章 航海業の發達

遠洋航海の開けしは基督教の東漸するに及びて九州諸大名のこれを信仰するもの使を羅馬に遣したるに始まる天正十正豊後大友宗麟、肥前大村純忠、有馬晴信等伊東義賢有馬某を正使とし中浦某原某を副使として宣教師アレキサンドル、ワリニヤンを以て嚮導となし其年正月イニヤスマー號に乗じて長崎を解纜し二年六月を經過し天正十二年八月西班牙に着し十月國王及皇后に謁見し尋いで伊太利に赴き天正十三年羅馬に入り十三世グレゴール法王に謁見し天正十八年を以て歸朝せり往復費す所實に九年間の久しきに涉れり此一行到る處優渥なる待遇を受け大に其名譽を博するに至れり今尙伊太利

の威尼斯なる慈惠教院の壁中にこの一行の紀念に係る彫文ありといふこれを我邦人の歐羅巴へ航海せし嚆矢とす其後十二年大友宗麟又其臣植田玄佐を遣し書函方物を齎し羅馬に往かしむ玄佐疾に罹りて其國に死すこの年蒲生氏郷も亦其臣山科勝成、上岩傳右衛門等十二名を遣して羅馬に往かしむ其後氏郷天正十四年同十六年同十八年にも使を羅馬に遣したりきこの外基督教を奉ずる大名は使を羅馬に遣したるべけれども今詳ならず文祿元年豊臣秀吉南海渡航の船に朱印を賜ふ長崎より發するもの末次平藏二艘、船本彌平次一艘、荒木宗太郎一艘、糸屋隨右衛門一艘、堺より發するもの伊豫屋某一艘又京都より發するもの茶屋四郎次郎一艘、角倉了以一艘、伏見屋某一艘總て九艘これを朱印船と稱す呂宋、媽港、安南、東京、占城、東埔塞、六坤、太泥の諸國に往來貿易し舟楫海に相望むこれよりさき天正年中堺の納屋助左衛門呂宋へ渡航し文祿三年歸朝し傘、蠟燭、麝二疋を豊太閤に獻す且眞壺五十箇を取來りて太閤の覽に供せしに殊の外喜びて千宗易を召し代價を付して諸大名中所望のものに買はしむ當時呂宋の壺を愛して茶を入れしこと流行せしによれりこれを南洋貿易の始とす豊太閤の朝鮮を征伐するや屢南洋へ渡航して貿易せし原田孫七郎は其銜芒をしてフエリツピン群島に向はしめんとし勸めて傲慢無禮の書を西班牙のマニラ府に送り鎮臺を怒らしめて戦端を開かしめんとせしに彼等遠き本國の聲援を以て近き日本の兵力に敵し難きを知り使者を遣し土物を貢獻せしむ時に太閤既に遠征軍を駆

て朝鮮に赴かしめ躬親から肥前の名護屋に出張してこれを監督したる頃なりしかば原田孫七郎も亦從ひて營中に在りしが太閤は使者の來るを聞き我國と交通せざりし南蠻の一國が始めて貢獻せしは原田孫七郎の功なりとて原田を家人の班に列し五百俵を賜ふ然れども原田は元其策略雄偉にして小祿に甘んずる者にあらざれば却て其計畫の齟齬したるを嘆じたりとぞ其後原田は太閤に臺灣征伐を勧めしものと見え太閤は文祿二年原田孫七郎を高山國タカサゴ臺へ遣し傲慢無禮の書を贈りて南蠻琉球の如く貢物を獻じて服従せざるを責む然れども當時太閤の意専ら明を取るに在りて朝鮮と既に戦端を開きし際なれば遂に南洋征伐の事は止みぬ異國日記、南禪寺記、蒲生家記、太閤記、臺灣征伐記、前田家古文書、外蕃通書、西教史

第二十八章 鑛業の發達

この期に至り鑛業大に進歩し金銀を掘採するもの多し就中石見、但馬、佐渡、甲斐、能登等最も名あり石見國邇摩郡銀山は其始詳ならずと雖も鎌倉將軍の時大内弘幸既に銀鑛を仙山に得て大に喜び山の名を銀山と改めしといふ其後建武の頃足利直冬當國に入り諸城を攻下し銀山を獲て掘採し殆ど盡く然れども地を穿ちて銀鑛を索むることを知らず只地上の布銀を採りしのみ文永年中大内義興の此地を領するや筑前博多の銅商神谷壽貞邇摩海上を過ぎ偶銀山より往昔銀鑛の出でしことをきき雲州の銅山師

を率ゐり山腹を穿ちて窟を作り深く地中に入り銀鑛を索む其坑を名づけて間歩マキといひ又敷シキといふ實に間歩を作ることこゝに始まる壽貞巨多の銀鑛を得てこれを筑前に輸し銀を吹きて俄に富を得しといふ其後大内家より吉田若狹守、飯田石見守を遣して奉行とす大内氏これが爲に富む天文年中尼子氏銀山を攻て奉行を殺し兵を銀山に置く然れども幾年ならずして大内氏の復する所となり銀山復盛に與る天文九年小笠原長隆銀山を攻てこれを抜くこの年大風雨にて銀山洪水の害を受け大に衰ふこれより後尼子毛利互に銀山を争ひしかど遂に永祿四年毛利氏の有に歸す豊臣氏の興るに及びて又其有となる但馬國朝來郡生野銀山は天文十一年山名左衛門尉祐豐の時始て内尾谷の邊より銀鑛をいだす祐豐没落の後織田信長これを收めて生熊左兵衛を代官とす石見の商人來りて鑛を買ひ銀に吹くこれより盛んに銀を採りしといふ豊臣氏のこの地を收むるや伊藤石見守を奉行とし中瀬金山奉行を兼しむ中瀬の金山は天正二年に掘採したるものを始とす佐渡は古へより沙金を出し、地にて上杉謙信の此地を領するに及びて西三川村の沙金を採て軍國の用を辨せしといふ慶長六年以來相川の中山立合より夥多の金を掘採せしこと見ゆこは熟金にして所謂紫金といふものなりきとぞ銀は天文十一年越後の商沽鶴子山の鑛脈を開きけるも其費に堪へずして謙信に訴へしかば同國魚沼郡上田山の山師數百人を渡らして天文の末まで夥多の銀銅を得しといふ然るに豊臣氏佐渡に金銀のいづることを聞き慶長三年上杉景勝の封を

奥羽に移して此國を領せりこれよりさき武田家は甲斐國山梨郡黒川の金坑を得て貨幣を鑄造しこれを甲州金といひ又前田家は天正十二年能登國羽咋郡寶達山の金坑を發見し凡四十五年間金を取り其後又慶長三年より加賀國石川郡鞍嶽の金坑を發見し盛に貨幣を鑄造すこれを加州金といふ金銀圖録、三州寶貨山緣記、銀山舊記、但馬考、生野銀山舊記、佐渡志、佐渡風土記、甲斐國志

第二十九章 堺の商人

古への鹽穴郷、土師郷の土地たりし和泉の堺はこの期に至り足利氏の權臣山名、大内等互にこれを領し城を築き市街を廣め外國貿易を開きしかば堺は王朝の難波に於けるが如く外船輻輳して商業繁昌の土地とはなりぬこゝに於いて足利時代の文學として貴ばれし連歌の如き織田豊臣二氏以來天下に流行せし茶道、香道、插花、謠曲の如き其他百般の工藝皆この堺よりいづるに至れりこれよりさき崇徳天皇の朝源俊賴が金葉集を撰びし時連歌の一部を加へしかば世人大にこれを譏りしにこの期に至り文學を以て聞えし一條禪閣兼良の如きも連歌の書を作り勅撰に擬して新玉集と名づけしが如く最も世に行はれたりしが殊に宗祇に至り其盛を極めしとぞ宗祇は始和歌を美濃人東常縁に學び後遂に連歌を以て天下と稱せられ天子より花の本の號を賜はりきこれよりこの號連歌家最上の名譽とはなりぬ勅を奉

じて撰ぶ所の連歌集を筑波集といふ其門より宗長と牡丹花宵柏とをいだしぬ宵柏は堺の住人にして又かの東常縁が唱へいだし古今傳授を宗祇宗長より受けて其濫與を極むこれを堺傳授といひ宵柏より奈良の饅頭屋に傳へたるを奈良傳授といふこれより堺の商人専ら連歌を好みしかば坂東屋宗椿、下田屋宗柳、高屋壽玄、俵屋主筠、花田屋宗慶などの連歌師をいだしぬ當時堺の商人一般に好みて屋號を用ゐしかば連歌師も亦遂に前に擧たる如き屋號を用ゐるに至れり又南都稱名寺の僧珠光の徒が茶道を唱へしより武野紹鷗、北向道陳をいだし又香道の宗匠志野道耳插花の妙手文阿彌をいだし千與四郎後利久と稱すの出づるに及びて紹鷗道陳の茶道を大成して一派をたて織田豊臣二氏に仕へ遂に天下の人をして數寄の心を興さしむるに至るこれより堺の商人又茶道を好み今井宗久、天王寺屋宗及、油屋紹佐、太子屋宗高、鹽屋宗悅、錢屋宗納、淡路屋宗和、石津屋宗嬰、茜屋宗佐の徒を出しつ堺の商人は既に天下商業の權を握り財産豊なりしかば如此優美なる遊興をなして屢織田豊臣二氏の茶筵に陪し天下の重寶を集めて誇るに至りぬ豊太閤の天正十五年北野松原に於いて大茶之湯を催すや堺の商人をして珍器を出さしむ天王壽屋宗及、納屋宗久の所持品其上位を占む當時葡萄牙の宣教師が堺商人の一五徳を千五百エキユスにて購ひたるを見て驚きしといふも事實なるが如しこれよりさき堺は室町將軍家の金庫にて常に其經濟に與かりしかば將軍家の執事は堺商人を稱して某老といふに至る當時の堺商人の

權勢ありしことを知るべし明翰抄、古今傳授系圖、茶人系圖、室町殿日記、堺鑑、泉州志、扶桑隱逸傳、江源武鑑、猿樂傳記、和泉名所圖會、西教史

日本商業史卷二

横井時冬著

第五編 德川幕府時代

第三十章 江戸開府并に江戸の商業

徳川家康は織田氏の時より既に海道の強國たり天正十八年豊臣秀吉の小田原を滅すや北條氏の舊領を家康に與へ駿遠三甲信の五國を收む其年八月家康江戸城に入る榊原康政をして地割をなさしむ江戸は元本州の豪族江戸氏の領する所にして江戸城は長祿元年上杉定正の老臣太田備中守持資が始て千代田、寶田、齋田の地を相して築く所といふ其後北條家に屬し大永年中遠山景政をして守らしむ初持資一亭を城中に建て靜勝軒と名づけ其東蒼海に望む所を泊船といひ西富嶽に對する所を含雪といへり京師五山の僧徒詩文を作りて其風景を賞すことを以て一時天下に聞ゆされども其地本丸の一隅にして屋舎は茅を以て葺き玄關は船板を以て張りたるが如き狹陋の一城塞に過ぎざり然るに家康其故に仍り

て修築せず唯廨舎を作り城に近き地を小祿のものに與へ稍遠き地を大祿のものに與へて各人馬を飼養し自ら耕作して輪番に登城せしむこれを番屋敷といふ當時は下町一町もなく平川門外に平川町と稱する町ありそれより今の麴町の方へ取續き甲州街道とて少しばかりの家屋あり又今の八代洲河岸の邊は漁師のみ住せしとぞ關原役後は天下の權徳川氏に歸し江戸遂に政治上の樞府となりしかば慶長八年江戸の新開地を町割して京都、堺の商人を呼び下し屋敷地を與へて日本橋を架せしが同じき十一年藤堂高虎に繩張を命じ池田輝政、福島正則、淺野幸長、加藤清正、黒田長政等の諸大名をして江戸城を改築せしむ元和六年神田臺の下を掘りて神田川を通ず其後萬治三年松平綱宗に命じて壅砂を浚へ今の如く壯流とはなりぬ寛永十三年家光日光廟を修め尋いで江戸城を修め外郭を築く關西の大名に壘壁關東陸奥の大名に墮塹を課して工事を助けしむ又寛永十九年以來諸大名江戸に邸宅を起し妻子を居住せしめ人質に擬し參覲交代せしかば江戸府の繁榮日を追うて増し京都大坂の右に出づ 江戸は元祖御の地にして清水に乏しよりて上水を引きて飲用に供す寛永年中多摩郡吉祥寺村井の頭の池水をひきて目白臺に至る凡五里廿六町南は京橋川以北東は永代橋より大川以西は神田川を限り西は大手町より一橋に至るこれを神田上水といふ家康入國の時大久保主水の舊鑿に係るものなりとぞその後承應年中多摩郡羽村より玉川の水を引きて四谷の西邊に至る凡十里三十町これより伏管を設け麴町、赤坂、芝、築地等の飲用に供すこれ實に壽命を奉じて玉川莊右衛門、玉川清右衛門の計畫になりたり故に其功を嘉して玉川上水といふ又元祿年中河村瑞賢の計畫により多摩川を分流して本郷、湯島、下谷、淺草の飲用に供す千川太郎兵衛、千川徳兵衛其工事の用達を務めしかば承應の例に倣ひて名を千川上水と命じたりきされども享保七年に至りこれを廢せり此他多摩川を分流して青山上水、三田上水等を引くも皆數年ならずして廢せりと 徳川氏の政權は家光、家綱の二代に至り全く確立したりと雖も天下尙亂を好み機を見て動んと

するものあり慶安四年由井正雪、丸橋忠彌等亂を謀る事ならずして誅せらる其翌年別木庄左衛門、林戸右衛門等徒黨を結び徳川氏の法會に乗じ増上寺を燒きて老中を殺さんと企てしも亦露れて誅せらるこの二代中江戸市街には喧嘩辻切行はれて夜は勿論晝にても往來稀なる所は歩行をなすものなく又一種男立と稱するものあり黨を結びて歌仙組、鶴鶴組、蘆屋組など稱し弱を助け強を挫くを以て無上の榮譽となし、かば市中常に争鬪やむ時なかりき明曆三年大火あり正月十八十九兩日に亘り邸第市街延燒し城は唯二の丸を存せしのみ燒死するもの十萬八千餘人本所牛島に回向院を建て其死を吊ふに至る當時松平信綱老中の首座にして大に邸第を轉換し市街を改正し道路の巾を廣む又淺草門内燒死するもの最も多しよりて淺草川に橋を架し本所に通ずこれを兩國橋といふ尋いで永代橋、新大橋を架す寛永以來江戸城の規模を擴張し本城十萬五千三百九十三歩、西城八萬二千二百八十六歩、吹上苑十萬三千八百六十九歩、内濠周圍凡四十町、外濠凡七十三町明曆災後は江戸城内の造營も大に備り諸藩主登城の曹局を定め貴戚大藩は大廊下、大老家は溜間、外様は大廣間、柳間、譜第は帝鑑間、雁間、菊間に祇候せしむ諸大名在府の時并に藩邸の留守居役も亦この間別によりて交るに至る明曆までは足袋伽羅油元結を賣る家なく男女皮足袋を用ゐる上下とも紙をよりこきて元結となし徒若黨の類は蠟燭の流れを油にてゆるめ松やなどを加へて油に代へしとぞ然るに明曆災後皮の價騰貴せしかば下々の者自ら木綿

にて足袋を製せしより足袋店いで伽羅油を嚮ぐものもいでしとかや婦女の帯も寛永頃までは金襴を美麗の限とし黒地に梅櫻松などを處々に織つけこれを鉢の木の帯と名づけて珍重しけり廣さ僅に鯨尺二寸ばかりの紙をしんとして綿などいるゝ事なし然るに貞享元祿の頃より漸く廣くなり鯨尺にて八九寸に及べり綿をしんとして褥の如し又婦女の髪も寛永の頃までは細き麻繩にて髪を束ねて其上を黒き絹にて巻きしにその後越前國より粉紙にて元結紙といふものをつくり出し、かば海内の婦女皆これを用ゐるそれより絹にて巻くことはやみぬ元祿頃より上下共に奢侈に流れしがことに在府の國主は昇平無事に苦み歌舞音曲はいふもさらなり夜々宴飲を事とし蠟燭數百炬を費し數十人の手を経て一杯の羹を作るに至る將軍老中などを饗應するには新に家を作り器財を購ひ其從者を合すれば五六百人に至り一日三千金を費すものあり大抵二十萬石以上の國主は一人の料理金一枚二三萬石の國主も一人に十金を費しゝとぞ又諸大名藩士の常住するものを定府といひ其交代するものを勤番といふ彼輩多くは常職なく日にいで、徘徊遊觀し唯外宿を禁ずるのみことに留守居役の集會には豪奢を競ひ一席の宴飲數百金を抛つものあり江戸物貨の需要こゝに至りて大に増加せしかば元祿七年十組の間屋を起し大坂の廿四組の間屋と氣脈を通じて貨物を輸入し菱垣廻船の業益す盛んなり元祿正徳の頃までは屋舎を倉略に造り火事起れば皆家財を携へて逃れ去り顧みざるが故に往々大火となりて熄まず數里に及ぶものありき然

るに吉宗伊賀峰次郎の建議を容れ番町、麴町、永田町市中の茅屋板屋を廢し金を貸して塗籠及瓦屋を作らしむ又小川笙船の建議を採用して養生所を小石川の白山に建て貧民を救ふ又自ら火消役を召して防禦の術を諭し市中防火の隊伍を定めて四十隊となし伊呂波字を以て其しるしとして隊伍を亂らざらしむ元祿以來火消役の長より屬吏まで衣服笠馬具などに金銀を鏤め唯觀美を旨として却て火を救ふこと能はざりしが吉宗火消役の頭巾を觀て重代の兜もかほど花麗にはあるまじといへり又飛鳥山、御殿山に櫻を植ゑ神田川に柳をうゑなどして市民遊息の便を與へたりき享保六年町奉行支配の市民五十萬一千三百九十四人諸藩の家來旗本家人能役者は此外なり諸藩の邸第は上中下數所を有し大藩は數千人小藩は數百人南は品川北は千住大約四里の地に連亘し其人口に三倍せり延寶七年までは江戸の市街八百八町なりしも享保八年に至り一千二百一十一町、一十二萬六千二百一十戸に至れりさて享保十一年江戸に入津せし日用品を擧ぐれば米八十六萬千八百九十三俵、酒七十九萬五千八百五十六樽、味噌二千八百二十八樽、醬油十三萬二千八百二十九樽、薪千八百二十萬九千九百八十七束、炭八十萬九千七百九十俵、水油九萬八百一十一樽、鹽百六十七萬八百八十俵、木綿三萬六千三百三十五箇一個百なり天明七年大風洪水うち續き天下饑饉し江戸の米價は一兩に一斗五六升にまで騰貴せしかば貧民蜂起して赤坂、麴町、深川、南傳馬町、鎌倉河岸、小舟町、伊勢町、小網町、茅場町あたりの町家に亂入し土藏を破

りて器財を毀ち暴行を極む大名屋敷より人夫をいだして町家を救ひ又町家は半鐘をうちて人夫を集め賊徒を防ぐ等江戸の騷擾いはん方なく幕府先手組を遣して漸く鎮撫するに至るこれを天明のうちこわしといふ松平定信の輔佐となるや寛政三年町會所を淺草向柳原に建て市中に令して五年間の町費を書き出さしめその一年の平均を見向後は務めて其幾分を節減すべしと令したり其減じたる額の内一部は以て町内臨時の入費にあて二分は地主の利益とし残れる七分を以て其町の積立金に供せしめらる幕府よりも兩度に金二萬兩を下し町年寄をして保管せしめ又勘定所用達の商人をして運轉せしめたりこの金を以て市中の鰥寡孤獨及篤疾のものを賑給し又米價騰貴し市民生活に困むときなどはこの金を以て土木費を補充せしめたりき又向柳原、筋違橋内、深川大橋内、小菅村等に倉庫を建設して數十萬石の穀を蓄へ凶荒に備ふる等大に利益を與へしとぞ天明寛政の頃は江戸幕府の稍季世に屬し商沽も大に奢侈に耽りたりと見え初鯉一本に三兩をいだし隠元豆一把二十本に金二分茄子鳴焼に七兩をいだして其初物を賞味し又馬遠の對幅に五百兩南蠻繩簾の水指に三百兩半兩古錢一枚に六百兩を抛つものあり松平定信の屢節儉を令し札差の貸金を弄捐せしめたるも亦時勢の然らしむる所か最もこれ等の多きは用達商人藏前の札差等なりといへり天保七年諸國饑饉し米一升四百文に至る諸色も從ひて騰貴し江戸餓死するもの多し時人これを問屋組合の專横に歸し囂々論じて止まず天保十二年水野忠邦諸株式を廢し

自由賣買を許し大に節儉を令す然れどもこれが爲に貨物多く澁滞し價格も亦平準を失ひしかば嘉永四年に至り株式の制を復す安政二年地大に震ひ邸第より市街の家屋に至るまで顛倒し續いて火を發し三日熄まず江戸市中大半灰燼となる死するもの二萬五千餘人文久二年諸大名の參觀を緩め三年一觀し滯府百日を限り妻子を其國に還らしむ江戸こゝに於いて頓に衰ふ慶應二年米價騰貴し一升の代錢五百五十文に至る貧民品川邊の商家を毀ちて亂入す諸國の浪士は尊王攘夷を唱へて幕政を誹譏し遂に御殿山生麥の變を生じ外患内訌一時に湧き來り物情恟々從ひて江戸の商業もまた振はざりき幕府莊内藩主酒井忠篤に市中巡邏を命ず時に薩摩藩士浪士數百人と芝の薩摩邸に潛み毎夕隊を備へて富商を剽掠し或は莊内藩の屯營を砲撃するに至る市中大にこれを怖るよりて莊内藩大兵を率ゐて薩摩邸を燔き盡く其徒を捕ふ慶應四年正月伏見鳥羽の變あるや二月大總督官軍を指揮し東海、東山、北陸三道より向ひ四月先鋒江戸に入る徳川慶喜恭順を表し東叡山に屏居し江戸城を獻す然れども幕臣中喜ばざるものあり榎本釜次郎は軍艦八隻を奪ひて北海に通れ大鳥圭介は數千人を率ゐて兩總に奔り人心定らず市民家財を荷ひて避く遂に幕臣不服の徒彰義隊と號し東叡山に屯集し輪王寺公現法親王を奉じて官軍に抗す五月官軍討ちてこれを破る大總督宮の江戸を收るや物價騰貴し市民生活に苦む静岡藩を立て慶喜の嗣を定るも舊臣の祿高多くして悉く存祿すべからず徳川家達請うて農商に歸せしむ江戸一時凋萎す俗に

これを江戸の瓦解と稱す朝廷鎮臺府を置き社寺市政裁判所を設け吏民の才能あるものを擧用して市民を安んず七月詔して江戸を改めて東京と稱し鎮臺府を鎮將府と改め三條實美に鎮將を兼し駿河以東十三國を管理し大總督は専ら軍事を督す尋いて奥羽平定せしかば十月東京に行幸す發輦に先ち即位の禮を舉行し明治と改元し江戸城を皇居と定め鎮將府は廢せられたり

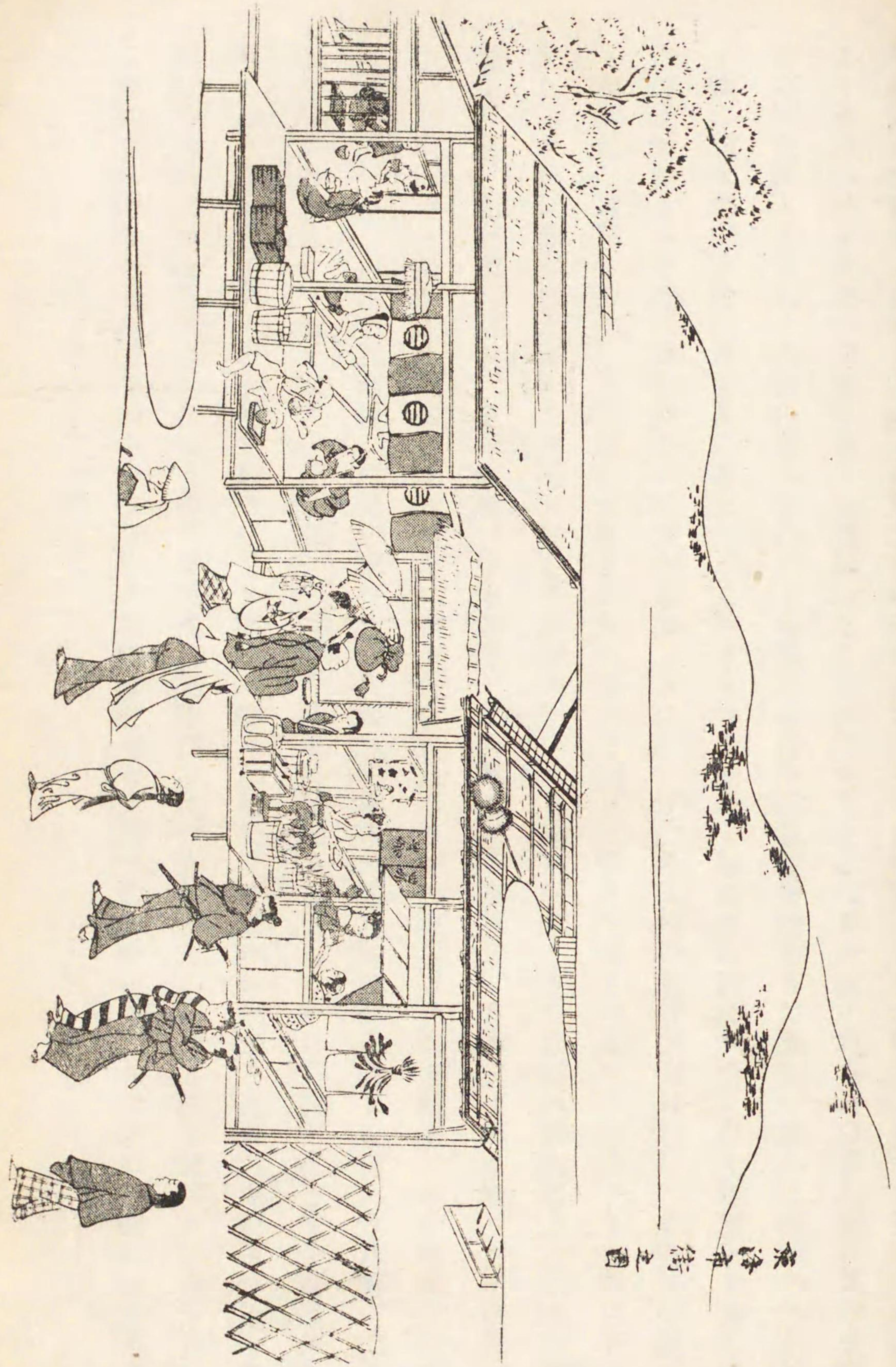
江戸幕府は寛永年中町奉行所を吳服橋内と常盤橋内との兩所に置く吳服橋内を南役所といひ常盤橋内を北役所といふ町奉所二人を置き府内の行政裁判警察の事を行はしむ最も樞要の地位なるが故に寺社奉行、勘定奉行を合せて三奉行といふこれに大目附、目附を合せて評定一座衆ともいふ町奉行は芙蓉間詰にして老中支配に屬し役高三千石を與ふ慶應三年役高を廢し役料金二千五百兩を與ふ町奉行は毎日登城し月番の時は退出の後諸公事願訴訟等の事を聽き式日には早朝より評定所にいづるものとす又大傳馬町の牢屋敷を管し人馬宿次證文をいだし町奉行所の入費は寶曆年中南役所千三百七十九兩、北役所千三百六十二兩とす南北とも與力二十五人同心五十人を付す安政六年に至り同心百六十人となり又官民の間に立ちて市政を取扱ふものを町年寄といふ樽藤右衛門^樽館市右衛門^{奈良}喜多村彦右衛門の三家世襲する所にしてこれを三年寄といひ其宅を役所といふ寛文年中は江戸市街を南中北の三つに分ち月番を以て支配せしとぞ又神田玉川上水の支配を兼ね喜多村は初より苗字を稱せしも樽氏は寛政

二年館氏は天保五年勤勞によりて苗字を許さる慶應四年地割役樽三左衛門をして町年寄を兼ねしむ年寄の下に名主を置きて町中の事を支配せしむ或は一二町を管するものあり或は二十二三町を管するものあり或は名主二人を置きて月番年番を以て勤むるものあり名主に創草^{クワソウ}九人^{二十}古町^{九十}平名主、門前名主の別あり草創古町名主は正月三日參賀し白書院東の方紅葉の間西の椽へ江戸、京都、大坂、堺、奈良、伏見の地役人及過書、銀坐、糸割符人等と一列に並びて將軍家通行の際町奉行の披露にて拜謁し扇子を進獻するを例とす又角屋敷俗に御目見屋敷の町人と稱するものあり銀坐町より神田旅籠町までの間に凡四十二所ありこの町人も亦草創古町名主と共に歳首營中へ參賀するの名譽を負へり草創古町は其家に付きたる名譽職なるも後世に至りては他の株の如く賣買するに至れり又古町三百八十五町人員五千百十一人の商人は幕府の大禮後營中に入りて猿樂を陪覽し菓子酒肴青銅を賜ふの榮あり番號と町名とを記したる幟を立て名主月行事これを率ゐて大手より城内に入れば徒目附、小人目附立合にて人毎に傘を賜ふを例とすこれを町人御能といふ寛永十八年以來の古例なりとぞ享保七年賦役を廢して銀納となし町地を三等に分ち上表口京間五間を以て一人役とし中同七間を一人役、下同十間を一人役とし毎歳役夫十五人をいだし一人銀二匁を收む故に十五人分三十匁の割なりこれを公役銀といふ土地によりて廣狹一ならざるが故に二十坪を一小間と定むこれを公役小間といふ^{表口一間與行二十間}後世遂に一の課率と

なり公費に係る課目をこの小間によりて課するよりこれを聞小間といふこれより町費に一町小間、總町小間、火消小間、祭禮小間の名出づるに至れり梅花無盡藏、天正日記、慶長日記、慶長見聞集、創業記、當代記、玉露叢、落穂集、落穂集後篇、新益柳營秘鑑、殘集柳營秘鑑、細書、獨語、鳩巢先生秘録、享保盛事實録、享保令典永鑑、江戸砂子、江戸志、紫一本、飛鳥川、蜘蛛の糸、卷、泰平年表、甲子夜話、誠齋雜記、蠹餘一得、習集漫筆、匪餘操觚、町會所の始末、政安諸事留帳

第三十一章 京都の商業

京師の政江戸に移ると雖も尙典章儀節に至ては公家に存するが故に禁裏の御料僅に三萬百五十九石一斗九升餘本御料新御料増御料ともにして公家の領地を合するも一小侯の料に及ばずと雖も公家の風流は古來の習慣にして服飾器物皆優美なりこゝを以て工藝美術品は京師固有の名産となり毎に時様の流行は京師より發す又門跡本山の巨刹ありて全國の宗教僧尼を管轄し信徒の詣拜するものに日に絶えず神主は吉田家に就いて官位を受け藝業者は家元に至りて傳授を受くこゝに至りて京師の繁榮江戸に亞ぐ天和元年京師の人口五十萬七千五百四十八人豊臣氏の時は玄以法印を以て京師を支配せしが徳川氏に至りては常に重きを京師に置きしかば二條城を收めて京都所司代を置き禁裏御所方公家門跡を支配し五畿内、丹波、播磨、近江八國の公事訴訟を聴かしめ又人馬宿次證文并に關所手形を出さしむ慶長五年奥平美作守信昌に命じたるを始とすこれ猶鎌倉の六波羅探題に於けるが如し市政の事は東西町奉行所を置きて



支配せしむ最初は西町奉行所のみなりしに寛文五年に至り兩官對馬守を東町奉行に任じ同じき年八月より兩所奉行を設置す月番を以て公事訴訟等を取扱ひしことは江戸大阪の町奉行に同じ諸大名の京師に邸宅を置くもの六十八藩に至るされども衣服器具動作進退皆等級ありて其規に違へば僭越の咎を受く故に諸大名の京師に入るもの甚だ少しこれよりさき慶長十年嵯峨の巨商角倉了以大堰川を開鑿して丹波世喜村より嵯峨に到る間始めて舟を通すこゝに於いて山丹二州の五穀鹽鐵材石などの有無を通じて人民大に其利を得たりき了以また慶長十六年鴨川を堀り大阪舟三條まで入るこれにより米薪以下下直となりぬ京都の町人喜ぶこと限りなし今高瀬川といふものこれなりさて京師の市街は上古京即立賣親九町組、立賣親八町組、上中筋組、下中筋組、上西陣組、下西陣組、聚樂組、川東組、下川東組、上一條組、下一條組、小川組の十二組并に新町合せて八百五十三町、下京即上長組、仲十町組、仲九町組、三町組、川西十六町組、巽組、南長組、川西九町組の八組并に新町合せて五百九十八町、上下京合計千四百五十一町と稱す洛中洛外社寺門前境内町中二百七十八町を除く又市民を代表するものを年寄及町代とす年寄は毎一町に一人を置きて其町の公事を取扱はしめ町代は町々の組合にてこれを推選し毎日町奉行所へいで、組合町内の公事を取扱はしむるものとす町代は元年寄の代理人なりしにいつしか世襲することとなりて動もすれば年寄を凌ぐものあるに至れり町代は町内より若干の給料を受くることにて後には其家名

斷絶するも他より買入りて相續し殆ど一種の株となれり毎年歳首の禮として年寄二人町代四人江戸に下りて將軍に拜謁するを例とす又寛永十一年より町々にて間口相應の役を定め三萬七千八十六軒より一軒役に付百三十四匁八分二厘づゝをいだしむこれ後世軒役の始めにして延寶の頃に至りては京師の町數千八百五十二町、戸數四萬七千、人口五十萬七千五百人に達す當時の繁華思ひやるべし京師の氣習は江戸と異り江戸全盛なるに及びて京師を輕蔑し粧飭衣服歌舞飲食等すべて上方風といふされども西國は猶ほ上方風を用ゐたりき公家は貴榮を以て武家に誇るも歳入常に乏くして活計に困み數世の間憤懣を蓄へて時機を待つ者多し後桃園天皇の時越後の人竹内式部徳大寺家の家來となり京師に住し公卿の間に遊び學問を勤めて勤王を説く事江戸に聞え徳大寺公誠初十七人の公卿を譴責し式部を逐ふその後正親町三條家の家來藤井右門關東に於いて山縣大貳と幕府を排斥して勤王の説を主張す幕府大貳右門を殺し式部を流すこれより勤王の論起る天明三年以後年毎に稔らずして米價騰貴し京師にては其價一石二百五十匁に至る市人禁裏築地の外を廻り建徳門の前に拜伏して五穀豊穰萬民安泰を禱るもの朝より晩に至るまで群集せしといふ又天明八年正月京師大火あり團栗の辻より發して邸第三百三十、社寺九百二十、民家過半延焼し上皇は後櫻町天皇は林丘寺に幸し給へり死者二千六百三十餘人皇宮、仙洞、二條城皆灰燼となりぬ家齊諸藩に課して皇居を造營し松平定信其事を主宰す定信宮闕の狹隘を

慨嘆し公卿よりは高辻五條幕府よりは林信敬柴野邦彦等を選び内意を授けて記録に索め史傳に質し務めて古の制に則らしめぬ又紫宸殿なる賢聖の障子をも新に意匠を土佐住吉兩家の畫工にさづけて寫さしめたりとぞ竹内山縣輩の敗れたる後上野人高山彦九郎王室の式微を憤りて公卿の間を遊説し下野人蒲生君平歷朝山陵の修まらざるを慨きて山陵志を作りなどして勤王説起りたるに安政五年五港を開きて自由貿易を許しより攘夷鎖港の論起り時政に服せざるの徒脱藩して國を去り京師に集り公卿の間を遊説して幕府を咎め意に適せざる者は白晝辻切して其首を街頭に梟するに至る鎖港の勅下りし年幕府會津藩主松平容保を京都守護職となし嚴に藩士浪士の入京を糾察せしむ薩摩、長門、土佐三藩禁闕守護に託して兵を京師に入る諸藩士浪士これに混じて入り尋いで東西大藩陸續入京し物議紛々京師の市人安眠するものなし朝廷長門藩の建議により大和に幸して攘夷を幕府に傳へ親征を決せんとし給ひしかど彈正尹朝彦親王の奏上によりこれを止め長門藩の守衛をとかる七卿遂に長門に趨るよりて七卿の官位を奪ひ長門藩士の入京を禁ず元治元年七月十九日長門藩老臣益田親施、國司親相、福原元備等入京の禁を解んことを乞ひ遂に宮門に逼り會津、薩摩、桑名、越前、一橋等の兵と戦ひ敗れて走る彈丸紫宸殿清涼殿に達す公卿屢遷幸を奏上するにいたる然れども松平容保きかず常御殿の椽下に侍して護衛し奉りしとぞこの日九條邸より延焼し京師の市街大半を失へり市人は初下立賣御門の砲聲をきゝて

四方に離散し京師の騷擾いはん方なし翌日薩摩藩天龍寺に向ひ會津藩八幡山崎に向ひ遂に天王寺の殘賊を亡して還れり慶應三年冬十月十四日徳川慶喜大政を返上す源頼朝覇府を開きしより凡七百年にして政權王室に歸す時人これを王政復古と稱し又維新と稱す幕府已に廢せられしを以て其置く所の所司代及町奉行を解散し京師の市政民事を統轄するものなきを以て膳所、笹山、龜山の三藩に命ずるに京師市中取締を以てす三藩假に取締所を三條烏丸の舊教諭所に開き從前の雜色を使役し市政を管理す三藩は所謂京師定火消にて皇居及市中防火の事を掌れるものなり

當代記、羅山文集、溫知柳營秘鑑、上立賣親町由來略記、竹橋餘筆別集、百艸齋、職制錄、晚翠樓雜錄、元治元年京圖、田中氏筆記、京都府沿革志

第三十二章 大坂の商業

大坂は攝津國東成郡西成郡の二郡に誇り東西一里三町南北三十四町の一大市街にして天正十一年豊臣秀吉のこの地に大城を築くに及びて村落の田圃を開き堺の富戸を移して大に市街を起し、かば諸國の商沽も集り來りて一時殷賑を極めしも慶長元和二役の爲商沽四方に離散して市街殆ど荒廢し葦葺竹籬の疎屋を處處に見るに至れり然るに元和元年松平下總守忠明の封を此地に受くるに及びて銳意力を市政に盡し勉めて流離の人民を招集し絲割符の元締を以て町々の年寄となし殊に安井道頓をして東西横

堀の間に家屋を建設せしめて伏見に居住せる二百餘町の市民を移し尋いで東横堀より木津河口に到る所の荒蕪地を道頓に與ふよりて道頓南横堀を疏通す其兩側に許多の家屋を建つこれを今の道頓堀とす元和五年忠明を大和の郡山に移封し幕府これを直轄するに及びて内藤紀伊守信正を以て城代とすこれより常に城代一員を置きて畿西の四道二島を管せしむ大抵一萬石以上のものにして人馬宿次證文并に關所手形を發すること京都諸司代に同じ又其下に東西の町奉行を置き町方元締を總年寄となしこれに官金を無利子にて貸し與へ小民より質物を取り金融を助くるの用に供せしむ其後寛永十一年秀忠自ら大坂城に臨み市中一般の地子銀を免除せしが如き大に大坂の商業に保護を與へしかば大坂市民は鴻恩を無窮に傳へんとて鐘樓を上町矢倉筋の高地に建て十二時を報せしむ其後寛文中石丸石見守定次の東町奉行たりし時頗る市政に盡力し商家に問屋を設け荷物の運轉を迅速ならしめ營業に成規を立て仲間信用を厚からしめ又大小兩替屋を置き手形の流通を盛にして金融の便利を助けしめ又延賣買の法を始め金銀相場立の制を興す等商業上に利益を與へること少からざりきこゝに於いて遠近の商沽移住するもの甚だ多く商運次第に進歩し寛永二年には二十七萬九千六百十人なりしも寛文九年に至り四十七萬七千三百四人の多きに至れり大坂のかく繁昌するや問屋、仲買、小賣、牙儈スワッパの區別もいよゝ確立し互に商域を守りて他の營業を害することなく徳義と信用の二つは大坂商人の特有性となれりされば萬

治中大坂の一商人銀子借用狀に「万一此銀子返濟いたし不申事に候はゞ人中に於いて御笑被成候共其節一言申分無之候」と認めたりき此一事にてもいかばり大坂商人が廉恥を重んぜしかをしるべし又大坂の地たるや天正十二年以來東横堀、阿波座堀、江戸堀、京町堀、立賣堀、長堀、海部堀、土佐堀、薩摩堀、西横堀等を開鑿せしも河身常に淤塞し雨水漲溢すよりて元祿元年河村瑞賢に命じ九條嶋の中間を開鑿して一道の新河を通じ直に海に達す長一千丈廣三十餘丈これを安治川といひ又泥土を積みて山を築き瑞賢山といふ後天保二年安治川口に天保山を築き航客の標目とす安治川を堀るや上下難波村堂島御池通等を市中に編入し同じき十一年には堀江幸町、古川富島^{舊名}等を開き寶永五年には曾根崎三町を開き延享五年には高津新地九町南瓦町等を開き其後に至ては又難波新地をも開くが如く屢郊外の土地を市區に編入したりしも諸大名の物産は大率この地に運送して販路を求るの狀勢なれば年々四方より集り來りて尺寸の地を争ふに至れり當時市區を南組、北組、天滿組に分ちこれを總稱して大坂の三郷といふ町數凡六百五町江戸の如く總年寄十四人を置き三郷中萬般の事務を支配せしめ其下に町年寄を置きて一町内の事務を掌らしむ元祿享保の際江戸の交通大に開け江戸には十組の問屋を設け大坂には二十四組の問屋を結び互に氣脈を通じて貨物運送の便を求むこれを菱垣廻船とす大坂の商業は年を逐うて進歩し正徳年中には諸問屋五千六百五十五人、仲買人八千七百六十五人、諸商業二千

三百四十三人、諸職工九千九百八十三人、城代附用達四百八十一人、諸藩用達四百八十三人なりき當時商況の盛なるを知るべし其後天明四年に至り先に設けし二十四組もいよ／＼株式となり年々冥加金を上納するに至れり文化年中には商民一般に富裕を極め全國の物産は皆大阪に集り然る後諸方に輸出するの勢をなせりこれを大阪の黄金時代ともいふべきか其後天保八年二月饑饉に乗じ天滿東組與力大鹽平八郎細民を招集して亂を起し天滿屋敷に火を放ちて百廿町餘を焼拂ひ諸大名の藏屋敷町家を合せ一萬八千二百五十軒餘を烏有に歸せしむ當時商沽の害を蒙ること最も多かりきとぞ其後天保十二年組合仲間の制を解き株鑑札の制限を廢し輸出入の物産は問屋の手を経ず直賣買となし廻船貨物は荷主船主の相對に任ずに至れり然るに幕府は又嘉永四年三月に至り組合の制を復し唯冥加金上納及仲間人員を限ることを止むこの時或は分離し或は合併し其稱呼の變換はこれありと雖も大抵文化以前の法に基き嚴肅なる商業の法規を確定して維新の際に至るまで著しき變順を見ず慶應の末年兵馬騷亂の際各商家組合手形流通法に至るまでこれを破壊し三百年來の商業組織全く地を拂ふに至れりこれを要するに大阪の繁集は諸國の大名其國の物産を大阪に輸送しこれを販賣して收むる所の代金は直に其國に回送せずして常に掛屋藏元等に預け置き入用の時これを取出すも多くは大阪に於いて需要品を買入るゝ資財に充つるものにして地方荷主の積來る貨物も亦これと同じく其賣拂ひたる代金にて地方萬般の需

要品を買入れて積歸るが故に大坂の金銀は流通運轉するも曾て境外を出づるもの少く加之兩替屋を置きて種々の手形を發行し金融便を謀のりしかば其運用の伎倆によりて一萬兩の資本金は五六萬兩の融通をなし爲に金融上の利子は甚低廉にして凡商工の榮業に使用する資金は年五六分なりきと云ふ當時商業の中心を占め日本全國の經濟を左右せしも亦偶然の事にはあらざるなり

大坂商業舊慣調、大坂商業慣習
大坂商業志、大坂商業沿革調

藩翰譜、諸役代々記、山里の塵、米商舊記抄録、舊幕府大坂市政

第三十三章 各藩城市の位置

關原大坂二役以來或は削られ或は奪はれ舊族に存するもの山陽山陰に毛利、京極、淺野、池田、堀尾、四國に生駒、山内、蜂須賀、加藤、富田、鎮西に島津、鍋島、立花、松浦、大村、五島、相良、宗、伊東、秋月、黒田、細川、田中、奥羽に最上、伊達、南部、上杉、佐竹、蒲生、北陸に前田あり皆其國に自主すこれを外様大名と云ふ既にして家康六子義直を尾張名古屋に七子頼宣を紀伊和歌山に季子頼房を常陸の水戸に封すこれを三家と稱す又秀康の子忠直を越前神井に封すこれを家門と稱す井伊、藤堂、榊原、本多、酒井、奥平の徒これを譜第大名と稱し幕府の政務を執らしむ又譜第大名より成瀬、竹腰を尾張に水野、安藤を伊予に中山を水戸に附屬して其政を助けしむ又諸國主の家老にして受領を

得るもの加賀に本多、長、横山、毛利に吉川、細川に長岡、島津に北郷、仙臺に片倉、肥前に本多、阿波に稻田の類あり數萬石を食みて國主の下に隸す幕府の領地は天料と稱し紀伊、尾張、大隅、薩摩、壹岐、對馬、備前、因幡、伯耆、阿波、淡路、土佐、伊賀、加賀、越中、安藝、周防、長門、若狹、出雲、志摩の二十一國を除き其他の國には大抵天料ありて其武藏、相模、上野、下野、上總、下總、常陸、安房、伊豆、甲斐、出羽、陸奥を汎稱して關東御料といひ山城、大和、攝津、河内、和泉、近江、丹波、播磨を五畿三州五料といひ丹後、但馬、備後、備中、美作、伊豫、讃岐、駿河、遠江、三河、伊勢、美濃、越後、越前、能登、飛驒、信濃、佐渡、石見、隱岐、肥後、肥前、筑前、筑後、豊前、豊後、日向を汎稱して上方御料といふ凡四十七國に亘り其樞要の地には奉行を置き其他は代官を置きて支配し勘定奉行にてこれを統轄す大は十餘萬石小は六七萬石諸藩と犬牙參錯す其封建の制は唐の孔穎達の議を參取したるものなりとぞ

五畿内は豊臣氏の故地にして大抵幕府の直轄に歸し京都に所司代を置き大坂に城代を置きて關西を控制し山城伏見 二百六十三町六千二百五十六軒 大和奈良 百二十五町五千二百二十軒 和泉堺 三百五十六町五千六百四軒 等の地に奉行を置くさて山城に淀 十萬二千石 大和に郡山 十五萬二千二百八十八石 柳澤氏 高取 二萬五千石 和泉に岸和田 五萬三千石 搭津に尼崎 四萬石 櫻井氏 高槻 三萬六千石 三田 三萬九千石 其他櫛羅、芝村、柳本、小泉、柳生、丹南、狹山、伯太、麻田の各藩ありと雖も大藩と稱すべ

きものは淀、郡山の二藩に過ぎず東海道には駿河府中に城代を置き甲斐の府中に勤番を置くこの外伊勢山田に奉行を置き伊豆下田、相模浦賀に番所を置くさて伊勢に安濃津 三十二萬三千九百五十三石藤堂氏 久居 石藤堂氏 尾張に名古屋 六十一萬九千五百石德川氏○犬山三 三河に吉田 七萬石大河内氏 桑名 十一萬石 志摩に鳥羽 三萬石 稻垣氏 尾張に名古屋 萬五千石成瀬氏○今尾三萬石竹腰氏 尾 六萬石 岡崎 五萬石 遠江に濱松 三萬石 井上氏 掛川 五萬三千石太田氏 横須賀 石西尾氏 駿河に田中 四萬石 沼津 五萬石 水野氏 相模に小田原 十二萬三千百二 武藏に忍 十萬石 川越 八萬四百石 上總に久留里 三萬石 黒田氏 下總に佐倉 十一萬石 堀田氏 古河 八萬石 土井氏 關宿 四萬八千常陸に水戸 三十五萬石德川氏○松 土浦 九萬五千石土屋氏 笠間 八萬石 牧野氏 其他長島、神戸、薦野、舉母、荊屋、田原、西大平、西端、相良、小島、萩野山中、岩槻、岡部、全澤、勝山、館山、飯野、佐貫、鶴牧、請西、一宮、多古、結城、高岡、小見川、生實、麻生、府中、宍戸、下館、牛久、下妻あり東山道には下野の日光、近江の大津、信樂に代官を置き箱館に奉行を置くさて近江に彦根 二十五萬石 膳所 六萬石 水口 二萬五千石 美濃に大垣 十萬石 戸田氏 郡上 四萬八千石 高須 三萬石 加納 三萬二千石 岩村 三萬石 信濃に松代 十萬石 眞田氏 松本 六萬石 石加藤氏 田 五萬三千石 高遠 三萬三千石 石内藤氏 高島 三萬石 諏訪氏 上野に前橋 十七萬石 高崎 八萬二千石 沼田 三萬五千石 安中 三萬石 板倉氏 館林 六萬石 石藤井氏 壬生 三萬石 鳥山 三萬石 大 陸奥に仙臺 六十二萬五千石 盛岡 二十萬石 會津 二十八萬石 二本松 十萬石 弘前 十萬石 棚倉 十萬石 阿部氏 白川 十萬石 中村 六萬石 三春 五萬石 磐城平 三萬石 福島 三萬石 一之關 三萬石 田村氏 福山 三津輕氏 出羽に久保田 二十萬五千石 米澤 十八萬七千二百石 酒井氏 松山 二萬五千石 新莊 六萬八千二百石 上山 三萬石 藤井氏 山形 五萬石 前松氏

野其他大溝、西大路、山上、宮川、三上、苗木、高富、飯山、飯田、小諸、田口、須坂、岩村田、伊勢崎、小幡、吉井、七日市、足利、黒羽、佐野、茂木、吹上、大田原、八之戸、黒石、泉、守山、湯長谷、下手渡、天童、本庄、龜田、長瀬あり北陸道には越後新潟渡相川に奉行を置くさて若狹に小濱 十萬三千五百石 越前に福井 三十二萬 丸岡 五萬石 大野 四萬石 西鯖江 四萬石 加賀に金澤 百二十萬二千七百石 越中に富山 十萬石 前田氏 越後に高田 十五萬石 土井氏 西鯖江 岡部氏 新發田 十萬石 溝口氏 村松 三萬石 石前 越中に富山 十萬石 前田氏 越後に高田 十五萬石 土井氏 西鯖江 岡部氏 新發田 十萬石 溝口氏 村松 三萬石 敦賀、稚谷、與板、清崎、黒川、三日市、三根山あり山陰道には丹波に龜山 五萬石 笹山 六萬石 福智山 三萬二千石 園部 二萬六千七百石 丹後に宮津 七萬石 本庄氏 田邊 三萬五千石 石取 三十二萬石 出雲に松石 八萬石 廣瀬 三萬石 松平氏 石見に濱田 六萬石 津和野 四萬三千石 其他綾部、柏原、山家、峯山、豊岡、母里あり山陽道には幡磨に姫路 十五萬石 酒井氏 明石 八萬石 十萬石 龍野 五萬八千八百石 美作に津山 十萬石 備前に岡山 三十一萬五千石 備中に足守 二萬五千石 備後に福山 十一萬石 阿部氏 安藝に廣島 四十二萬六千石 周防に徳山 四十萬石 長門に萩 三十六萬九千石 府中 五萬石 石京極氏 伊豫に宇和島 十萬石 伊達氏 今治 三萬五千石 大洲 六萬石 松山 十五萬石 四條 三萬石 土佐に高智山 二十萬二千六百石 其他赤穂、三日月、山崎、林田、小野、安志、三草、勝山、庭瀬、新見、岡田、淺尾、清未あり南海道には紀伊に和歌山 五十五萬五千石 徳川氏○田邊 三萬八千八百石 安藤氏○新宮 三萬五千石 水野氏 阿波に徳島 二十五萬七千九百石 讃岐に高松 十二萬石 丸龜 五萬石 伊豫に宇和島 十萬石 伊達氏 今治 三萬五千石 大洲 六萬石 松山 十五萬石 四條 三萬石 土佐に高智山 二十萬二千六百石 其他多度津、吉田、新谷、小松あり西海道には肥前の長崎に奉行を置き外國貿易を取扱はしむさて筑前

に福岡五十二萬石、秋月五萬石、城主格、筑後に久留米二十一萬石、柳川十一萬九千六百石、豊前に中津十萬石、小倉十五萬石、豊後に岡
 石黒田氏五萬石、格格、黒田氏五萬石、筑後三萬二千石、日出二萬五千石、肥前に佐賀三十五萬七千石、小城七萬三千二百石、蓮池五萬二千六百石、島原七萬石、白杵五萬六千石、杵築三萬二千石、石能見氏三萬石、肥後五十四萬石、宇土三萬石、日向七萬石、延岡七萬石、内藤氏千八百石、唐津六萬石、小平六萬七千七百石、大村二萬七千九百石、肥後五十四萬石、宇土三萬石、日向七萬石、内藤氏千八百石、高鍋二萬七千石、佐土原二萬七千七百石、薩摩六十萬五千石、琉球分十萬石、對馬十萬石、其代佐伯、府内千八百石、高鍋二萬七千石、佐土原二萬七千七百石、薩摩六十萬五千石、琉球分十萬石、對馬十萬石、其代佐伯、府内千八百石、森鹿島、五島人吉あり、以上慶應二年四月の調に據る、今又十萬石以上の城下を擧ぐれば畿内に淀、郡山、東海道に名古屋、水戸、安濃津、桑名、小田原、佐倉、忍、東山道に仙臺、會津、彦根、久保田、盛岡、米澤、莊内、前橋、二本松、大垣、松代、弘前、棚倉、白川、北陸道に金澤、福井、高田、小濱、富山、大聖寺、新發田、山陰道に鳥取、松江、山陽道に廣島、萩、岡山、姫路、福山、津山、南海道に和歌山、徳島、高知、高松、字和島、西海道に鹿児島、熊本、福岡、佐賀、久留米、小倉、柳川、中津ありこれを要するに商業も亦封建時代に在ては其城主の勢力に伴うて發達したるは明かなる事實なりと雖も又地理の然らしむる所なきにあらざる故に奥州の一大城下にして却て中國の一小城下に及ばざるものあり又全く城下にあらざる市街にして商業地たるものあり即美濃岐阜、伊勢松坂、四日市、近江大津、長濱の如きこれなり温知柳營秘鑑、殘集柳營秘鑑、職制錄、治所一覽、萬石以上分限帳、郡國城塲記、諸侯要覽

第三十四章 貨幣藩札并に度量衡

徳川家康も亦織田豊臣三氏の例に倣ひ慶長六年後藤四郎兵衛に命じて大判金を作らしめ墨書墨判せしむ又銀位を定めて丁銀の通用を命ず皆大黒屋常是の極印を用ゐらる慶長十一年銅錢を鑄る文を慶長通寶といふ同じき十四年永樂錢通用を停止す然れども尙錢貨を撰ぶ者ありしかば秀忠元和二年惡錢定の外撰ぶものには其面に火印すべき旨を令し同じき三年銀銅錢を鑄る文を元和通寶といふ家光も亦寛永十三年土井大炊頭利勝に命じ近江坂本并に江戸に於いて銅錢を鑄る文を寛永通寶といふ家綱の時寛文八年京都大佛銅像を毀ち寛永通寶錢を鑄る背面に文の字あるを以て俗にこれを文錢といふ松平信綱の在職中計畫せし所なりとぞ網吉に至り大に奢侈を極め國用缺乏せしかば勘定奉行萩原重秀種々收斂の法を始むれども其缺乏を補ふこと能はず遂に元祿八年銀銅鉛錫を雜へて新金を製す黄金の眞色を失ひ鍮石の如し新金既に純金にあらずして偽造し易しよりて偽造の罪人多くいで、磔刑に處せらるゝに至る市人も亦新金既に純金にあらずるを賤み物價騰貴し天下これを苦む當時鑄造せし所のものは大判金、小判金、歩判金、丁銀、豆板銀等にして金銀共に元字の極印あるを以て世にこれを元字金銀といふ又元祿十年始て二朱金を鑄り一步半金の半を以て通用せしむ寶永三年丁銀、豆板銀を改鑄して古銀

と交換せしむこれを寶字銀といふ同じき五年大錢を鑄る銅錢にして文を寛永通寶といふ大錢の一以て他錢の十に充てしむ同じき六年に至りこれを停止す同じき七年小判金、歩判金を鑄る判金の文に乾の字ある故にこれを乾金といふ家宣初純金を以て鑄造するの意思ありしが其原料の俄に得難きを以て一時元字金を鎔して雜物を去り其形を小にせしかば其重舊貨の半に及ばず市人またこれを嫌ふ家繼に至り正徳四年小判金、歩判金、丁銀、豆板銀を改鑄すこれを新金銀といふこれよりさき家宣貨幣の疎悪を憂へ群臣をして種々議を盡さしめ又日本橋に高札を建て庶人の意見を問ひ其議畧決定し居りしを以て家繼其遺志を繼ぎたるものなりとぞ吉宗の時享保元年小判金、歩判銀を改鑄し同じき十年元祿大判の疎悪なるを以て慶長大判の位に復し元文元年小判金、歩判金、丁銀、豆板銀を鑄るこれを文字金銀といふ同じき四年鍋鐵を以て錢を鑄るこれを鍋錢といふ背面に小字あるものは本所小梅にて鑄りたるもの又足字あるものは野州足尾にて鑄りたるものなり皆寛永通寶の文を書す家治の時明和二年五匁銀を鑄り又龜井戸に於いて鐵錢を鑄る同じき五年銀座にて眞鍮を以て寶永通寶を鑄る一以て他錢の四に充てしむ安永元年始て二朱判銀を鑄り八個を以て一兩に充つ家齊の時文政二年小判金、草文字丁銀、豆板銀を鑄り又始て眞草字二體の二歩判金を鑄り二個を以て一兩に充つ皆極印の字體によりて其稱を異にするのみ同じき七年始て一朱判金を鑄り十六個を以て一兩に充て同じき十二年始て一朱判銀を鑄

り十六個を以て一兩に充つ又天保六年楕圓形の銅錢を鑄る文を天保通元といふ一以て百に充て通用せしむ同じき八年小判金、歩判金、二朱判金、五兩判金、丁銀、一步判銀を鑄り同じき九年大判金を鑄るこれを保字金銀といふ家定の時安政三年二朱判金を鑄りしが同じき六年家茂將軍となり小判金、歩判金、二朱判銀、一朱判銀、丁銀を鑄るこれを正字金銀といふ家茂また萬延元年大判金、小判金、歩判金、二朱金、一朱金を鑄るこれを萬延新金といふまた文久三年銅錢を鑄る文を文久永寶といふ一以て他錢の四に充て通用せしむ

江戸將軍執政時代金銀貨幣發行表

發行者	大判	小判	一步判金	二朱判金	二歩判金	一朱判金	五兩判金
家康	慶長六年	慶長五年	慶長五年				
綱吉	元祿八年	元祿八年	元祿八年	元祿十年			
家宣		寶永七年	寶永七年				
家繼		正徳四年					
吉宗	享保十年	元文元年	元文元年				

家	家	家
茂	定	齊
元萬		天文
年延		保八年
萬安		政二年
延政		天文
元六		保八年
年六		政二年
萬安		文保
元近		政元年
年六		文政
元萬		十二年
年延		文政
元萬		七年
年延		文政
		八年
		年保

發行者	丁	銀	豆板銀	五匁銀	二朱判銀	一朱判銀	一步判銀
家	康	慶	長	慶	長		
綱	吉	八元	年祿	八元	年祿		
家	治			二明	年安	年永	
家	宣	正寶	元永				
吉	宗	元元	年文				
家	齊	天文	保八年				
家	慶						
家	茂	六安	年政				

元祿年中甲金を元祿金に改鑄し甲金の利用を停む甲府の人民甚これを不便とせり甲府は松平吉保の領地なれば吉保甲金の通用を官に請うてこれを改鑄し元祿金と貨質を同うす其金貨に安字の記あり故人これを甲安金といふ正徳四年吉里官に請うて新金を鑄る其金貨中金に優れり故に又これを中安甲金といふ其後享保六年新金を鑄る銀料を加へて品位やゝ下る其金貨に重字の記あるが故に又これを甲重金といふ以上の甲金は皆一步、二朱、一朱の三種なりき加賀も利家以來金坑を開きて貨幣を鑄造せしが利長に至り慶長十六年越中國新川那龜谷の銀坑を開き又寛永の末加賀國石川郡倉谷山の金坑を開きしかば彦四郎治郎兵衛をして一步金、丁銀、花降銀等を鑄造せしむ明和五年水戸藩幕府の許可を得て一年十萬貫を限り三年間鐵を以て寛永通寶錢を鑄る天明四年仙臺も幕府に請うて鐵錢を鑄り五年間領内に通用せしむ其形撫角にして文を仙臺通寶といふ其他長崎箱館に於いても幕府の許可を得て鑄造したりき

藩札は寛文中越前宰相徳川忠昌が一時救急の策を以てこれを製造したるに始まる其後元祿以來諸藩一般に奢侈に流れ國用缺乏せしかば幕府の許可を得て藩札を發行するもの俄に増加し寶永四年諸國の札通用を停止するに至る然れども種々の事情ありて享保十五年前々より通用の所は用ゐるべきよし令せられしかば郡山、岸和田、神戸、赤穂、津山、丸龜、岡山、福山、山口、徳島、豊津等の諸藩續々

發行するに至れり嘗て荻生惣右衛門郡山銀札の銘を作て曰く不須權衡、可通貿易、不依重裝、而超四方、五尺之重入、市匠欺瞞、千乘之國爲、民開利源、寶鈔之德義大矣哉、又天保以來國事多端にして藩札を發行するもの益々増加しこれまで一度も發行せざりし鹿兒島藩の如き關門外四郷の如き土地を有し他藩と犬牙錯雜し藩札を發行するの必要を感じ松木弘菴の翻譯せる印刷術の書により始めて西洋機械を以てインキ摺の札を發行するに至れり明治四年七月廢藩の令下るや藩札悉皆政府の負債となり新紙幣を以て交換せらる

家綱の時始て絹布の丈尺を定め絹は幅一尺四寸布は一尺三寸とし并に三丈四尺を以て一端と定めしが其後寛文五年鯨尺の二丈六尺を以て一端とし吳服には悉く鯨尺を用ゐしむ吉宗尺度の長短一ならざるを憂へ紀伊熊野の神庫に藏めたる大寛の小尺を得て模造し日景を測るの用に供すこれを享保尺といふまた近江伊吹山にて堀出したる念佛搭婆に刻みたる尺度を模造したるを念佛尺といふ又尺度の職人又四郎が工匠の爲に作りたる曲尺を又四郎尺といふ享保尺より四厘短し又寛政年中有名の測量家伊能忠敬が享保尺と又四郎尺とを折衷して作りたるを折衷尺といふ又四郎尺より二厘長し徳川氏の世にはかくの如く四種の曲尺あり又工匠の曲尺の背に刻する裏尺其一尺は表面の一尺四寸一分四厘二毫餘に當るあり又足袋屋にて用ゐる足袋尺曲尺の八寸を一尺とす等の私尺ありしとぞ又寛永の始量法を改めて方四寸九分深二寸七分とす然れども江戸升になほ不同ありしかば寛文九年町年寄樽屋藤右衛門に命じて新升を頒たしむよりて樽氏を榭座と稱して専ら其事を行はしむ

權衡には權座を置き東三十三國は守隨彦太郎の秤を用ゐ西三十三國は神谷善四郎の秤を用ゐしむ又屢役員を諸國に遣して検査をなさしめしとぞ又斤量に種々の稱あり百六十匁を唐目一斤といひ百八十匁を大和目一斤といふ此外茶に宇治目二百三、藥種に沈香目二百三、あるが如し寶貨事略、折燒柴の記、駿臺雜話、經濟錄、三王外記、三貨圖錄、金銀圖錄、三州寶貨錄、國家金銀錢譜、天明令典永鑑、南路志、一話一言、家傳史料、誠齋雜記、蠹餘一得、金銀錢沿革考、泰平年表、本朝度量衡略說、地方新書、吹塵錄

第二十五章 驛傳及飛脚業

天正十八年徳川家康の關八州を得て江戸に入るや寶田村及千代田村の農民馬込勘解由、高野新右衛門、小宮善右衛門等其部下の人夫傳馬を率ゐてこれを迎ふ家康依りて道中傳馬役を命じ且其繼飛脚給米として武藏國豊島郡高田村にて高十二石三斗六升の地を給す其後文祿元年一夫の擔量を定めて拾貫目とし一駄の駕量を三十貫とす家康慶長七年天下の政權を握るに及びて驛路の事奈良屋市右衛門、樽屋三四郎二人をして司らしむ公用の傳馬駄馬皆この二人發する所の傳符を以てこれを出さしむ慶長九年織田右府の遺志を繼ぎて諸道を修め三十六町毎に五間四方の一里塚を築かしむ慶長十六年傳馬法を令し江戸日本橋より品川まで上下駄賃は荷物重さ四十五貫目を一駄とし京錢廿六文板橋まで三十文とし人足賃を其半とす其後元和三年東海道路次の領主代官に命じて木錢は京錢四文馬一匹八文とし其旅

舎の薪柴を用ゐざる者は其半を減せしむ寛永十二年武家諸法度を定めて諸國道路橋梁を修め驛馬舟楫を備へしむ萬治二年始て大目付高木守久を道中奉行に任すこの後は大目付勘定奉行の兩職各人をしてこれを兼任せしむ徳川氏に至り東海道、中山道、日光、奥州、甲州を五街道と稱し東海道には江戸、京都間に品川、川崎、神奈河、保戸谷以上武藏、戸塚、藤澤、平塚、大磯、小田原、箱根以上相模、三島、沼津、原、吉原、蒲原、由比、興津、尻府中、丸子、岡部、藤枝、島田以上駿河、金谷、日坂、掛川、袋井、見附、濱松、舞坂、新居、白須賀以上遠江、二川、吉田、御油、赤坂、藤川、岡崎、知鯉鮒以上三河、鳴海、熱田以上尾張、桑名、四日市、石薬師、莊野、龜山、關、坂下、土山、水口、石部、草津、大津以上近江、の五十三驛を置き又伏見、淀、枚方、守口の三驛を置いて大阪に通ず又中山道には江戸、京都間に板橋、蕨、浦和、大宮、上尾、桶川、鴻巣、熊谷、深谷、本莊以上武藏、新町、倉賀野、高崎、板鼻、安中、松井田、坂本以上上野、輕井澤、沓掛、追分、小田井、岩村田、鹽名田、八幡、望月、蘆田、長窪、和田、下諏訪。鹽尻、洗馬、本山、熱川、奈良井、簗原、宮腰、福島、上松、須原、野尻、三留野、妻籠、馬籠以上信濃、落合、中津川、大井、大久手、細久手、御嶽、伏見、太田、鵜沼、加納、河渡、美江寺、赤坂、垂井、關原、今須以上美濃、柏原、醒井、番場、鳥井本、高宮、愛知川、武佐、守山以上近江、の六十七驛を置き守山より草津に至りて東海道に連絡す日光街道には江戸、日光間に千住、草加、越谷、杉

戸、栗橋以上武藏、中田、古河以上下總、野木、間々田、小山、新田、小金井、石橋、雀宮、宇都宮、下徳次郎、中徳次郎、上徳次郎、大澤、今市、鉢石以上下野、の廿一驛を置き又奥州街道は日光街道の宇都宮より分れて白河に至る其間に白澤、氏家、喜連川、佐久山、太田原、鍋掛、越堀、蘆野以上下野、白坂、白河以上陸奥、の十驛を置く甲州街道には江戸甲府間に内藤新宿、下高井戸、上高井戸、國領、下布田、上布田、下石原、上石原、府中、日野、横山、駒木野、小佛以上武藏、小原、與瀨、吉野、關野以上相模、上野原、鶴川、野田尻、犬目、下鳥澤、上鳥澤、猿橋、駒橋、大目、下花吹、上花吹、下初狩、中初狩、白野、阿彌陀海道、黒野田、駒飼、鶴瀨、勝沼、栗原、石和、甲府以上甲斐、の三十九驛を置き又別に葦崎、臺原、教來石、蔦木、金澤、上諏訪の六驛を置いて中山道の下諏訪に連絡すこの他の街道を脇往還と稱し東海道の四日市より伊勢山田に至るを伊勢路といふ又尾張の岩塚より佐屋へいで桑名へ渡りて東海道に連絡するものを佐屋路といひ名古屋より大垣へいで中山道の垂井に連絡するものを美濃路といふ又大阪より豊前小倉に達するものを中國道といひ武州葛飾郡新宿より下野金崎に達するものを水戸佐倉道といふ又武藏、相模、遠江、下總、信濃、越後等の要所に關を置くことに東海道の箱根、今切、中山道の碓氷、福島甲州街道の小佛を重しとす關を越ゆるには必ず手形を要し關所を忍びて通行せしものは重追放に處し脇道を越えしものは其所に於いて磔刑に處す案内をなしたるものも亦同罪とす東海道

の酒匂、興津、安倍、大井の四川には舟を置かず必ず歩涉せしむことに大井川を第一とす故に往來の人島田、金谷の川越所に至り割符を取りて八人掛の臺に乗るものあり又肩車にて渉るものありて混雜を極むといふ又五街道宿驛の人馬を定め東海道は百疋百人、中山道は五十疋五十人、日光奥州甲州道は廿五疋廿五人とすことに公卿門跡には朱印證文を與へて其人馬を給せしむ諸大名の戸江に參觀交替するや小藩は數百人大藩は數千人を從へ鹵簿には槍、薙刀、挾箱、大弓、鐵砲囊、茶辨當、牽馬華美を競ひて往來し驛門に填咽し前發後起數日絶えず濫に人馬を使役するに至ること、に於いて荷物改所を東海道の品川、府中、草津中山道の板橋、追分、洗馬、日光奥州道の千住宇都宮甲州道の内藤新宿に置き本馬一駄乗廿貫目、輕尻五貫目、駄荷四十貫目、人足一人持五貫目、長持一棹三十貫目、六人掛乗物一挺、六人、山乗物一挺、四人掛宿駕籠一挺、二人掛具足櫃一荷十貫目、二人掛兩掛挾箱一荷九貫目、一人八分掛合羽籠一荷七貫目、一人四分掛竹馬一荷四貫目、一人掛挑灯笼一荷三貫目とすまた幕府は年々繼飛脚給米及問屋給米を給し各驛の地子を免じ時々金員を貸與して大に保護せしが遂に元祿年間に至り五街道筋宿驛近傍一二里の諸村に徭役を課して定助郷と名づけ又五六里以上十里内外の諸村に課するものを加助郷と名づけて宿驛助成の傳馬役夫を出さしむるに至る諸道の宿驛繁盛に赴くに從ひ惡漢横行して旅人を困ましむこと、に於いて享保元年道中奉行はクモスケゴマノハイを捕縛せしめ

しも尙無籍の惡漢諸道を徘徊して頻に旅人に就いて買路錢を要求し若しこれを與へざれば鬭争を挑み或は黨を結びて傳舍に亂入し瓦礫を擲ち燈火を滅するに至る人若し之を拒めば什器を破毀し簿冊を劈き金錢を強奪す或は山野に埋伏して婦幼を拐帶し或は路上を横行して旅人運搬の荷物に闖衝して酒錢を強請する等一も憚る所なし然るに宿驛其後患と訴出の費用を恐れ却て惡錢を庇蔭し捕吏の來るものあれば竊にこれを避逃せしむこと、に於いて寶曆八年惡漢を隱匿する者を重罪に處せしむされどもこの弊は幕府の世を終るまで止ざりしとぞ江戸幕府に至り驛傳の法大に備りしも公書荷物一名及役人の旅行公用物の遞送に過ぎずして一般の人民に至りては未だ全く其利益を受くること能はざりしに飛脚の營業起るに及びて始て書狀荷物遞送の便を得たりき

初元和元年大阪城定番の諸士東海道各驛の驛長と議し其家隸を以て飛脚となし毎月三度八日を限りて東海道を往復す人呼びて三度飛脚といふこれを三都定飛脚の濫觴とす其後大阪の商沽等これに倣ひ飛脚を以て業となす者ありしと雖も皆其名を大阪在番諸士の下卒に藉り其法被を服し雙刀を帯びて路次の賊難に備ふ如此してこの法を營むこと二十餘年ついに寛文三年に至り三都商沽等相議し新に町飛脚問屋抱率領と稱して始て賈人の旅裝をなす當時大阪飛脚の江戸に着するや各其旅亭の戶外に於いて筵蓆を數き書狀及貨物を排列して路人の縦覽に供す若し自己の姓名を認る者あらば飛脚に乞うてこれを

領し且其歸便を問ひて復書を投ずるを常とすこの年町飛脚東海道通行の日程を定めて公私の別なく毎月二日、十二日、廿二日を以て發す人又呼びて三度飛脚とす寛文十一年大阪飛脚商等江戸同業者と相議し始て兩地商估の金銀遞送をなす依て金飛脚の招牌を掲ぐ其後組合中月番を定めてこれを擔當し名づけて手板組といふ當時此組合に同盟するもの十四人各人銀百枚をいだし其資金に充つ元祿十一年三度飛脚問屋ありと雖も定期發着をなさず時々公用物の遞送を遲滯するを以て大阪町奉行安藤駿河守飛脚總問屋十六人に諭し毎日順番を以てこれを發せしむ其組合を定めて順番仲間といふ又路次日限を定めて五日、六日、七日、八日の四種に分つ正徳五年江戸若狹屋忠右衛門東海道歩行飛脚を始む享保三年紙屋平左衛門飛脚問屋を上州高崎に開く同じき九年上州屋傳右衛門飛脚問屋を陸奥福島に開く同じき十四年島屋佐七飛脚問屋を上州伊勢崎に開く同じき廿年近江屋五兵衛飛脚問屋を上州藤岡に開くこれより諸國に於いて續々飛脚問屋を興し以て通運の便を開くに至れり元文四年大阪飛脚問屋柳屋嘉兵衛柳屋早飛脚を始む路次騎馬を以て往復す時人呼びて通馬早飛脚といふ寛保二年手板組飛脚商相議して東海道及中國筋金銀遞送法を改正し江戸大阪間金百兩貨銀十一匁、銀一貫目貨銀七匁、荷物一貫目貨銀六匁とす延享元年江戸飛脚商近江屋嘉平次、島屋佐右衛門、江戸屋吉郎兵衛等官准を得て擢狀急便を發すこれよりさき江戸若狹屋忠右衛門登早馬繼飛脚を開き路次停渡に遇へば其駄中より急用に

係を書狀行李を拔擢し別に急脚に付し宰領尾行してこれを點檢するの法ありしが官准を経ざりしを以て寛保二年禁止せらるより近江屋等其法に倣ひ駄中より急便を擢出し晝夜の別なく遞夫三人を以てこれを送る大坂柳屋彦兵衛發する所の馬早飛脚組合の如きも亦其迅速なるを稱して其急便物を以てこの擢狀便に託するに至る延享三年島屋佐右衛門陸奥福原京都間を往復する荷物の保險及金銀爲替を開く天明二年始て定飛脚問屋の株式を許し其冥加金とし毎年五十兩を納めしむ江戸飛脚商等相議し新に官准を得て大坂定飛脚問屋と稱す文化元年大坂の綿弓弦問屋松屋甚四郎の手代源助行商を以て諸國を歴遊し旅舎待遇の厚薄に注意し其主人甚四郎及江戸鍋屋甚八と相謀り旅舎舊來の弊を除かんと欲し松屋甚四郎及鍋屋甚八を請元とし諸國有志の旅舎を結合せしめ一社を建て浪華講と稱し每家に其招牌を掲げしむ數年ならずして諸國到る處に浪華講の招牌を見るに至れり後天保元年大坂河内屋茂左衛門江戸の荳屋茂右衛門浪華講に倣ひて一社を創立し名づけて三都講といふ

創業記、定飛脚發端舊記、大阪京都御城内定飛脚歴代記、享保令典、永鑑、島屋佐右衛門家聲錄、町飛脚舊記、五街道類寄、青標紙、地方落穂集、地方大概集、道中御提書、蠶餘一得、誠齋雜記、竹橋餘筆、徳川禁令考、浪華講創業記、驛遞志稿

自天保元年 至元治元年 江戸定飛脚仲間定期運賃 大坂物價表による

日受	日發	運賃	解	釋
六日限	幸便	銀二匁	<small>六日限、七日限、八日限、十日限トハ當地ヲ發シテヨリ江戸表届ケ先ヘ着スル間ノ日數ナシト然レトモ此唱有名無實ニシテ其實六日限リト云フモ概ネ九日目ニ着キ七日限ハ十日目ニ着キ十日目ニ着キ八日限ハ十二日目ニ着キ十日限ニ至テハ十七日ヨリ乃至十八日ニ着テ着スルモノアリ</small>	<small>幸傾トハ二五八ノ日一ケ月スヘテ九回集ル所ノ遞送物品チ一纏ニシテ江戸ヲ發スルナ云フ先ニ六日限ノ九日目ニ着スルト云フモスヘテコノ定日ヨリ算スルモノナリ</small>
七日限	幸便	銀壹匁五分		
同日	同	銀五拾匁		
同日	同	銀四拾匁		
同日	同	銀四拾匁		
八日限	幸便	銀壹匁		
同日	同	銀參拾匁		
同日	同	銀參拾匁		
同日	同	銀參拾匁		
十日限	幸便	銀六匁		
同日	同	銀拾五匁		

日受	日發	運賃	解	釋
十日限	常便	銀貳拾匁	<small>仕立トハ其物品一箇ニ限リ時日ヲ論セス即刻別人ヲ以テ遞送シ其受日限三日ヨリ六日ニ至ルマテスヘテ紀定ノ如クコレヲ違ヘサルモノヲ云フ</small>	<small>正三日限 嘉永六年ヨリ始メテコレヲ受負フ</small>
正三日限	同	銀七匁		
正六日限	同	銀貳兩貳分		
半五日限	同	金參兩		
正五日限	同	金參兩貳分		
半四日限	同	金四兩		
正四日限	同	金四兩貳分		
半三日限	仕立	金七兩貳分		
正三日限	同	銀九匁五分		
正六日限	同	銀拾壹匁		
同日	同	銀七匁		